鳥羽市前期基本計画

（素案）令和３年度～令和７年度

令和２年　　月

鳥羽市

目　次

Ⅰ　序論 1
1　計画の概要 1
2　鳥羽市の現状と課題 2
（1）　人口 2
（ア）　現状の整理 2
（イ）　将来人口推計 8
（2）　財政 9
（ア）　普通会計の歳出入及び投資的経費の状況 9
（イ）　財政推計 11
（3）　市民意識調査 13
（ア）本市の住みやすさ 13
（イ）定住意向とその要因 13
（ウ）今後特に力を入れてほしいまちづくり分野 16
（エ）居住地域における課題 17
（オ）日常における近所との支え合いでできると考える活動 18
Ⅱ　基本計画の構成 19
1　施策の体系 19
2　まちづくりの目標ごとの基本方向と主要な取り組み（★は重点施策を表します） 21
政策の柱１．出産・子育てを支え、学びと交流が活発に行われるまち 22
【子育て】、【教育・人材育成】、【交流の促進】 22
【子育て】施策目標①　子どもと子育て家庭をやさしく支える　★ 22
【教育・人材育成】施策目標②　子どもの未来の礎となる鳥羽ならではの教育を進める 25
【教育・人材育成】施策目標③　しっかり学ぶ子どもたちを育てる　★ 28
【教育・人材育成】施策目標④　多様な立場や個性を認め合う精神を育てる 31
【教育・人材育成】施策目標⑤　生涯学習やスポーツを進める 34
【交流の促進】施策目標⑥　鳥羽ファンの憩いとつながりづくり　★ 37
政策の柱２．人が集い活力あふれるまち 40
【観光の魅力向上】、【産業振興と経営の安定化】、【就業・企業】 40
【観光の魅力向上】施策目標⑦　海洋文化を守り、活かす　★ 40
【観光の魅力向上】施策目標⑧　まちの美しさと機能を保つ 44
【観光の魅力向上】施策目標⑨　地域資源を活用した経済循環　★ 46
【観光の魅力向上】施策目標⑩　水産業を守り育てつなぐ　★ 49
【観光の魅力向上】施策目標⑪　農業に触れる機会をつくる 53
【観光の魅力向上】施策目標⑫　商工業の明日を支える 55
【就業・企業】施策目標⑬　とばびとの「働く」を支える　★ 57

政策の柱３．人と自然が調和した環境にやさしいまち 61
【環境保全】、【自然共生】、【生活環境】 61
【環境保全】施策目標⑭　環境負荷の少ない循環型社会の創出 61
【自然共生】施策目標⑮　緑と海を次代に残す 64
【生活環境】施策目標⑯　住環境・土地利用の健全化　★ 67
【生活環境】施策目標⑰　安全で快適な道路環境整備に努める 70
【生活環境】施策目標⑱　安全な水を未来につなぐ 72
政策の柱４．誰もが生きがいを持ち、安心して暮らせるまち 74
【福祉】、【安全安心な暮らし】、【保健医療】 74
【福祉】施策目標⑲　みんなで支え合うまちをつくる 74
【福祉】施策目標⑳　高齢者が地域でいつまでも暮らせるまちをつくる 77
【福祉】施策目標㉑　障がい者の地域での主体的な生活を支える 79
【安全安心な暮らし】施策目標㉒　災害や犯罪に強いまちをつくる　★ 81
【安全安心な暮らし】施策目標㉓　消防・救急体制を充実する 88
【安全安心な暮らし】施策目標㉔　地域に合った移動手段を考える 91
【保健医療・各種手続き】施策目標㉕　健康で安心できるくらしを支える　★ 95
【保健医療・各種手続き】施策目標㉖　質の高い市民サービスを提供する 98
行政改革大綱 101
はじめに 101
取り組みの指針 101
施策の体系 101
Ⅲ　国土強靭化地域計画 109
（１）国土強靭化の概要 109
（ア）国土強靭化の背景 109
（イ）強靭化を推進するうえでの基本的考え方 109
（ウ）取り組み推進上の留意点 110
（２）脆弱性の評価 110
（ア）基本的な進め方 110
（イ）評価の手順 110
（ウ）想定されるリスク 111
（エ）「備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」の設定 111
（オ）脆弱性の評価結果 113
（３）強靭化に向けた取り組み 121
（ア）強靭化の推進に向けた分野の設定 121
（イ）各分野の強靭化に向けた取り組み 121
資料編 126
施策目標の担当課一覧 126

用語集 130

Ⅰ　序論

１　計画の概要

基本計画とは、基本構想の実現に向けた具体的な施策を示すものです。前期基本計画、後期基本計画から構成されています。

計画期間は５年とし、令和３（2021）年度から令和７（2025）年度を前期基本計画、令和８（2026）年度から令和 12（2030）年度を後期基本計画とし、順次策定します。

図表 １　総合基本計画の構成及び計画期間

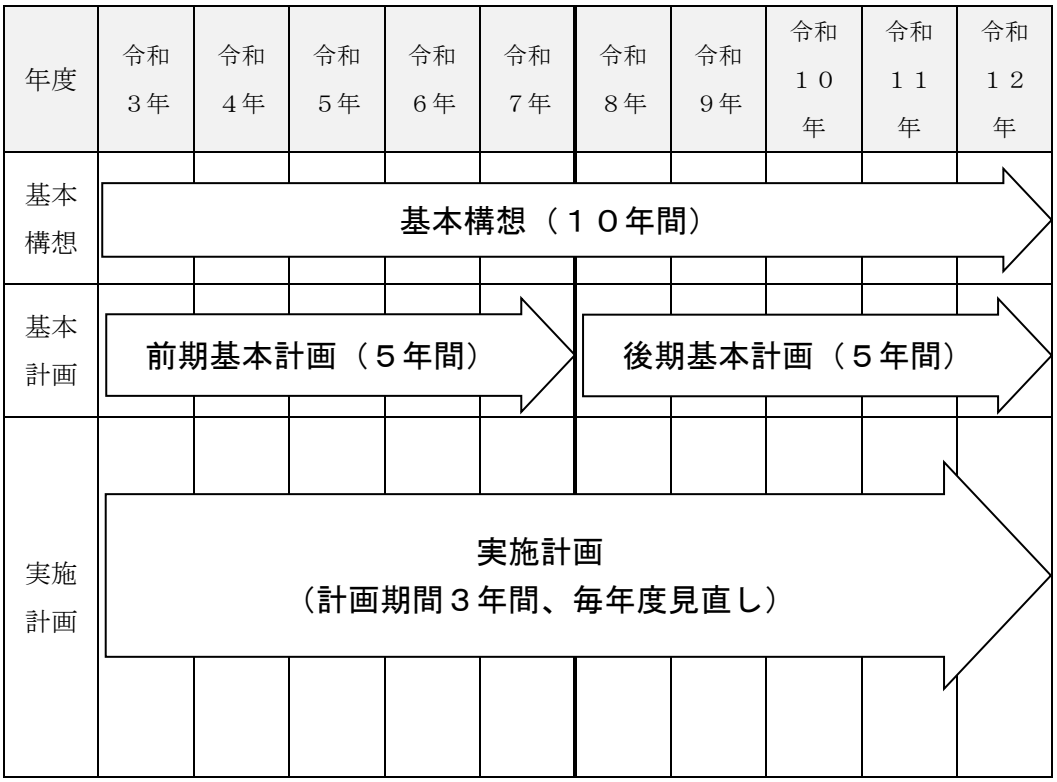

※　実施計画は、計画期間を３年間とし、毎年度見直しを行います。

２　鳥羽市の現状と課題

（１）人口

（ア）現状の整理

住民基本台帳による本市の総人口は、平成６（1994）年の 27,335 人以降一貫して減少傾向にあり、平成 31（2019）年には 18,616 人となっています。また、その減少割合が年々増加し、減少速度が加速しています。

世帯数は平成６（1994）年の 8,327 世帯以降平成 21（2009）頃までは微増傾向にありましたが、近年減少に転じており、平成 31（2019）年時点では 8,391 世帯となっています。

図表 2　総人口、世帯数、１世帯あたりの人員

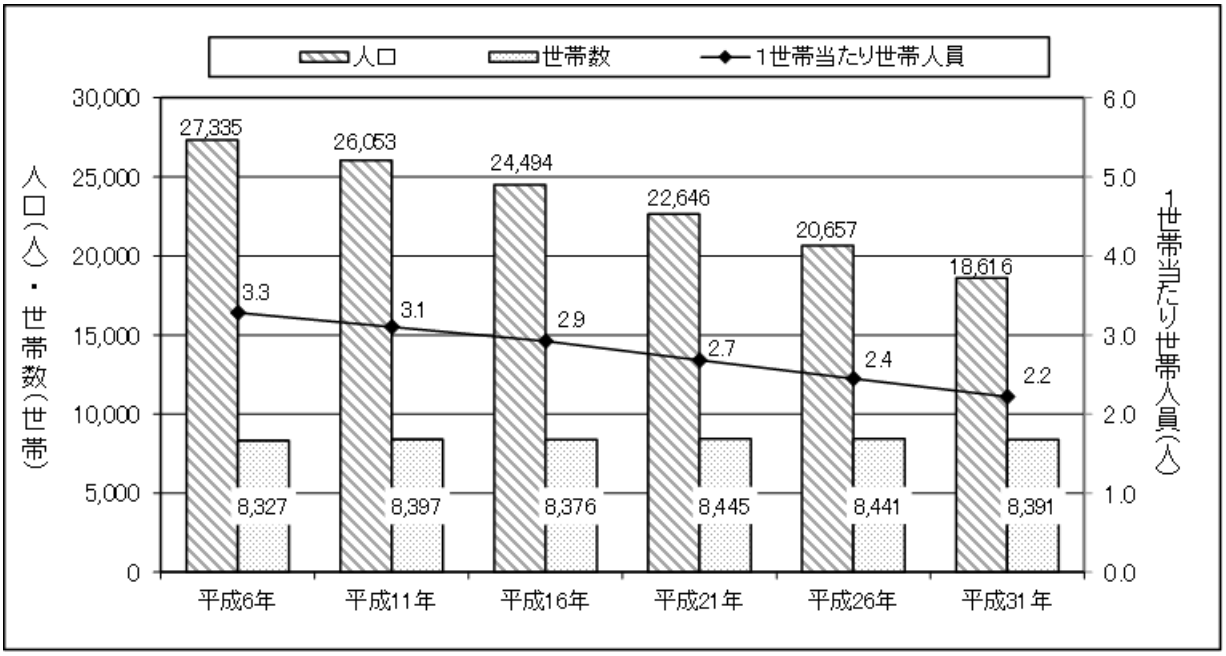

出典：企画財政課企画経営室「住民基本台帳（各年３月末日現在)」

年齢４区分別人口は、「０～14 歳」及び「15～64 歳」の区分が一貫して減少しているのに対し、「75 歳以上」は一貫して増加傾向にあります。「65～74 歳」は平成 20（2008）年から平成 25（2013）年にかけては減少したものの、平成 30（2018）年には増加傾向となっています。

図表 3　年齢４区分人口

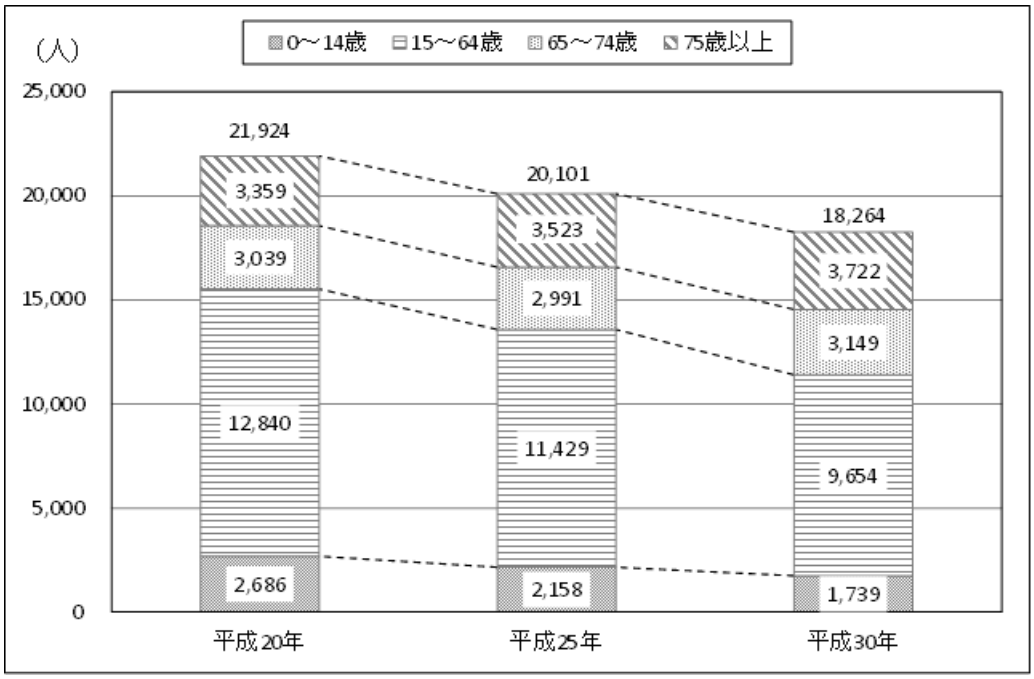

出典：三重県戦略企画部統計課「人口・世帯の動き（月別人口調査結果）（各年 10 月 1 日現在）」（年齢不詳を除く）

自然動態（出生・死亡）を見ると、死亡数が出生数を上回る自然減の状態となっています。転入数と転出数により求められる社会動態は、転出数が転入数を上回る社会減となっています。

期間内において、出生数は減少、死亡数は増加、転入数は横ばい、転出数は減少となっています。

図表 4　人口動態（増減数、自然動態、社会動態）

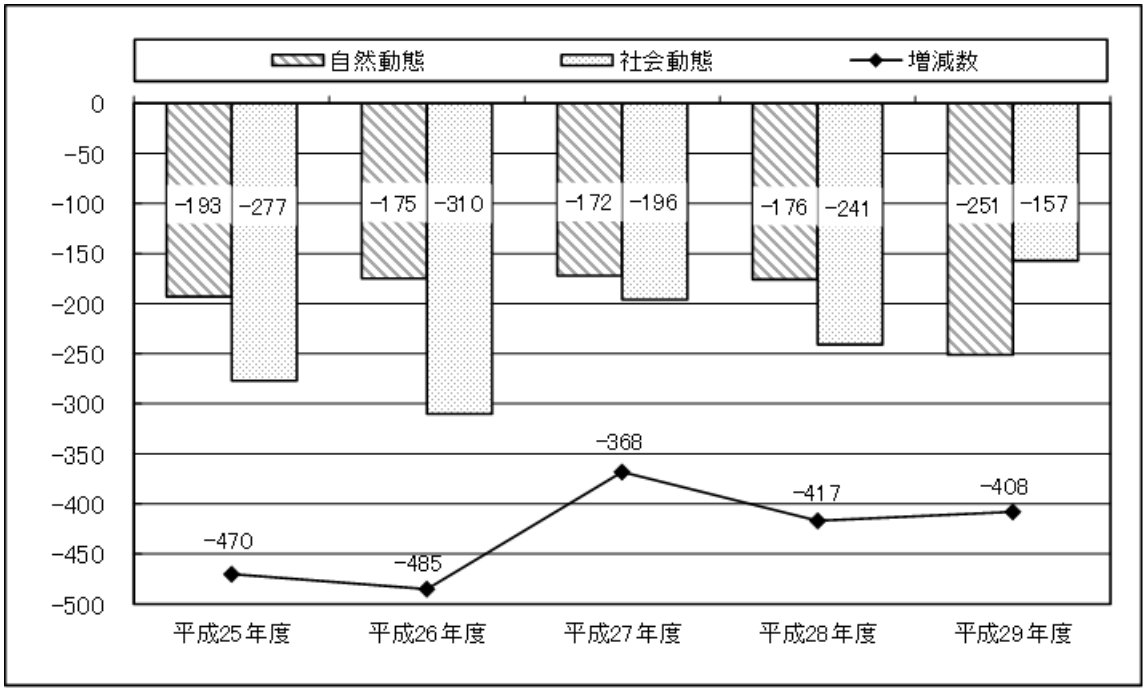

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
増減数	-470	-485	-368	-417	-408
自然動態	-193	-175	-172	-176	-251
出生	130	98	108	109	94
死亡	323	273	280	285	345
社会動態	-277	-310	-196	-241	-157
転入	629	576	620	608	624
転出	906	886	816	849	781

出典：企画財政課企画経営室「住民基本台帳における人口動態」

年齢別に転入元・転出先を見ると、本市への転入者は、20 歳代のみ栃木県小山市が最多ですが、それ以外の年代では伊勢市からの転入が最多となっています。

転出者数はすべての年代において伊勢市が最多となっています。転出者数が全体で 634 人であり、伊勢市への転出者が 173 人であるため、伊勢市への転出が約 27.3%を占める状況です。

また、年代別に見た場合、転入、転出ともに 20 歳代の人数が最多となっており、ともに全体の約４割を占めています。

図表 5　年齢別の転入元・転出先の状況

【全年齢】						【20歳代】					
転入			転出			転入			転出		
順位	転入前住所地	人数（人）	順位	転出先住所地	人数（人）	順位	転入前住所地	人数（人）	順位	転出先住所地	人数（人）
第1位	伊　勢　市	71	第1位	伊　勢　市	173	第1位	小　山　市	20	第1位	伊　勢　市	45
第2位	志　摩　市	36	第2位	名 古 屋 市	46	第2位	伊　勢　市	19	第2位	名 古 屋 市	26
第3位	名 古 屋 市	33	第3位	津　　市	42	第3位	名 古 屋 市	11	第3位	津　　市	17
第4位	小　山　市	27	第4位	松　阪　市	31	第4位	津　　市	8	第4位	松　阪　市	14
第5位	津　　市	25	第5位	志　摩　市	23	第5位	志　摩　市	5	第5位	四 日 市 市	11
総数（全市区町村）		512	総数（全市区町村）		634	総数（全市区町村）		203	総数（全市区町村）		251

【30歳代】						【40歳代】					
転入			転出			転入			転出		
順位	転入前住所地	人数（人）	順位	転出先住所地	人数（人）	順位	転入前住所地	人数（人）	順位	転出先住所地	人数（人）
第1位	伊　勢　市	15	第1位	伊　勢　市	35	第1位	伊　勢　市	7	第1位	伊　勢　市	15
第2位	名 古 屋 市	9	第2位	津　　市	9	第2位	志　摩　市	4	第2位	名 古 屋 市	4
第3位	松　阪　市	6	第3位	名 古 屋 市	8	第3位	名 古 屋 市	3	第3位	松　阪　市	3
第3位	志　摩　市	6	第4位	松　阪　市	6	第3位	津　　市	3	第4位	津　　市	2
第5位	四 日 市 市	5	第4位	鈴　鹿　市	6	第3位	松　阪　市	3	第4位	四 日 市 市	2
－	－	－	第4位	志　摩　市	6	－	－	－	第4位	志　摩　市	2
総数（全市区町村）		87	総数（全市区町村）		118	総数（全市区町村）		49	総数（全市区町村）		48

【50歳代】						【60歳以上】					
転入			転出			転入			転出		
順位	転入前住所地	人数（人）	順位	転出先住所地	人数（人）	順位	転入前住所地	人数（人）	順位	転出先住所地	人数（人）
第1位	伊　勢　市	6	第1位	伊　勢　市	15	第1位	伊　勢　市	8	第1位	伊　勢　市	32
第2位	津　　市	2	第2位	志　摩　市	4	第2位	志　摩　市	5	第2位	大　阪　市	4
第2位	志　摩　市	2	第3位	津　　市	3	第3位	大　阪　市	4	第3位	名 古 屋 市	2
第2位	大　阪　市	2	第3位	松　阪　市	3	第4位	四 日 市 市	3	第3位	桑　名　市	2
第3位	名 古 屋 市	1	第3位	鈴　鹿　市	3	第5位	名 古 屋 市	2	第3位	志　摩　市	2
第3位	松　阪　市	1	－	－	－		－	－	－	－	－
総数（全市区町村）		31	総数（全市区町村）		49	総数（全市区町村）		43	総数（全市区町村）		65

出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」（平成 30（2018）年）

注）「全年齢」には０～19 歳及び「不詳/その他」を含むため、20 歳代から 60 歳以上までの合計値とは一致しない。

通勤の状況を見ると、本市内に常住し他の市町村で従業する人が 2,357 人であるのに対し、本市で就業する従業者のうち他の市町村に常住する人が 3,472 人となっているため、就業者については本市からの流出より本市への流入が多い状況となっています。

流出先としては伊勢市への流出数が全体の 62.3%を占める 1,469 人です。流入元は伊勢市の 1,603 人（46.2%）と志摩市の 1,242 人（35.8%）の２市が大半を占める状況となっています。

図表 6　通勤の状況

流　出			実数（人）	比率（%）	流　入			実数（人）	比率（%）
鳥羽市内に常住する就業者※			9,953	—	鳥羽市内で従業する就業者※			11,153	—
鳥羽市内で従業する者			7,502	75.4	鳥羽市内に常住する者			7,502	67.3
他の市町村で従業する者（流出者）			2,357	23.7	他の市町村に常住する者（流入者）			3,472	31.1
流出先上位5位	第1位	伊　勢　市	1,469	62.3	流入元上位5位	第1位	伊　勢　市	1,603	46.2
	第2位	志　摩　市	335	14.2		第2位	志　摩　市	1,242	35.8
	第3位	松　阪　市	148	6.3		第3位	松　阪　市	120	3.5
	第4位	津　　市	107	4.5		第4位	南伊勢町	79	2.3
	第5位	明　和　町	50	2.1		第5位	明　和　町	73	2.1

出典：総務省「平成 27 年国勢調査」（平成 27（2015）年 10 月 1 日）

注）「※」について、15 歳以上就業者が対象、従業市区町村が「不詳・外国」の者がいるため比率の合計は 100%とならない場合がある。

また、通学では、本市内に常住し他の市町村へ通学する人が 548 人であり、他の市町村に常住し本市へ通学する人が 526 人であるため、通学者の流入・流出は人数が拮抗している状況です。流出先としては伊勢市が 389 人で流出者全体の 71.0%を占めています。流入元は伊勢市の 177 人（33.7%）と志摩市の 91 人（17.3%）の２市で流入者の過半数を占めています。

図表 7　通学の状況

流　出			実数（人）	比率（%）	流　入			実数（人）	比率（%）
鳥羽市内に常住する通学者※			2,163	—	鳥羽市内へ通学する者※			2,152	—
鳥羽市内へ通学する者			1,558	72.0	鳥羽市内に常住する者			1,558	72.4
他の市町村へ通学する者（流出者）			548	25.3	他の市町村に常住する者（流入者）			526	24.4
流出先上位5位	第1位	伊　勢　市	389	71.0	流入元上位5位	第1位	伊　勢　市	177	33.7
	第2位	津　　市	31	5.7		第2位	志　摩　市	91	17.3
	第3位	松　阪　市	28	5.1		第3位	明　和　町	52	9.9
	第4位	志　摩　市	17	3.1		第4位	松　阪　市	34	6.5
	第5位	鈴　鹿　市	6	1.1		第5位	津　　市	19	3.6

出典：総務省「平成 27 年国勢調査」（平成 27（2015）年 10 月 1 日）

注）「※」について、15 歳以上通学者が対象、通学市区町村が「不詳・外国」の者がいるため比率の合計は 100%とならない場合がある。

（イ）将来人口推計

本市の将来人口は基準年の 30 年後となる令和 27 (2045) 年には 1 万人を割り込み、9, 871 人となる見込みです。年齢階級別に見ると、15 歳未満の年少人口及び 15～64 歳の生産年齢人口は一貫して減少傾向にあります。

老年人口の推移の内訳を見ると、65 歳以上の老年人口は令和２（2020）年頃まで増加となるが、その後は５年ごとに 300 人程度のペースで減少する見込みです。75 歳以上人口は令和 12（2030）年まで増加を続け、その後減少に転ずる見込みとなっています。

図表 8　推計結果（平成 30（2018）年 10 月 1 日基準）

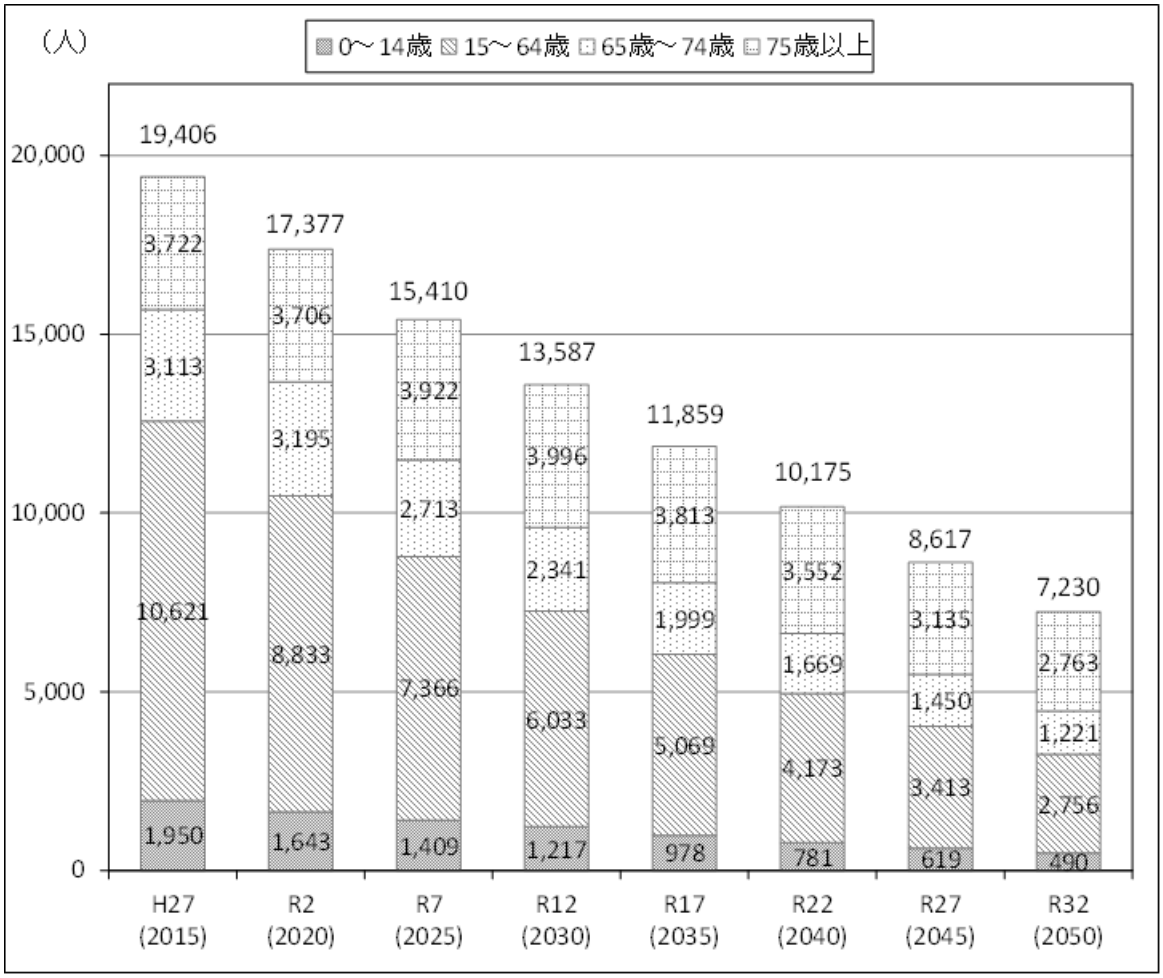

出典：平成 27（2015）年は総務省「国勢調査」、その他は推計結果（各年 10 月 1 日時点）
※平成 27（2015）年については年齢不詳を除く。

（２）財政

（ア）普通会計の歳出入及び投資的経費の状況

平成 25（2013）年度以降、普通会計の歳入決算総額は、おおむね横ばいで推移しており、平成 29（2017）年度は 116 億 4,500 万円です。これは平成 25（2013）年度の 111 億 4,100 万円と比べて約５億 300 万円の増加となっています。

一方で、平成 25（2013）年度以降の普通会計の歳出決算総額では、平成 29（2017）年度が 114 億 2,700 万円で最も高くなっています。内訳を見ると、扶助費や公債費、物件費などが増加傾向にあります。一方で、普通建設事業費 は平成 26（2014）年度の 18 億 6,900 万円をピークに、それ以降はおおむね減少傾向となり、平成 29（2017）年度には 10 億 1,200 万円と最も低くなっています。

図表 9　歳入総額の推移（普通会計）

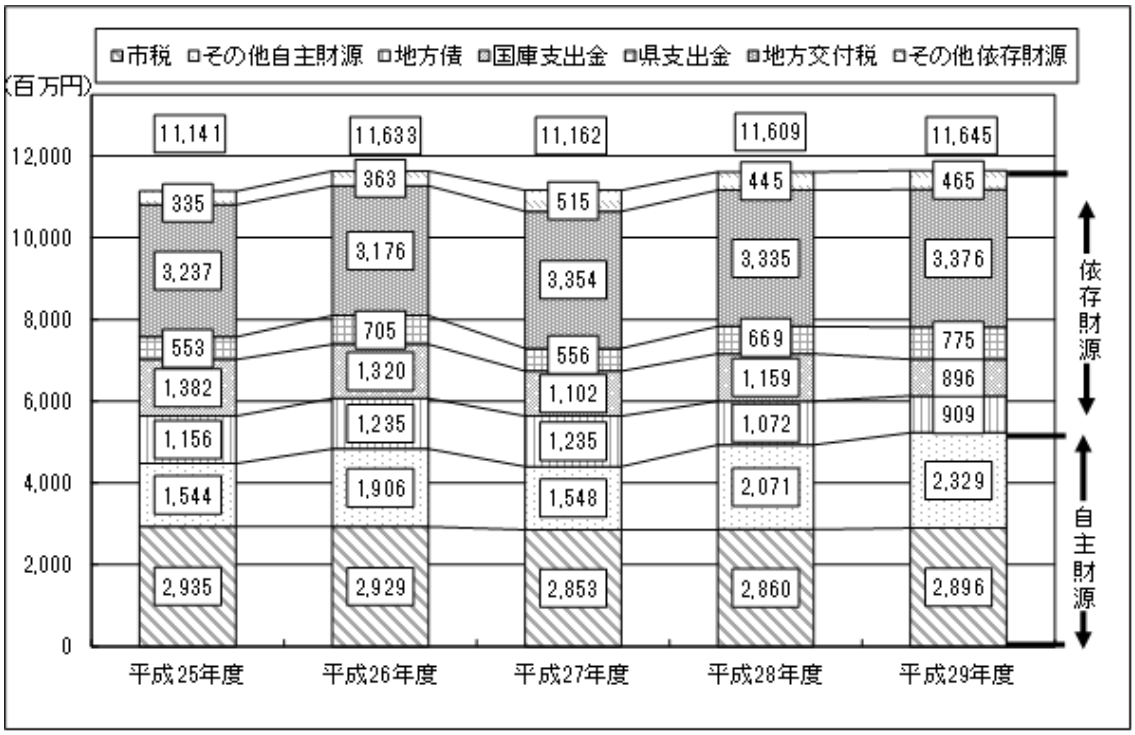

出典：総務省「決算カード」（各年）

図表 10　歳出決算総額の推移（普通会計）

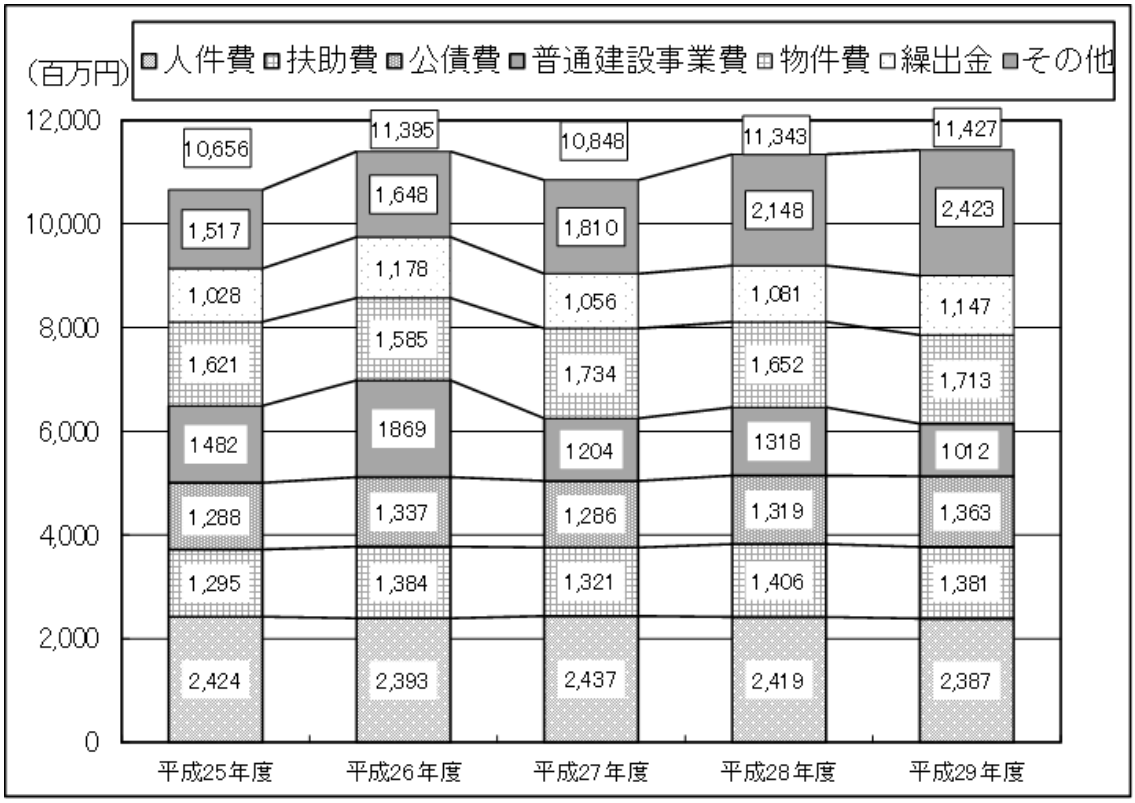

出典：総務省「決算カード」（各年）

図表 11　普通会計における歳出決算総額の構成（左：平成 25 年、右：平成 29 年）

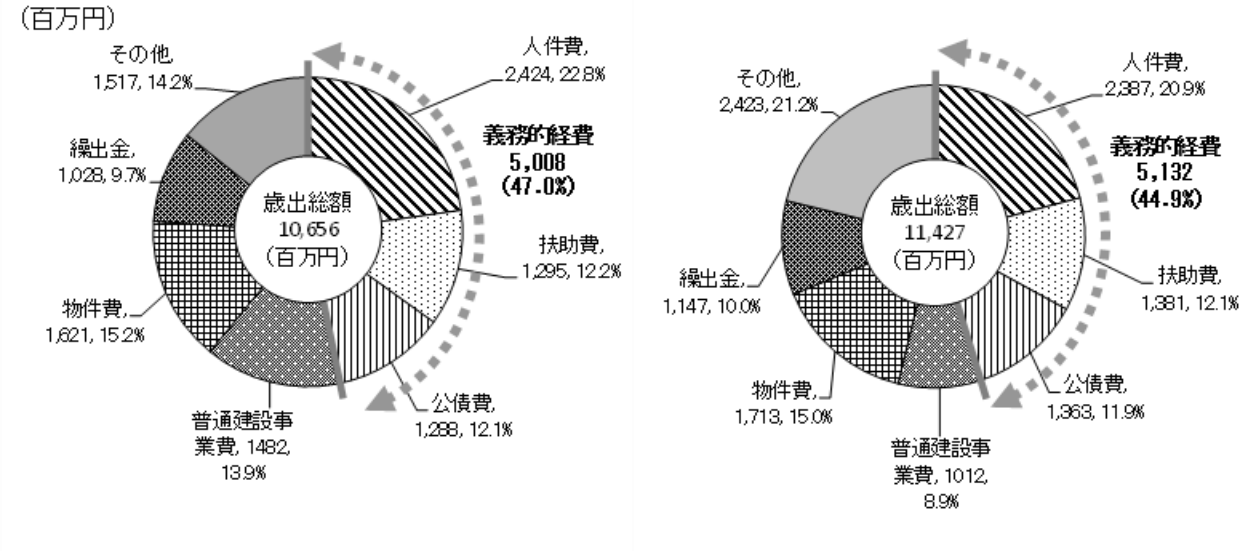

出典：総務省「決算カード」（各年）

（イ）財政推計

財政推計結果を見ると、本市の財政規模は令和２（2020）年には約 124 億円（当初予算）ですが、10 年後となる令和 12（2030）年には歳入が約 107 億円、歳出が約 105 億円と１割以上減少する見込みです。市の歳入規模縮小の背景には少子高齢化の進展に伴う担税力の高い生産年齢人口の減少などが挙げられます。歳入の減少に伴い、歳入と歳出の均衡を図るため歳出の削減が必要となる一方で少子高齢化の進展に伴う社会保障費の増加、公共施設の老朽化に伴う大規模改修費の増加など市を取り巻く財政状況は決して楽観視できるものではありません。投資的経費などまちづくりに充てられる財源にも限りがあることから、国の税制改正、地方財政対策などの動向を踏まえるとともに、市税収入、人件費などの義務的経費、特別会計への繰出金など、最新の財政推計を踏まえたものとすることが求められています。

図表 12　財政推計結果（歳出入総額）

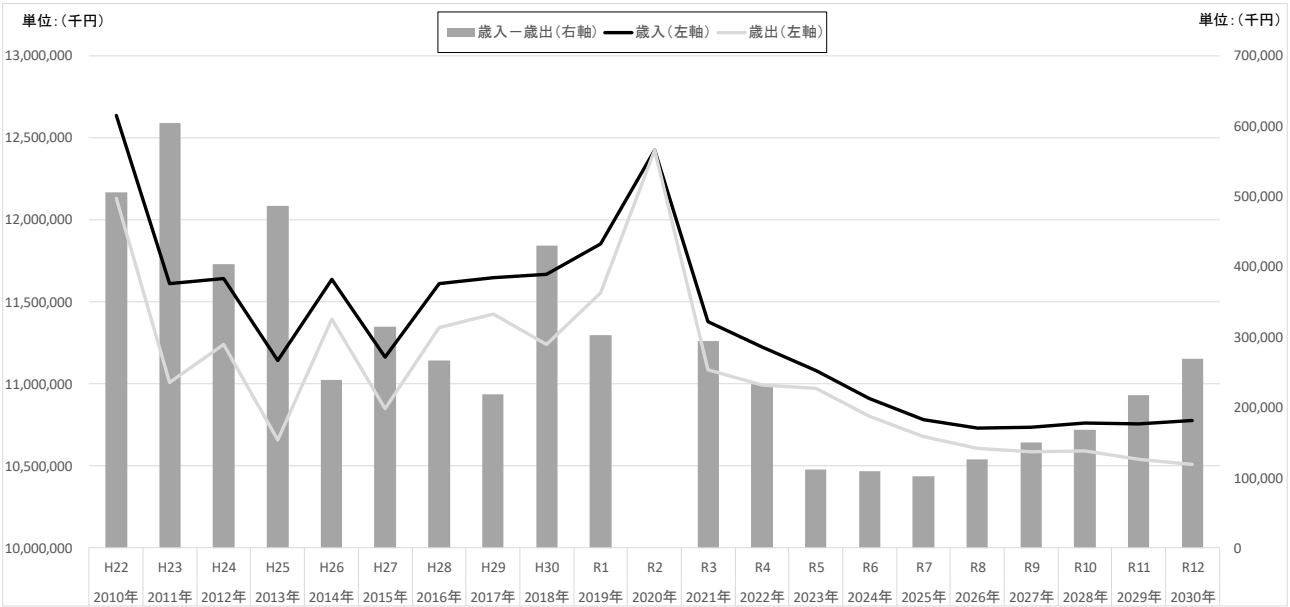

出典：企画財政課財務係作成（R2（2020）は当初予算額）

図表 13　費目別財政推計結果（上：歳入、下：歳出）

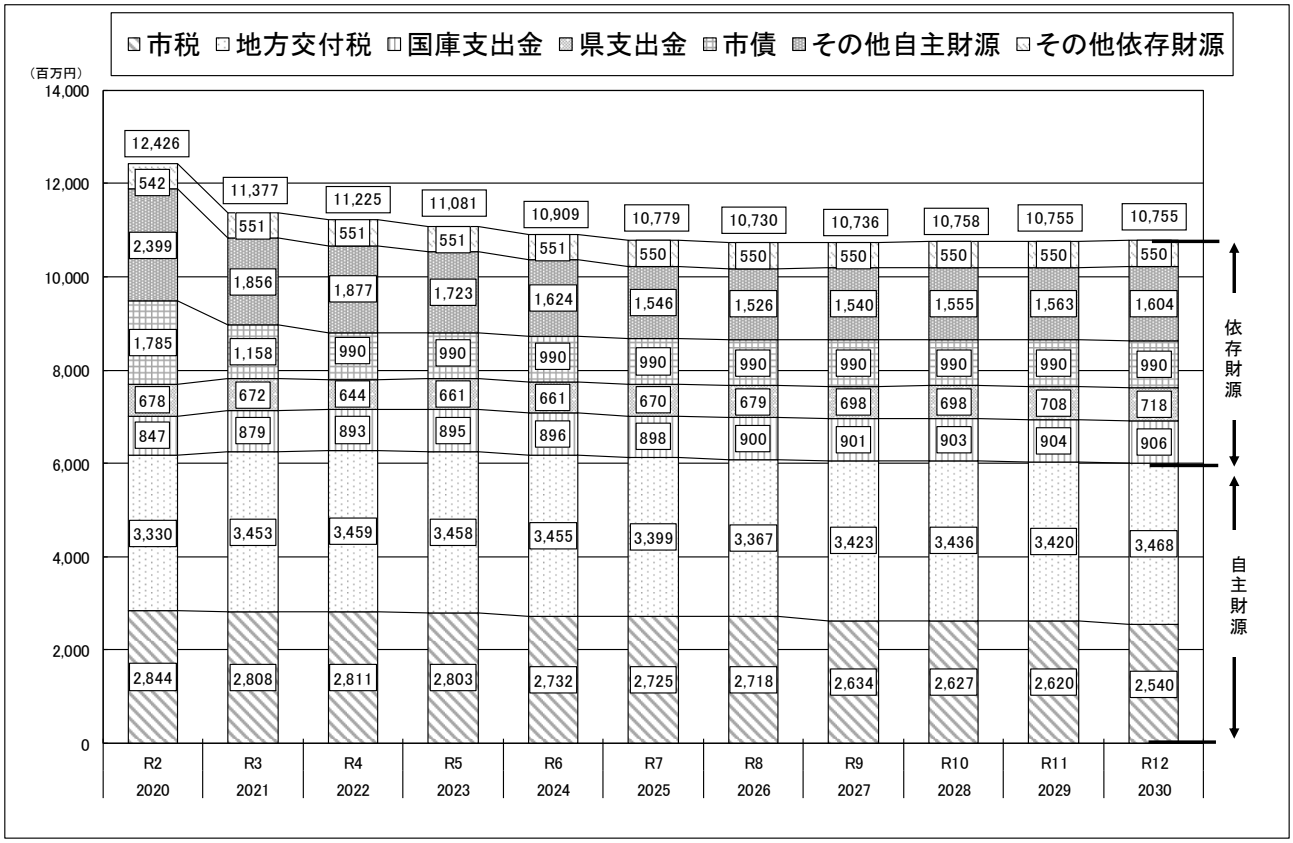

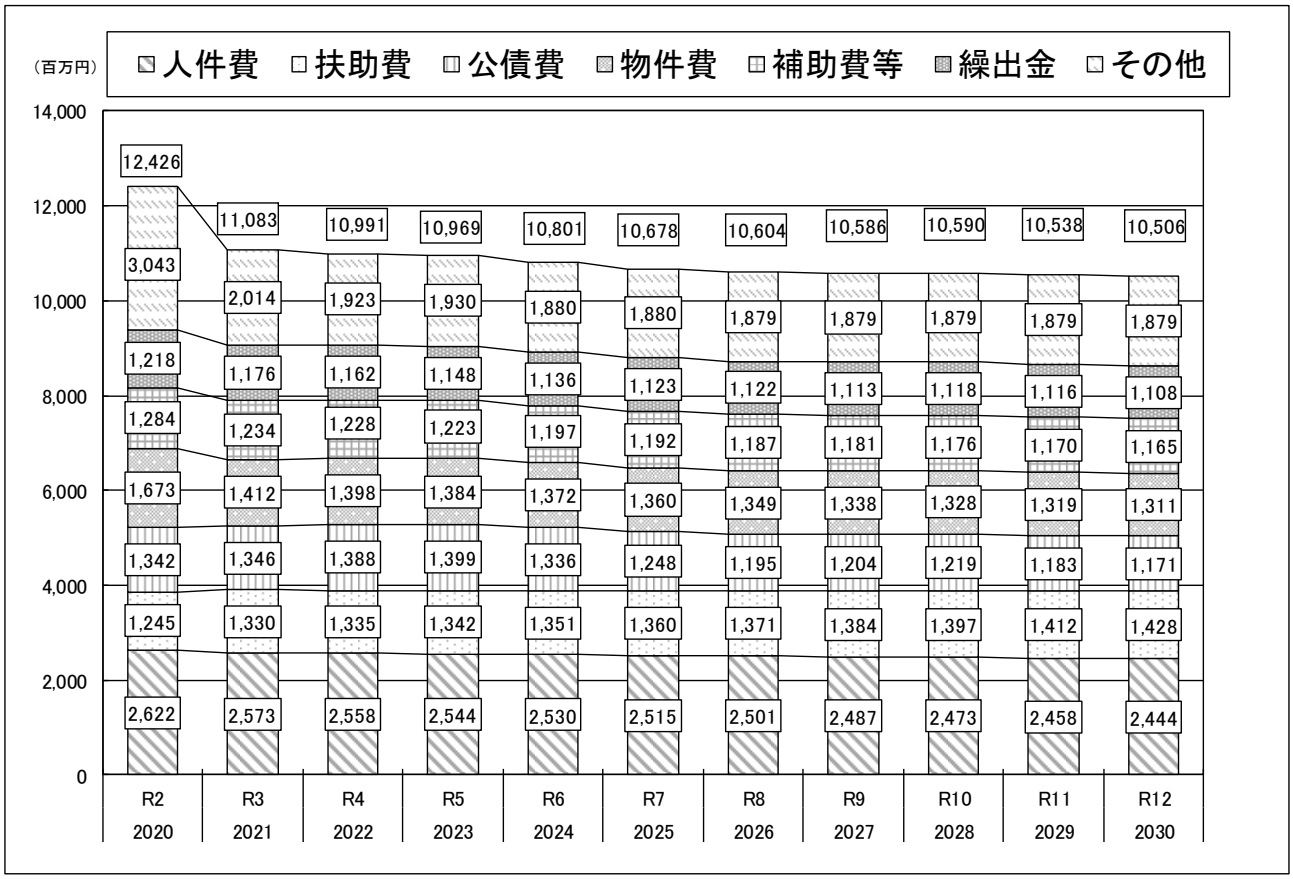

出典：企画財政課財務係作成（R2（2020）は当初予算額）

（３）市民意識調査

第六次鳥羽市総合計画並びに後期基本計画の進捗を測る基礎資料とするため平成 31（2019）年度に市民意識調査を実施しました。調査結果から本計画を策定するうえで留意すべき点を示します。

（ア）本市の住みやすさ

本市の住みやすさについて、全体では、まあ住みやすいが 44.7％と最も高く、次いで、住みやすい（22.5％）となっており、鳥羽市は住みやすいと回答した割合が、67.2％を占めています。多くの市民が本市を住みやすいと感じていることが分かります。

図表 14　本市の住みやすさに関する意識

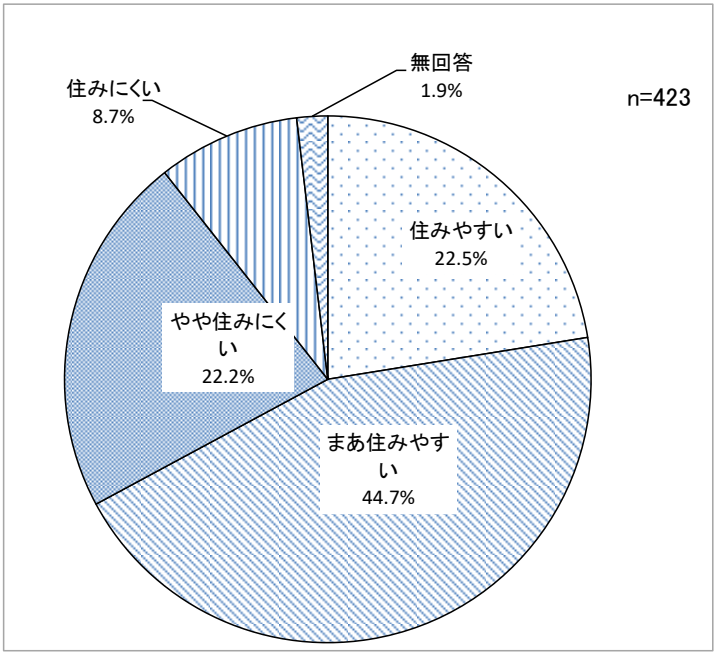

（イ）定住意向とその要因

定住意向とその要因について、全体では、ずっと住んでいたいが 54.4％と最も高く、次いで、しばらくは住むつもり（25.1％）となっており、定住意向があると回答した割合が、79.5％を占めています。

定住意向の理由については、緑や自然環境が豊かであるが 22.4％と最も高く、次いで、犯罪が少なく風紀が良い（18.5％）、公害が少ない（15.1％）となっています。

転出意向の理由については、買い物が不便であるが 25.0％と最も高く、次いで、交通の便が悪い（20.8％、医療や福祉環境が充実していない（11.6％）となっています。

こうしたことから多くの市民が、豊かな自然環境などに魅力を感じ、本市に住み続けたいと感じている一方で、日常生活の不便さなどを理由に市外へ転出したいと感じている市民の方々がいらっしゃることが分かります。

図表 15　定住意向

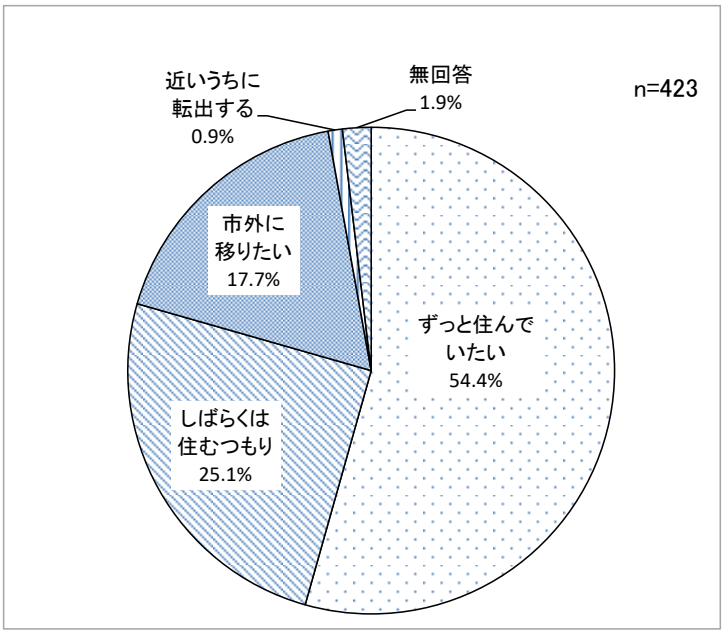

図表 16　定住意向の理由

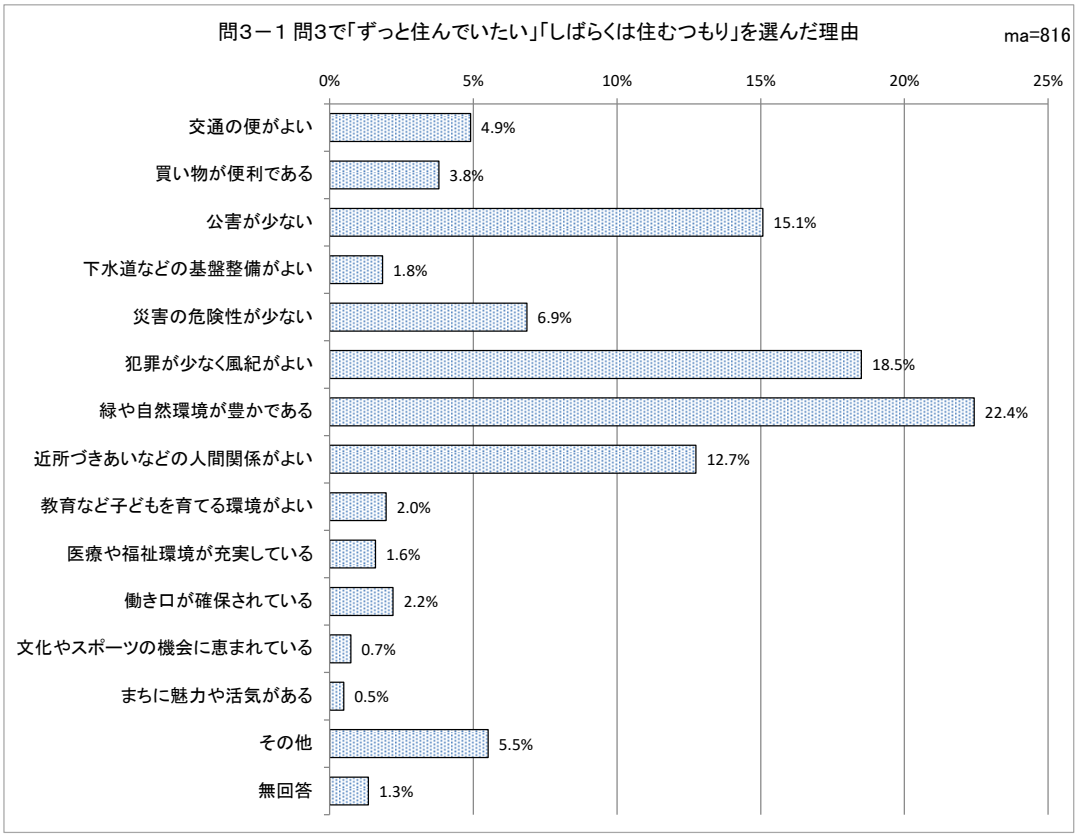

図表 17　転出意向の理由

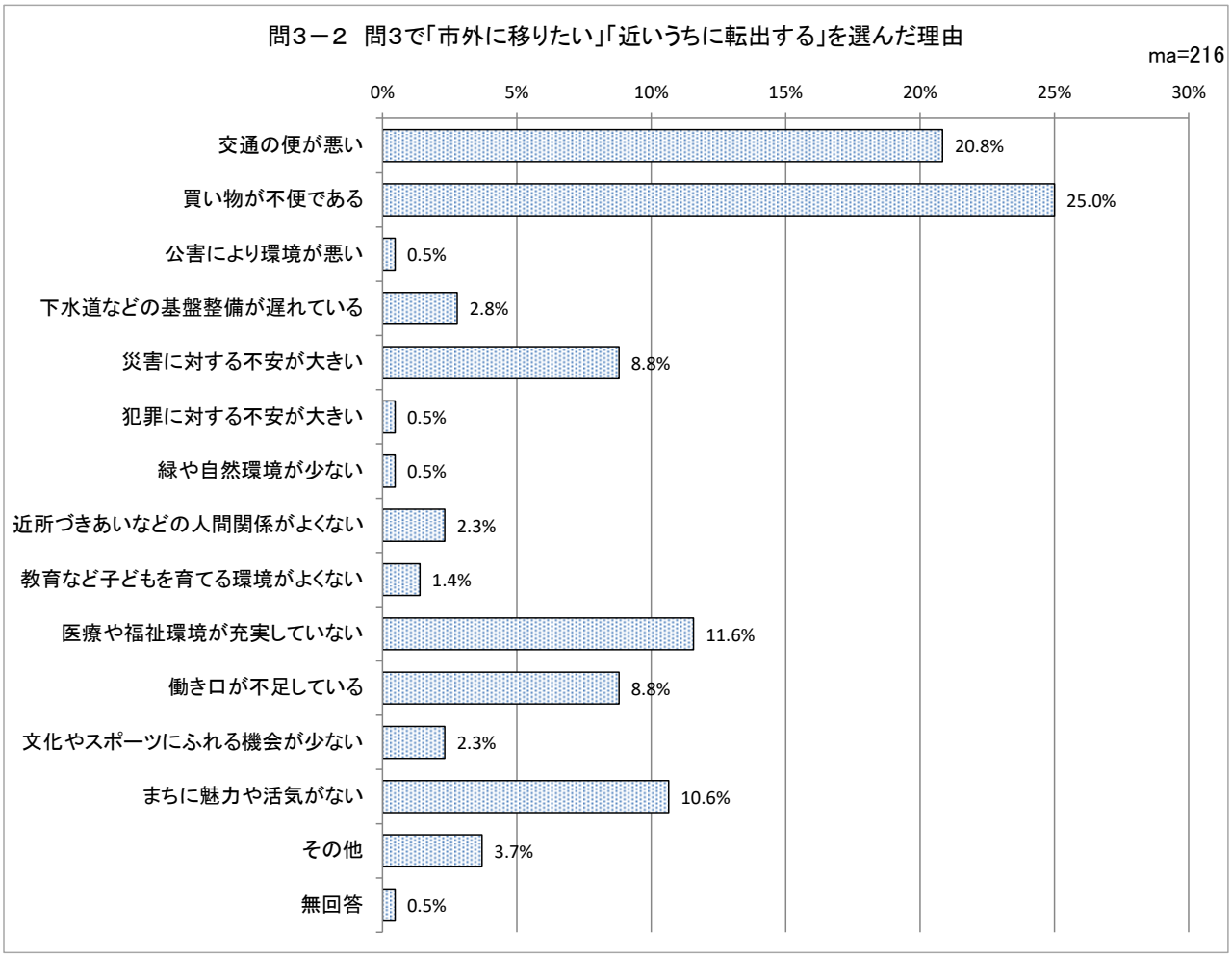

（ウ）今後特に力を入れてほしいまちづくり分野

今後特に力を入れてほしいまちづくり分野について、全体では、保健医療が 15.0%と最も高く、次いで、雇用促進（14.6%）、福祉（12.3%）となっています。今後力を入れてほしいと回答が多かったまちづくり分野は、雇用促進など生活に直結する分野のほか、市外への転出を検討する理由と重複している部分が多いことが分かります。

図表 18　今後特に力を入れてほしいまちづくり分野

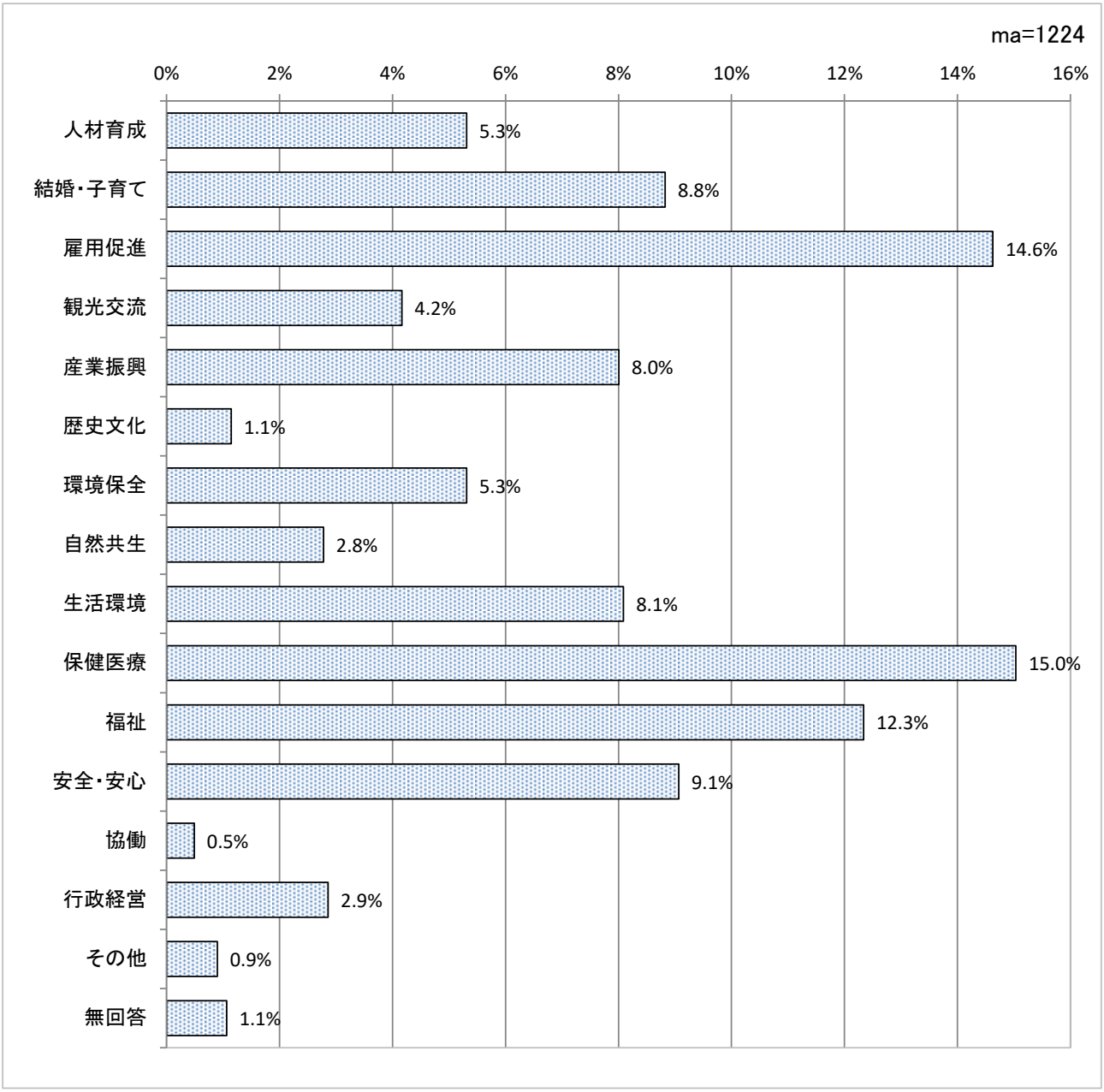

（**エ**）居住地域における課題

居住地域における課題について、全体では、高齢者の生活支援が 35.7%と最も高く、次いで、災害への備え（26.0%）、地域住民の社会参加や生きがいづくり（17.7%）となっています。

図表 19　居住地域における課題

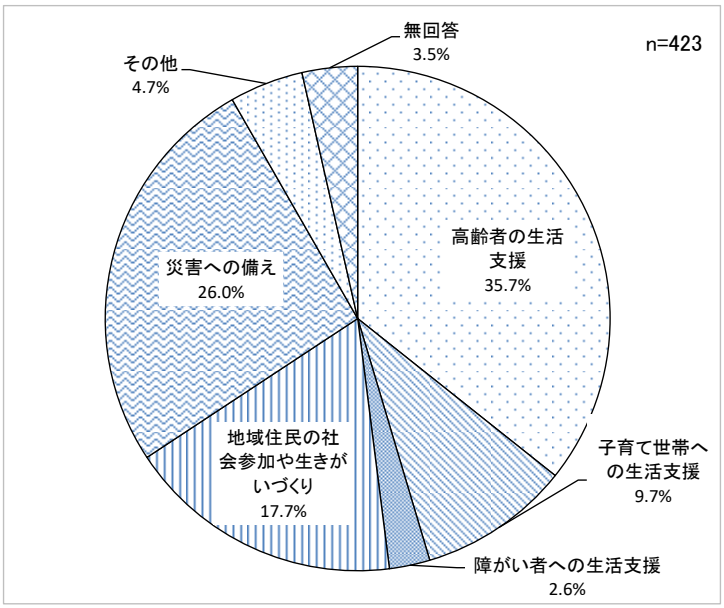

（**オ**）日常における近所との支え合いでできると考える活動

日常における近所との支え合いについて、全体では、日常的な見守り、安否確認が24.0%と最も高く、次いで、災害時の避難の手伝い（15.7%）、日常会話の相手（14.9%）となっています。

図表 20　日常における近所との支え合いでできると考える活動

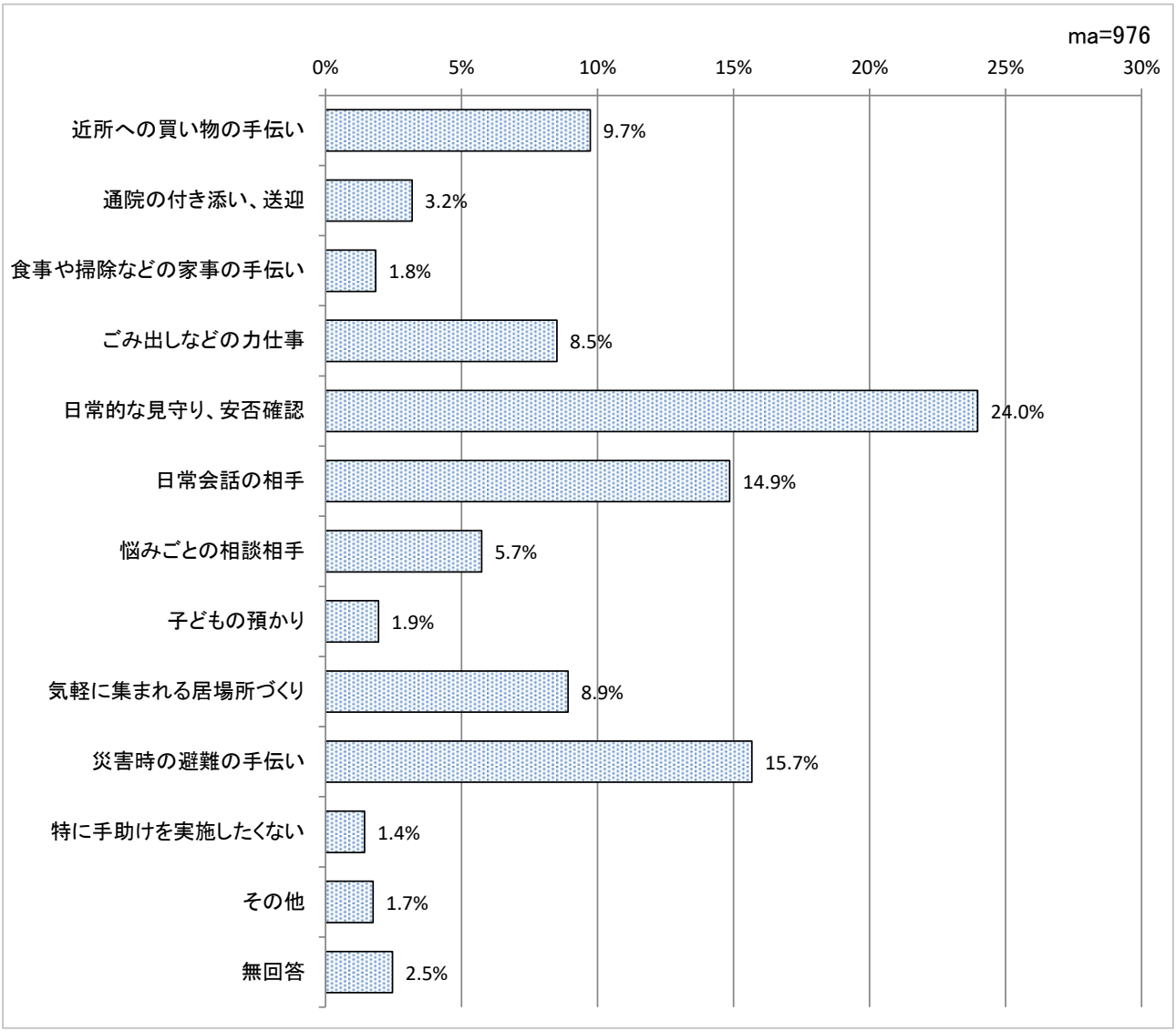

Ⅱ　基本計画の構成

1　施策の体系

基本構想で示された将来像「誰もがキラめく鳥羽　海の恵みがつなぐ鳥羽」の実現のため、下記の政策の柱及び行政改革大綱に基づき取り組みを展開していきます。

政策の柱ごとに体系的に展開される施策目標の一覧は次ページに記載をしています。

図表 21　基本計画の構成

政策の柱
１．出産・子育てを支え、学びと交流が活発に行われる 【子育て】、【教育・人材育成】、【交流の促進】
２．人が集い活力あふれるまち 【観光の魅力向上】、【産業振興と経営の安定化】、【就業・起業】
３．人と自然が調和した環境にやさしいまち 【環境保全】、【自然共生】、【生活環境】
４．誰もが生きがいを持ち、安心して暮らせるまち 【福祉】、【安全安心な暮らし】、【保健医療・各種手続き】
行政改革大綱 効率的・効果的なまちづくりを進めるために

図表 22　施策の体系

将来像	政策の柱	施策目標（★は重点施策を表します）
誰もがキラめく鳥羽 海の恵みがつなぐ鳥羽	1.出産・子育てを支え、 学びと交流が活発に行われるまち （子育て、教育・人材育成、交流の促進）	【子育て】 ★①子どもと子育て家庭をやさしく支える
		【教育人材育成】 ②子どもの未来の礎となる鳥羽ならではの教育を進める ★③しっかり学ぶ子どもたちを育てる ④多様な立場や個性を認め合う精神を育てる ⑤生涯学習やスポーツを進める
		【交流の促進】 ★⑥鳥羽ファンの憩いとつながりづくり
	2.人が集い活力あふれるまち （観光の魅力向上、産業振興と経営の安定化、就業・企業）	【観光の魅力向上】 ★⑦海洋文化を守り、活かす ⑧まちの美しさと機能を保つ ★⑨地域資源を活かした経済循環
		【産業振興と経営の安定化】 ★⑩水産業を守り育てつなぐ ⑪農業に触れる機会をつくる ⑫商工業の明日を支える
		【就業・企業】 ★⑬とばびとの「働く」を支える
	3.人と自然が調和した 環境にやさしいまち （環境保全・自然共生・生活環境）	【環境保全】 ⑭環境負荷の少ない循環型社会の創出
		【自然共生】 ⑮緑と海を次代に残す
		【生活環境】 ★⑯住環境・土地利用の健全化 ⑰安全で快適な道路環境整備に努める ⑱安心な水を未来につなぐ
	4.誰もが生きがいを持ち、 安心して暮らせるまち （福祉、安全安心な暮らし、保健医療）	【福祉】 ⑲みんなで支え合うまちをつくる ⑳高齢者が地域でいつまでも暮らせるまちをつくる ㉑障がい者の地域での主体的な生活を支える
		【安全安心な暮らし】 ★㉒災害や犯罪に強いまちをつくる ㉓消防・救急体制を充実する ㉔地域に合った移動手段を考える
		【保健医療・各種手続き】 ★㉕健康で安心できる暮らしを支える ㉖質の高い市民サービスを提供する

2　まちづくりの目標ごとの基本方向と主要な取り組み

施策の体系に基づき、それぞれの施策目標ごとにめざすまちの姿、めざす姿に向けて前進しているかを測る課題指標、本市の現状と課題、施策の展開と展開する施策ごとの進捗を図る成果指標を記載しています。

図表 23　施策目標別ページの見方

みんなでめざすまちの姿
施策目標ごとに、どのようなまちにしたいのか（状態）を示します。

課題指標
めざすまちに
どの程度近づいているかを測る
ための指標です。
現状値とめざす方向を
「↑」「→」「↓」で示しています。

現状と課題
施策目標に関連する本市の現状と課題を整理しています。

成果指標
施策の展開で示す取り組みがどの程度達成できたかを測るための指標です。現状値に加え目標（目標年度）を示しています。
現状値を把握していない指標は「—」とし、今後把握に努めます。

政策の柱
1.出産・子育てを支え、学びと交流が活発に行われるまち
【子育て】、【教育・人材育成】、【交流の促進】

【子育て】施策目標①　子どもと子育て家庭をやさしく支える

みんなでめざすまちの姿（目標）

- 子どもが成長する過程で保護者も共に成長し、その健やかな成長を社会全体で支えるため、地域住民が、お互いに支えあい、助けあい、補いあいながら支援しています。
- 質の高い教育・保育や子育て支援サービスが安定的に提供されています。
- 悩みを抱える子どもや保護者に寄り添い、支えることの出来る支援体制が構築されています。

課題指標

指標名	現状値	めざす方向
出生数	81 人（令和元年）	→

現状と課題

- 本市では、鳥羽市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子どもと子育て家庭に係る支援を推進してきました。幼稚園における預かり保育の実施など、保護者の就労形態やニーズに応じたサービスの提供に努めています。今後も引き続き、子育て世代が子育てを楽しみながら、働き続けることができるよう、職場に対する育児への理解促進をはじ

施策の展開
現状と課題を踏まえて取り組む施策の展開を示しています。

施策の展開

しみながら子育てができる環境づくり

子育てしやすく、男女がともに子育てを担う環境づくりに努めます。また、子育てに配慮した職場環境づくりや、次の世代の親を育てる教育環境の充実に取り組みます。

成果指標名	現状値	目標値
あそびのひろば「だっこ」年間利用者数	3,694 人（令和元年）	3,552 人（令和７年度）

課題指標と成果指標のちがい：行政によるコントロールの可否

課題指標とは、めざすまちに向けて行政ではコントロールできないものの目指す方向を明示する必要がある指標です。

成果指標とは、具体的な行政の取り組みの成果を測る指標です。そのため具体的な取り組みを通じて行政がコントロールできる性質のものを表しています。

政策の柱１．出産・子育てを支え、学びと交流が活発に行われるまち
【子育て】、【教育・人材育成】、【交流の促進】

【子育て】施策目標①　子どもと子育て家庭をやさしく支える　★重点施策

みんなでめざすまちの姿（目標）

- 子どもが成長する過程で保護者も共に成長し、その健やかな成長を社会全体で支えるため、地域住民が、お互いに支え合い、助け合い、補い合いながら支援しています。
- 質の高い教育・保育や子育て支援サービスが安定的に提供されています。
- 悩みを抱える子どもや保護者に寄り添い、支えることの出来る支援体制が構築されています。

課題指標

課題指標名	現状値	めざす方向
出生数	83 人 （令和元年）	→

現状と課題

- 鳥羽市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子どもと子育て家庭に係る支援を推進してきました。幼稚園における預かり保育の実施など、保護者の就労形態やニーズに応じたサービスの提供に努めています。今後も引き続き子育て世代が子育てを楽しみながら、働き続けることができるよう、職場に対する育児への理解促進をはじめ、保護者の協力による子育てに取り組む必要があります。

　また、高齢化と核家族化が進行する中、高齢者を含め地域全体で子どもを見守り、育てていくための環境づくりとともに、子育てに関する情報提供や地域における保護者同士の交流促進など、子育て家庭が孤立しないための支援が求められます。

（→施策の展開①）

- 保育ニーズが引き続き高い状態にある中、待機児童を生じさせない体制づくりに取り組んでいます。引き続き保育の質の維持向上に向けて、保育士など職員の人材確保や資質向上に取り組むとともに、子どもの健全な発育の推進や教育環境のさらなる充実に向けて、地域との連携や家庭での教育力向上に関する取り組みが重要となります。

（→施策の展開②）

- 児童虐待の未然防止や早期対応は子どもの健やかな成長を見守るために不可欠です。現在設置している虐待防止ネットワーク協議会を中心として、相談窓口の周知や関係機関・地域との連携強化を進めています。また、交通安全や不審者対策など、子どもの安全確保に向けて、見守りや声かけの強化、危険箇所の点検など地域全体で子どもの安全を守る体制づくりが求められます。

  （→施策の展開③）

- 「鳥羽市子どもの貧困対策計画」に基づき、経済的な理由によって起こりうる、さまざまな問題への対応に継続的に取り組んでいます。地理的条件や経済的な理由により就学に支障をきたすことのないように、援助を行うなど、支援が必要な人に効果的に行き届くよう必要に応じて内容の見直しを行いました。

  （→施策の展開③）

- 特別な支援を必要とする子どもやその保護者へのサポート体制として、総合子ども相談を中心とした支援を行っています。今後も家庭への支援を行います。また、さまざまな悩みを抱え、不登校傾向にある子どもやその保護者が気軽に相談できるよう、教育支援センターＨＡＲＰ（ハープ）への専任指導員の配置や、心の教室相談員を配置し、教育・保育の提供や子どもの居場所づくりや、児童生徒に対する相談支援に取り組んでいます。職員の資質の向上を図るとともに、子どもに配慮した学習支援を検討することも重要です。

  （→施策の展開④）

施策の展開

① 楽しみながら子育てができる環境づくり

子育てがしやすく、男女がともに子育てを担う環境づくりに努めます。また、子育てに配慮した職場環境づくりや、次の世代の親を育てる教育環境の充実に取り組みます。

成果指標名	現状値	目標値
あそびのひろば「だっこ」年間利用者数	3,694 人 （令和元年）	3,432 人 （令和７年度）
とばっ子ハッピーセミナー事業参加者数	552 人 （令和元年）	470 人 （令和７年度）

② 未来ある子どもを育む教育・保育の充実

子どもの健やかな成長のために、乳幼児期における幼児教育や保育の充実を図るとともに、親子で参加できる教育イベントの開催や安全な遊び場を確保します。

成果指標名	現状値	目標値
ファミリーサポートセンター利用件数	290 件 （令和元年）	204 件 （令和７年度）
放課後児童クラブ登録児童数	80 人 （令和元年）	76 人 （令和７年度）

③ 安心して毎日を過ごせる環境の充実

子どもの安全を守るため、児童虐待をはじめとした、子どもの権利を侵害する行為の防止・早期対応に向けた体制の充実を図るとともに、防犯や交通安全など、子どもも親も安心して生活できる環境づくりを進めます。また、妊娠・出産期から継続した心と体の健康づくりの啓発に努めます。

成果指標名	現状値	目標値
要支援児童数（児童虐待関係）	41 人 （令和元年）	29 人 （令和７年度）

④ 誰ひとりとして取り残さないサポート体制の推進

誰一人として取り残されないようすべての子育て家庭を支えるため、子育てに係る経済的負担軽減のため必要な支援を継続して行うとともに、教育や生活面でのサポートや保護者の自立の補助などを図ります。また、障がいや特別な支援が必要な児童・生徒などへの支援や、児童生徒のこころの悩みに関する相談体制の整備などを図ります。

成果指標名	現状値	目標値
子どもの生活・学習支援事業登録者数	27 人 （令和元年）	33 人 （令和７年度）
総合子ども相談「ほっぷ」年間相談件数	736 件 （令和元年）	728 件 （令和７年度）

【教育・人材育成】施策目標②　子どもの未来の礎となる鳥羽ならではの教育を進める

みんなでめざすまちの姿（目標）

- 自尊感情や郷土愛に満ち、地域の魅力を伝えようとする意欲が育っています。

課題指標

課題指標名	現状値	めざす方向
18 歳以下人口	2,291 人 （令和２年３月末）	→

現状と課題

- 本市のふるさと学習・海洋教育は、これまで、各主体に任されることが多く、統一的・系統的な教育活動が、必ずしも行われてきませんでした。このため、平成 29 年度には、鳥羽歴史学習本「とばっこ探偵団」を発刊し、「鳥羽市立海の博物館」や「ミキモト真珠島」を拠点とした体験的な教育活動を展開し、小学校４～６年生に「とばっこ検定」を実施してきました。また、令和 2 年度には「鳥羽市水産研究所」と「三重大学付帯施設水産実験所」を拠点とした「鳥羽市海洋教育センター」が設立され、これからの海洋教育の幼・小・中を横断した系統的なカリキュラム編成が期待されています。
  （→施策の展開①）

- 食を通じてふるさとを知り、生産者の思いを学ぶ「鳥羽が好きふるさと給食」を実施しています。地産地消の取り組みや食育を通して、安全・安心・おいしい給食を提供するため、栄養教諭を中心とした献立作成や衛生管理、食物アレルギー対応など、更なる充実が求められます。
  （→施策の展開①）

- 少子・高齢化が進む各地域にあって、家庭・地域・学校が連携しながら地域に根差した教育の推進を行い、学校運営の主体を地域が担う体制づくりを行う必要があります。また、各離島校では、「島っ子ガイド」の取り組みが行われており、それぞれの特色ある歴史や文化を次の世代に引き継ぐことが重要となっています。
  （→施策の展開②）

- 鳥羽市防災・減災教育推進担当者会議を行い、各学校の地域の特性に応じた防災・減災教育を推進しています。また、全ての園、小中学校で緊急地震速報受信システムを活用した避難訓練を行い、避難場所や避難方法の改善を行っています。さらに、学校関係者や関係機関職員を対象に有識者による講演会を行い、鳥羽市全体の防災・減災意識の向上を図るとともに、毎年度、実践拠点校を指定し、「鳥羽市防災・減災プラン集　明日へのつばさ」を活用した授業実践を行ってきました。今後も各地域の特徴に応じた防災・減災教育を行うことが求められます。

  （→施策の展開③）

施策の展開

① 地域の魅力を伝える教育

海に関わる学習や体験活動を、幼・小・中のカリキュラムに系統的に取り入れて海洋教育や「とばっこ探偵団」による郷土学習や体験活動を進めていきます。

また、安全・安心・おいしい地元食材給食の充実を図ると共に、食を通じてふるさとや故郷で働く人々の生き方や思いを知るため、「鳥羽が好きふるさと給食」の一層の推進に努めます

成果指標名	現状値	目標値
海洋教育（郷土教育）のカリキュラム化	小学校４～６年 100% （令和元年度）	幼小中全学年 100% （令和７年度）
とばっこ検定合格率	100% （令和元年度）	100% （令和７年度）

② 地域とともに行う学校づくり

市内の全小学校にコミュニティ・スクール（学校運営協議会）を設置し、各地域での特色ある歴史や文化などを子どもたち自身が学び、発信するガイド活動を全ての小学校で取り入れていきます。これらの活動を通して郷土愛を育み、どの地域も取り残さない持続可能な学校運営を目指します。

成果指標名	現状値	目標値
学校運営協議会設置小学校数 ※コミュニティ・スクール（学校運営協議会）とは、学校と保護者・地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む「地域とともにある学校」をいう	１校 （令和元年度）	７校 （令和７年度）
ガイド活動の実施小学校	２校 （令和元年度）	７校 （令和７年度）

③ 災害に強い学校づくり、人づくり

危機意識・危機管理意識を更に高め、災害時への対応に万全を期していくため、今後も各地域の特徴に応じた防災・減災教育の推進に努めます。

成果指標名	現状値	目標値
地震や津波など災害時に自身がとるべき行動や避難場所が理解できている児童・生徒の割合	― （令和元年度）	100％ （令和７年度）

【教育・人材育成】施策目標③　しっかり学ぶ子どもたちを育てる　★重点施策

みんなでめざすまちの姿（目標）

- 生きて役立つ学力の定着、学習意欲の向上に向けて、保護者・地域・学校・行政が一体となって教育環境を整えています。

課題指標

課題指標名	現状値	めざす方向
18 歳以下人口	2,291 人 （令和２年３月末）	→

現状と課題

- これからの時代を生き抜く子どもたちには、生きてはたらく力となる学力や多文化共生社会の多様な価値観を享受する柔軟な思考力が必要となってきます。その基盤となるのが学習意欲や基礎学力です。本市でも、多様化する教育課題に対応するべく、各種の推進委員会を開催しています。また、子どもたちの文字離れが、言われている中、学校図書の充実も課題として挙がっています。
  （→施策の展開①）

- 令和元（2019）年度には文部科学省からＧＩＧＡスクール構想が発表されました。本市でも「１人１台パソコン」の実現、それに伴う学習環境の整備を進めているところです。効率的なＩＣＴ教育環境について、さらなる研究が必要になっています。
  （→施策の展開②）

- 外国語教育の推進を図るため、平成 30（2018）年度には「鳥羽市英語教育推進計画」を策定し、英検チャレンジ事業、英語モデルスクール事業、イングリッシュキャンプ事業に取り組みました。また、令和２（2020）年度からは、これまで２名だったＡＬＴ（外国語指導助手）を３名に増員し、児童・生徒の外国語によるコミュニケーションへの意欲向上を図ってきました。国際的な観光都市である鳥羽市において、多文化共生、国際理解教育を推進する必要があります。
  （→施策の展開②）

- 平成 28（2016）年度からコオーディネーショントレーニングを取り入れ、児童・生徒の体力の向上を目指してきました。今後は、全ての園、小中学校でもコオーディネーショントレーニングに取り組む児童・生徒や指導者のすそ野を広げていく必要があります。
  （→施策の展開③）

- 平成 26（2014）～27（2015）年度には小中学校の普通教室への空調設置を行い、令和元年度には特別教室への空調設置を行うなど、学校施設環境の改善を図りました。今後も児童生徒の減少が進むなか、さらなる学校の適正規模・適正配置に向けた統合計画の見直し、廃校施設の利活用検討、高所照明や窓ガラスなど非構造部材の耐震化の推進に取り組むことが求められます。
  （→施策の展開④）

施策の展開

① 確かな学力と意欲を定着させる

生きて役立つ学力の基盤となる基礎学力を身につけさせるため、全国学力・学習状況調査、三重県が実施するみえスタディ・チェックを活用し、学力や学習状況の分析、改善を図ります。

成果指標名	現状値	目標値
全国学力・学習状況調査の正答率	全国平均とほぼ同じ（令和元年度）	全国平均を３ポイント以上上回る（令和７年度）
全国学力・学習状況調査での「自分にはよいところがある」（自尊感情）と答えた割合（肯定的な回答の割合）	小学校 74.0% 中学校 70.9% （令和元年度）	小学校 85% 中学校 80% （令和７年度）

② 新しい学習課題への取り組み

ＧＩＧＡスクール構想のもと、「１人１台パソコン」を実現します。今後は、研修や研究を充実させ、どの教室でも、どの授業でも、どの家庭でもＩＣＴを活用できる環境の充実と教職員のスキルアップを図ります。また、外国語教育では、英検チャレンジ事業などを鳥羽市の教育の特色として取り組み、児童・生徒のコミュニケーション力と意欲の高揚を目指します。

成果指標名	現状値	目標値
中学３年生の英検３級以上合格率	37.1％ （令和元年度）	６０％ （令和７年度）
各学級のＩＣＴ活用授業時間数	１時間/１日 （令和元年度）	３時間以上/１日 （令和７年度）

③ 豊かな心と健やかな体を育てる

交流や学習の成果を発表するための機会などの創出を行い、心と体のバランスに配慮した健やかな成長を支援します。また、学校図書の充実を図り、「本好きな園児・児童・生徒」の育成に努めます。

成果指標名	現状値	目標値
児童・生徒の学校図書年間貸出冊数（一人当たり）	30.3 冊 （令和元年度）	40.0 冊 （令和７年度）
コオーディネーショントレーニングに取り組む学校の割合	92.3％ （令和元年度）	100％ （令和７年度）

④ 快適な教育基盤をつくる

それぞれの地域の特色ある歴史文化産業を次世代にどう繋ぎ、継承するか、また、学校の適正規模、適正配置が謳われる中、両者のバランスをどのように保つかという課題に直面していることから、鳥羽市学校通学区審議会を設置し、新たな統合計画の策定を行っていきます。

また、校舎の耐震化が 100％達成され、今後は、非構造部材の耐震化をはじめとした構造物の長寿命化を進め、学習環境の安全・安心・快適化を図ります。

成果指標名	現状値	目標値
長寿命化に向けた施設改修の実施施設数	―	中学校１校 （令和７年度）

【教育・人材育成】施策目標④　多様な立場や個性を認め合う精神を育てる

みんなでめざすまちの姿（目標）

- 性別や国籍などにかかわらず、それぞれ異なった個性や能力を持つ個人として尊重され、誰もが互いを認め合い、参画・活躍できる社会が形成されています。

課題指標

課題指標名	現状値	めざす方向
「多様な個性や文化を認め合う精神を育てる」の満足度（５点満点）（市民意識調査）	2.89 （平成 31 年２月）	↑

現状と課題

- 人権に関する授業の実施、広報とばへのコラム掲載、イベントを活用した啓発活動、人権講演会の開催などを通し、人権意識高揚のため啓発を行っています。一方で「差別はいけない」と分かっていても、昔からの固定観念や自己中心的なものの見方から無意識のうちに相手を傷つけてしまう「無意識の差別」や、ネット上での誹謗中傷など、表面化しにくい人権問題も多く発生しています。今後も関係機関と連携し、人権相談事業を行うほか、さまざまな啓発活動に取り組み、市民の関心を高め、理解を深めることが求められます。

  （→施策の展開①）

- 平成 27（2015）年に国連総会で採択されたＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の前文では、「全ての人々の人権を実現し、ジェンダー平等と全ての女性と女児の能力強化を達成することを目指す」と謳われています。差別のない、だれもが幸せに暮らすことができる社会の実現に向けて、市民一人ひとりが人権感覚を身につけることは極めて重要です。男女共同参画などの取り組みを進めるために、鳥羽市男女共同参画推進条例に基づき、施策の推進に努めてきました。また、市内にとどまらず、三重県内の関係機関と連携し、男女共同参画連携映画祭を開催するなど男女共同参画意識の高揚に努めてきました。しかし、性に基づく差別や偏見、固定的な役割分担意識の解消は十分とはいえません。そのため、令和２（2020）年３月には、性的マイノリティや女性活躍推進法などの新たな課題に対する内容などを追加した第３期男女共同参画基本計画を策定しました。今後も、第３期男女共同参画基本計画に基づき、市内事業所や関係団体と連携し、各種施策を推進していくとともに多様な性のあり方について理解を深めていく必要があります。

  （→施策の展開②）

- 姉妹都市サンタバーバラとの使節団や中学生の交流事業などにより、外国の文化や習慣に理解を深める機会づくりに努めています。本市在住の外国人人口に大きな変化は見られませんが、インターネットの普及や外国人旅行者の増加などにより、外国人との交流の機会は今後増加していくことが予想されます。そのため、引き続き国際的な文化に対する理解の醸成に努めることが求められます。

  （→施策の展開③）

施策の展開

① 人権施策・啓発の推進

市民がさまざまな視点から人権問題について考え、理解を深めるために、講演会開催などの啓発活動を行います。また、人権擁護委員などを中心とした相談事業により多様な人権問題への適切な対応に努めます。

成果指標名	現状値	目標値
広報とばでの啓発回数	12 回 （令和元年度）	12 回 （令和７年度）

② 女性活躍とダイバーシティの推進

男女共同参画の社会づくりや多様な性のあり方を認める土壌づくりとして、関係機関と連携し啓発のための映画祭の開催を行うなど啓発事業を行います。また、政策方針決定の場への女性委員の積極的な登用に努めます。

成果指標名	現状値	目標値
市の審議会、委員会への女性委員の登用率	21.7% （令和元年度）	30% （令和７年度）

③ 国際的な文化に対する相互理解の醸成

姉妹都市サンタバーバラ市をはじめとする諸外国や市内在住の外国人との交流などを通し、市民と外国人が互いの文化や習慣などへの理解を深め、異なる文化を認め合いながら共生できるまちづくりが推進されるよう努めます。

成果指標名	現状値	目標値
市民と市内在住外国人の交流人数 ※国際交流協会事業の参加人数	1,450 人 （令和元年度）	1,500 人 （令和７年度）

【教育・人材育成】施策目標⑤　生涯学習やスポーツを進める

みんなでめざすまちの姿（目標）

- 子どもから高齢者まであらゆる世代の市民がそれぞれの年齢や環境に応じた新たな学習と体験の機会を得ることで、活動の場を広げ、生き生きと生活を送ることができています。
- 子どもから高齢者までスポーツを身近に親しみ、健康増進や体力向上などそれぞれの目的に応じたスポーツ活動ができるような環境が整っています。

課題指標

課題指標名	現状値	めざす方向
日頃から生涯学習・スポーツに取り組んでいる市民の割合	16% （令和元年度）	↑

現状と課題

- 本市の実施する生涯学習講座には、令和元（2019）年度にはのべ 1,093 名の市民が参加しており、芸術作品づくりや健康づくりなどの新たな体験の場の創出につながっています。また「市民文化祭」などの市民が文化の豊かさを享受する機会の創出に取り組んでいます。生涯学習が広がっていくためには、本市が主催する講座のほかに自主サークルや社会教育団体による活動の活発化が重要です。しかし、そうした自発的な活動はまだ多くないのが現状です。そのため、引き続き生涯学習講座の実施、市民の活動の受け皿づくり及び各種団体の活動サポートなどを行うことが求められます。
  （→施策の展開①）

- 市立図書館の蔵書は、令和元（2019）年度には 179,552 冊と 10 年間で約 10,000 冊増加しています。幅広く魅力的な図書の整備を行うとともに、おはなし会などの図書館行事や小中学校への出前ブックトークの実施により、団体及び児童への図書貸出冊数は増加傾向にありますが、全体的な貸出冊数は減少しています。そのため、居住地や年代を問わず利用したくなる図書館サービスを検討することが求められます。
  （→施策の展開②）

- 市民が自らの健康保持と体力づくりを行うため、地域や関連団体と協力しながら、「鳥羽市民体育大会」の開催や、脳と体感を鍛えるコオーディネーショントレーニングの普及活動、身近な場所で日常的にスポーツ活動が行えるよう学校体育施設を開放するなど取り組んでいます。また、鳥羽市民体育館では改修工事及びホール機能を備えたサブアリーナ増築工事が行われるなど、市民がスポーツや文化活動を行うことのできる場所の整備にも取り組んでいます。しかし、少子高齢化の影響もあり地域のスポーツ団体では指導者や団体の担い手不足の状況にあります。そのため、今後も居住地域や環境を問わず、市民や子どもたちが身近なところで多くのスポーツに取り組むことが出来る環境の整備が求められます。
  （→施策の展開③）

施策の展開

① 生涯学習活動の充実

市民一人ひとりがライフステージに応じた余暇の過ごし方や潤いのある生活スタイルを見つけるため、自主活動の立ち上げ、社会教育団体の活動への参加の支援や生涯学習講座の実施を図ります。

成果指標名	現状値	目標値
市生涯学習講座から新たに立ち上がる自主活動の数	０件 （令和元年度）	５件 （令和７年度）

② 図書館の充実

市民が自由に学ぶ環境を確保するため、本にふれあう機会を提供し、知識、情報、人をつなぐ地域の図書館として、資料の充実、読書環境の整備に努めます。

成果指標名	現状値	目標値
鳥羽市立図書館の来館者数	75,704 人 （令和元年度）	78,000 人 （令和７年度）

③ スポーツ活動に取り組める環境づくり

市民がそれぞれの年齢、体力、目的に応じたスポーツに取り組めるよう、総合型地域スポーツクラブやコオーディネーショントレーニングの推進、指定管理者やスポーツ団体などと連携・協力し、スポーツ事業の実施や環境の整備に努めます。

成果指標名	現状値	目標値
運動施設利用者数（市内在住者）	31,196 人 （平成 30 年度）	52,000 人 （令和７年度）
運動施設利用者（市外からの利用）	1,717 人 （平成 30 年度）	3,000 人 （令和７年度）

【交流の促進】施策目標⑥　鳥羽ファンの憩いとつながりづくり　★重点施策

みんなでめざすまちの姿（目標）

- 市民だけでなく、観光客、交流・関係人口など多様な人たちが集うような憩い・賑わいの場を整備することにより、豊かな暮らしを創出します。
- ＵＩＪターンを希望する人に対し、居住環境や就労環境、子育て環境の情報が提供され、各地区も積極的に移住者を受け入れ地域コミュニティ活動が活発になっています。

課題指標

課題指標名	現状値	めざす方向
子育て世代(25歳～34歳)とその子ども世代(０～９歳)の転出超過数	44人 (令和元年度)	↓

現状と課題

- 令和元年度より鳥羽中央公園や市民の森公園一帯のリノベーションを行っており、鳥羽市民体育館メインアリーナの改修や、サブアリーナの建設といったハード整備を行いました。また、通学路付近の防犯性の向上など、安心・安全な環境整備や、公園施設の老朽化、公園利用者の減少が課題となっています。そのため、公園施設長寿命化計画を策定し、公園利用者が安心して安全に利用できる公園の環境整備を図るとともに、公園利用者の増加に努めることが求められます。
  （→施策の展開①）

- 中央公園運動施設はスポーツの拠点施設として、各種スポーツ大会・イベントの開催、市民の健康増進のための事業、スポーツ合宿の誘致などに取り組み、多くの方にご利用いただいています。テニスコートでは、クレーコートから砂入り人工芝コートに改修、市民体育館メインアリーナの老朽化に伴う改修工事も完了し、快適なスポーツ環境が計画的に整備されています。一方で、少子化や人口減少、趣味趣向の多様化などにより運動施設利用者数は減少傾向にあります。また、運動施設の管理運営を指定管理で委託していますが、スポーツ用具の老朽化や不足、施設の特色不足、アナログな予約方法などの課題があります。そのため、計画的にスポーツ用具の更新・購入、予約方法などの見直し、ソフト事業の充実などの特色を打ち出し、市内外の方が気軽に利用していただける環境を整えていくことが求められています。また、サブアリーナには舞台やそれに伴う設備の設置、可動式観客席も備わり市民の文化芸術の振興、多様な用途での活用が求められています。
  （→施策の展開②）

- 本市では中央公園一帯のリノベーションを行っています。これまでは、それぞれの目的に応じて図書館や鳥羽市民体育館などの施設を利用していますが、今後は誰もが気軽に利用できるよう環境を整えていくことが求められます。
  (→施策の展開②)

- 住民基本台帳による本市の総人口は、平成６（1994）年の 27,335 人以降一貫して減少傾向にあり、令和２年（2020）年には 18,271 人となっています。また、その減少割合が年々増加し、減少速度が加速している状況です。本市の平成 30（2018）年の転出入者数は転出超過にあり、特に 20 歳代及び 30 歳代がその大半を占めています。こうした年齢層が市内にとどまることを選択するような環境づくりを行う一方で、市外からの転入者増に向けた取り組みの展開が求められます。平成 28（2016）年度には移住相談のワンストップ窓口である移住・定住係を設置し、移住希望者に対する必要な情報提供やきめ細やかな相談支援を実施した結果、移住者が増加しました。また、男女の出逢いだけではなく、地方と都市部とをつなぐ出逢いづくりも支援しています。しかし、全国的に見ると、移住・定住の流行は落ち着いてきているほか、都市部の移住希望者を地方が取り合う状況となっています。そのため、他市との差別化を図り本市の魅力を発信することがより求められています。
  （→施策の展開③）

施策の展開

① 交流を実現するための快適空間づくり

スポーツ・文化などの幅広い活用ができる鳥羽市民体育館サブアリーナを中心とした鳥羽中央公園がより魅力ある公園となるよう、芝生広場・多目的グラウンドの整備やウォーキングコースの整備などを行い、快適な空間づくりに努めます。

成果指標名	現状値	目標値
鳥羽中央公園の施設整備の割合	33% （令和元年度）	100% （令和７年度）

② 市民がつながる機会づくり

鳥羽市民体育館や市民の森公園などの鳥羽中央公園一帯を市民や来訪者の交流拠点とするため、スポーツや芸術文化、市民の健康増進を推進し、多世代間の交流の場づくりに努めます。

成果指標名	現状値	目標値
運動施設利用者数（市内在住者）	31,196 人 （平成 30 年度）	52,000 人 （令和７年度）
運動施設利用者（市外からの利用）	1,717 人 （平成 30 年度）	3,000 人 （令和７年度）

③ 交流人口・関係人口の増加

本市への移住希望者を積極的に呼び込むとともに、民間企業などとの連携のもと交流人口・関係人口の増加を促すため、本市の地域と関わりたい方と地域を結びつける制度を創出し、取り組みを推進します。また、選ばれるまちになるため市内外に鳥羽での魅力的なライフスタイルや働き方を情報発信します。

成果指標名	現状値	目標値
移住者支援により本市に転入した者の数	37 人 （令和元年度）	100 人 （令和７年度）
鳥羽ファンクラブ会員数	― （令和２年度）	3,200 人 （令和７年度）

政策の柱２．人が集い活力あふれるまち
【観光の魅力向上】、【産業振興と経営の安定化】、【就業・企業】

【観光の魅力向上】施策目標⑦　海洋文化を守り、活かす　★重点施策

みんなでめざすまちの姿（目標）

- 観光地としてのブランド力・魅力が高く、国内外から多くの観光客が訪れ、再来訪者が増えています。
- 地域固有の環境（自然・歴史文化など）資源の活用とそれらの保護が両立され、経済や人のつながりが循環し、持続可能な魅力創出が行われています。
- 観光関係団体、観光事業者、宿泊事業者、漁業者、農業者、市民、教育機関、行政が連携した観光振興が図られています。

課題指標

課題指標名	現状値	めざす方向
鳥羽市年間観光統計における入込客数	423.5 万人 (令和元年)	→
離島交流人口	172,205 人 (令和元年)	→

現状と課題

- 本市の海・歴史・文化にまつわる 26,000 件を超える観光資源をデジタルアーカイブ化し、魅力の情報発信を目的として各種メディアで活用されています。ＳＤＧｓなどを踏まえた海洋資源保護を検討するなど海を守り育てることが求められます。
  令和元（2019）年５月に「海女（Ａｍａ）に出逢えるまち 鳥羽・志摩～素潜り漁に生きる女性たち」が日本遺産として認定されました。この認定を踏まえてフランスをはじめとした欧州へのＰＲ事業を実施、ユネスコ無形文化遺産登録に向けた取り組みを行いました。こうした海女文化を守るとともにその魅力を発信するためにも、「海女に出逢えるまち」としてのＰＲを行い、持続可能な職業として所得が向上するような取り組みをすすめ高齢化などによる海女の減少に歯止めをかけることが重要です。また、九鬼水軍・鳥羽城跡に代表されるような、鳥羽のうみ文化を活用し、対外的にＰＲしていくために、重要な歴史的資源の調査・保護・整備事業を推進していく必要があります。

（→施策の展開①）

- 鳥羽港への外国船籍クルーズ船寄港回数の増加にもあらわれるように外国人観光客数は増加傾向にありますが、令和２（2020）年には新型コロナウイルス（ＣＯＶＩＤ-19）の感染拡大に伴い、海外からの入込客数は一時的に大幅な減少となっています。新型コロナウイルス（ＣＯＶＩＤ-19）の収束の見込みが立たない中、堅調に推移していた国内旅行消費額も落ち込みが予想されるほか、観光の在り方そのものが大きく変化すると考えられます。国内需要への対応に加え、海外戦略については今後も重要な意味を持つことから、感染症対策をはじめとしてアフターコロナを見据えた新しい観光の在り方について検討し「安全・安心な観光地」として世界水準の観光地づくりに取り組んで行く必要があります。また、鳥羽港クルーズ船誘致受入協議会、ガイド養成をはじめとした受入体制の強化とともに域内での消費額向上への取り組みが求められます。

（→施策の展開②）

- 国内観光地の中でも旅行者に選んでもらえる滞在型観光地として、まずは国内有数の温泉地である強みを生かして伊勢志摩地域の認知度向上に努めていく必要があります。認知度向上のためには、多言語化や見やすさ・分かりやすさなどの配慮に加え、インターネット上に溢れる観光情報の中でも存在感を発揮するような効果的なプロモーションが重要となります。そのため、関係事業所との連携・整理を図るとともに多言語対応を含め、鳥羽うみの文化が世界から選ばれるための情報発信の取り組みが求められます。

（→施策の展開③）

- 平成 26（2014）年度に策定された第２次鳥羽市観光基本計画の実施計画であるアクションプログラムについて観光関連団体とともに進捗管理・見直しを継続しています。今後も感染症対策をはじめとした新しい観光業の在り方について観光関連団体との連携を続けながら推進体制の充実を図っていく必要があります。

（→施策の展開④）

施策の展開

① 鳥羽うみの文化を守る・伝える

本市の代表的な観光資源のさらなる活用のため、海女文化に代表される漁村集落の暮らしや伝統文化などの保全とともに、観光事業と環境との共生を図りながら、地域の持続的な発展を促進します。さらに九鬼水軍をはじめとした、さらなる歴史・文化資源の掘り起こしのための調査に取り組みます。

成果指標名	現状値	目標値
デジタルアーカイブの集約数	26,289 件 （令和元年度）	28,000 件 （令和７年度）

② 知りたいニーズに対応できる受け入れ体制づくり

魅力ある食の提供やおもてなしの充実などによる質の高い宿泊観光づくりを進めます。また、市内に点在する鳥羽うみの文化を魅力的に紹介出来る施設の周遊促進と受入体制の強化に取り組むことで滞在型観光を促進し、市内における消費額向上を図ります。

成果指標名	現状値	目標値
外国人入込客数	123,113 人人 （令和元年）	192,000 人 （令和７年）
市観光案内所での案内件数	63,746 件 （令和元年度）	65,000 件 （令和７年度）
市内体験プログラムのガイド・語り部人数 （鳥羽市エコツーリズム推進協議会動向調査に基づく）	78 人 （平成 30 年度実績）	90 人 （令和７年度）

③　戦略的なプロモーション

誰もが訪れやすく魅力を感じる観光地づくりのために、ＳＮＳによる旬な情報発信など、効果的で戦略的なプロモーションの充実を観光関係団体が一体となり、魅力的な情報の発信に取り組みます。

成果指標名	現状値	目標値
発信したＴｗｉｔｔｅｒのインプレッション数 発信したＦａｃｅｂｏｏｋのオーガニックリーチ数	385,181 件 116,817 件 （令和元年）	420,000 件 220,000 件 （令和７年）

④　観光推進体制の充実

質の高い宿泊観光地づくりに取り組むため、食、温泉、おもてなしの充実を図るとともに、魅力と活気に満ちた地域として持続的な発展のため、多様な観光関係者と連携した観光推進体制の充実に取り組みます。

成果指標名	現状値	目標値
鳥羽市年間観光統計における鳥羽に宿泊する数	169.6 万人泊 （令和元年）	197.0 万人泊 （令和７年）

【観光の魅力向上】施策目標⑧　まちの美しさと機能を保つ

みんなでめざすまちの姿（目標）

- 離島や南鳥羽への周遊方法が分かりやすい案内や、鳥羽うみの文化を学べる観光施設への快適な周回ができる環境が整っています。

課題指標

課題指標名	現状値	めざす方向
鳥羽市年間観光統計における入込客数	423.5 万人 (令和元年)	→
離島交流人口	172,205 人 (令和元年)	→

現状と課題

- 本市における観光は、豊かな海の恵みによる魅力が大きな特徴です。海はさまざまな風景をつくり出しています。本市の観光のさらなる発展を目指すためには、多くの観光資源の根幹をなす「海」を最大限に活かすことが求められています。また、伊勢志摩国立公園の豊かな自然景観や眺望を楽しめるビューポイントや、みなとまちなどの景観形成に取り組むことにより、鳥羽の海・しま・まちを巡り、楽しみ、次世代に継承する景観づくりを推進することが求められます。
  (→施策の展開①)

- 市観光案内所における多言語対応などの充実や、公衆無線ＬＡＮを市内５箇所に設置することで快適に観光を楽しめる環境を整えてきました。今後も引き続きＡＩチャットボットなどを始めとした先進技術の活用なども踏まえ、持続可能な規模や在り方で利用者の利便性向上を図るための観光案内の充実が求められます。また、誰もが訪れやすい観光地として魅力を磨くために、ＪＲ鳥羽駅周辺のバリアフリー化や、民間事業者と連携した観光・交流の整備方策の検討が求められます。
  （→施策の展開②）

- 鉄道で本市を訪れた観光客に対して、バスや市営定期船といった二次交通の充実を図り、離島を含めた市全域への新たな周遊方策が必要となっていますが、人口減少に伴うバスや市営定期船の利用者数減少、夜間のタクシー事業の縮小といった課題が生じ

ています。今後も二次交通を取り巻く環境は厳しい状況が続くことが見込まれます。そのため、Ｍａａｓなど新たな地域交通のあり方の検討を図っていくことが求められます。(→施策の展開③)

施策の展開

① 眺望景観の保全

美しい自然景観を守るとともに、観光都市に相応しい景観の形成を図るため、風光明媚な風景を次世代に残すことに留意した景観づくりに取り組みます。

成果指標名	現状値	目標値
鳥羽市景観審議会開催数	― (令和元年度)	1回/年 (令和７年度)

② 持続可能な受入れ基盤の整備

快適に観光を楽しめる環境を整えるため、誰もが訪れやすい観光地をめざし、ＨＰ・ＳＮＳで知りたい情報が快適に得られる仕組みづくりに取り組むとともに、市観光案内所での対話をもとにニーズにあったきめ細かな案内及び観光案内サインなどで快適に目的地へ到着できる環境づくりに取り組みます。

成果指標名	現状値	目標値
市観光案内所での案内件数	63,746 件 (令和元年度)	65,000 件 (令和７年度)

③ 交通結節の維持と移動利便性の確保

観光地の利便性の向上と市内全域への快適な周遊を促進するため、鳥羽駅前を中心とした渋滞緩和対策の実施や、生活に必要な移動手段確保の観点からＩｏＴ・ＩＣＴの活用などを含めた新たな取り組みによる持続可能な二次交通の在り方を検討するなど、スムーズな交通結接が行えるように取り組みます。

成果指標名	現状値	目標値
観光客の交通利便性に対する満足度 ※公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構「旅行者アンケート」の交通利便性に対する満足度（５段階評価の平均値）	3.77 (平成 30 年度)	4.00 (令和７年度)

【観光の魅力向上】施策目標⑨　地域資源を活用した経済循環　★重点施策

みんなでめざすまちの姿（目標）

- 本市の魅力が広く国内外へ伝わり、さまざまな地域から多くの来訪者が何度も訪れています。
- 魅力あふれる様々な地域資源が活用されることにより、地域内の経済が活発に循環し、持続可能なまちづくりが進んでいます。

課題指標

課題指標名	現状値	めざす方向
鳥羽市年間観光統計における入込客数	423.5 万人 （令和元年）	→
離島交流人口	172,205 人 （令和元年）	→

現状と課題

- 令和２（2020）年には新型コロナウイルス（ＣＯＶＩＤ-19）の世界的な感染拡大により、市内経済は甚大な損害を被るとともに、命と経済の両立、新しい観光産業の在り方について検討が迫られる現状となりました。従来から観光業を支える人材や食材については、域外からの調達率が高い状況にありましたが、観光業に特化した本市の産業構造を活かしながら持続可能なまちづくりを目指すためには、地元の新鮮な水産物の活用や、地域内で活躍する人材の確保を強化していく必要があります。そのうえで、宿泊施設の活性化のため、旅館組合などが主体的に取り組む鳥羽の魅力向上のための取り組みについて支援を続けていくことが求められます。
  （→施策の展開①、②）

- 「答志島トロさわら」をはじめとした水産資源のブランド化のほか、海藻文化の魅力発信に取り組んでいます。こうした漁業と観光の連携により本市の「食」の魅力を発展させるための取り組みを展開するとともに、地産地消の観点から食材などの域内調達率向上が求められます。
  （→施策の展開③）

- 本市は自然環境に恵まれ、海の幸をはじめとする豊富な資源があります。しかしながら、農水産物の価格が低迷し、農漁家では十分な所得を安定して得ることが難しく、後継者づくりも困難な状況となってきています。このため、生産者が加工などに取り組むことで農水産物の付加価値を高め、地域資源を活用した商品開発と販路拡大を行うなどの環境整備が重要となってきています。
  （→施策の展開④）

施策の展開

① 域内流通の促進

鳥羽の多彩な資源である食材などの地産地消を図るため、域内流通の促進に努めます。地域の食材を域内にて消費、販売するような体制の構築、流通ルートの確立など地域全体で域内流通を促進します。

成果指標名	現状値	目標値
水産物の域内販売額 ※漁業協同組合直販分	85,000 千円 （令和元年度）	93,500 千円 （令和７年度）

② 滞在型観光の充実

既存の主要観光施設への周遊促進のほか、ここでしか出来ない体験メニューや県内有数の温泉地の魅力を発信することで長期滞在に繋げるとともに、魅力を伝える人材が持続可能な経済効果を確保するための取り組みを支援します。

成果指標名	現状値	目標値
鳥羽市年間観光統計における鳥羽に宿泊する数	169.6 万人泊 （令和元年）	197.0 万人泊 （令和７年度）
市内体験プログラムのガイド・語り部人数 （鳥羽市エコツーリズム推進協議会動向調査に基づく	78 人 （平成 30 年度）	90 人 （令和７年度）

③ 鳥羽ざかなの価値向上、食の魅力拡充

鳥羽の水産物のブランド化を進め、付加価値化を図ることで、魚価や漁業生産高の向上に努めます。地域で獲れる新鮮な食材を活用した食の魅力づくりとブランド化促進による高付加価値化のため、地域の新鮮で安全な食材を使った食の魅力の開発と提供に地域全体で取り組みブランド力の向上を推進します。

成果指標名	現状値	目標値
水産物のブランド対象モデル件数	１件 （令和元年度）	５件 （令和７年度）

④ 地域資源を活用した商品開発と販路拡大

持続可能な産業振興の展開による新たな付加価値の創出のための取り組みを進めるとともに、新たな発想や技術の活用のもと、販路開発や６次産業化を支援します。

成果指標名	現状値	目標値
６次産業化ネットワーク会員数 ※市内の１次産業者が加工、販売を行う６次産業化を行う者のネットワーク	９事業者 （令和元年度）	20 事業者 （令和７年度）
鳥羽市農水産物直売所に出品される加工品数 ※市内生産分	103 品 （令和元年度）	145 品 （令和７年度）

【観光の魅力向上】施策目標⑩　水産業を守り育てつなぐ　★重点施策

みんなでめざすまちの姿（目標）

- 持続可能な水産業が実現され、鳥羽の水産資源を活かした交流人口や関係人口の拡大によるまちの賑わいが創出されています。

課題指標

課題指標名	現状値	めざす方向
漁業従事者数の維持 （漁業協同組合員数）	1,819 人 （令和元年度）	→
漁業者一人あたりの漁業収入 （年間漁獲高/漁業協同組合員数）	2,747 千円 （令和元年度）	↑

現状と課題

- 市水産研究所では、藻類を中心とした種苗生産や研究などをはじめ、海を守るための藻場造成や海洋環境モニタリングを、地域の漁業者とともに取り組んできました。本市には三重大学水産実験所や名古屋大学菅島臨海実験所、鳥羽商船高等専門学校があり、近隣市町には国や県、民間の研究機関の他、水産に関する様々な機関の施設が集まっており、他にない強みを持つ地域です。今後は、小浜町に新設した市水産研究所が本市の水産振興拠点としての役割を担い、各関係機関との連携により、持続可能な水産業の在り方を目指した事業展開を図っていくほか、市の水産資源を幅広く的確に活用していくためにも、教育分野や福祉分野を始めとした多分野連携による事業展開が必要です。水産資源の維持・増殖については、アワビやマダイ、サザエ、ナマコなどの種苗放流のほか、アワビ稚貝の大型化に向けた中間育成事業について、鳥羽磯部漁協とともに実施しています。これらについては、本市を代表する海女漁業の振興に直結するものであり、長年受け継がれてきた海女文化の保存継承に向けて必要な支援を展開してまいります。また、漁業者の労働環境や藻場の造成や保全などによる漁場環境の改善、ＩＣＴなどの有効活用を進めることにより、生産性の向上を目指した取り組みを進めているところであり、事業の検証を行いながら今後も継続していくことが必要です。

  （→施策の展開①）

- 効率的で効果的な漁港施設の利用促進のため、これまでも必要に応じて維持修繕を行ってきましたが、各施設の老朽化は否めない現状にあります。そのため、今後は漁港施設及び海岸施設の長寿命化計画に基として、優先度を加味しながら各施設の維持修繕を進め、漁業の安心・安全に努める必要があります。
  （→施策の展開②）

- 本市の漁業者は、家族経営や個人経営が多いことから、漁業共済掛金の一部補填や、東日本大震災で被害を受けた養殖事業者が活用する近代化資金の利子補給などにより、漁家経営の安定化を図るための支援をしています。また、漁業者の高齢化が進む中で、将来的な漁業の担い手確保は喫緊の課題であり、漁業を始めるにあたっての情報発信や機会創出、スマート漁業などの新たな漁業の在り方の提案などによる支援が求められています。
  （→施策の展開③）

- 年間 400 万人を超える観光客を迎える県内有数の観光地である鳥羽市にとって、生産現場（生産者）と観光マーケット（消費者）が同地域にあることが大きな強みです。この強みを最大限に活かすため、漁業と観光の連携事業に市観光協会や鳥羽磯部漁協とともに取り組んでいるほか、生産者と消費者を積極的につなぎ、「食」を誇る観光地としての個性を打ち出していくための拠点として鳥羽マルシェの運営に努めています。今後は、これらの事業を継続しながら、生産者自らが質の高い地域産品の情報を発信し、ＳＮＳなども活用しながら、消費者と直接関われる場を創出していくなど、その魅力がより伝わりやすい仕組みづくりが必要です。
  （→施策の展開④）

- 黒海苔委託加工施設や水産鮮度保持施設などの鳥羽磯部漁協が整備する水産物の生産流通施設の整備を補助支援してきました。これにより、水産物の質が向上し付加価値化が図られるとともに、労働時間の削減などによる就労環境の改善が図られ、本市の水産振興のためのインフラ整備につながっています。今後も、鳥羽磯部漁協と協議しながら、地域の実情に合った施設整備を検討していきます。
  （→施設の展開⑤）

施策の展開

① 水産資源の保全と漁業生産に関する技術指導

市水産研究所が中心となり、近隣の大学や国・県の研究機関などと連携した実証実験や共同研究などを進め、これらの結果を地域へ還元していくことで、水産資源の維持増大を図ります。

成果指標名	現状値	目標値
アワビ種苗放流数	163 千個 （令和元年度）	200 千個 （令和７年度）
技術指導などにかかる連携団体数	３団体 （令和元年度）	10 団体 （令和７年度）

② 漁港施設の維持管理

長寿命化計画に基づき漁港施設の維持修繕を行い、漁業者が安心して漁業活動が営めるよう努めていきます。

成果指標名	現状値	目標値
維持管理漁港数	10 漁港 （令和元年度）	10 漁港 （令和７年度）

③ 漁業経営の安定化

沿岸漁業を営む漁家の経営安定化を目的に、利子補給などの支援を継続するほか、漁協などと連携した漁業の担い手確保に向けた情報発信や、漁業体験事業の実施、漁具の補助支援など、漁業に従事するきっかけづくりを行います。

成果指標名	現状値	目標値
新規漁業者の確保	７人 （令和元年度）	７人 （令和７年度）

④　生産現場と消費現場をつなぐ

県内有数の観光地である特性を生かし、２大産業である漁業と観光業の連携をさらに強化していくことで、観光客（消費者）に対して、水産物の素材そのものだけでなく、生産現場にあるストーリーを発信する機会を増やしていきます。また、鳥羽マルシェを基地として活用しながら、生産者自らが質の高い地域産品の発信ができるような仕組みを構築していきます。

成果指標名	現状値	目標値
鳥羽マルシェ入込数	298,939 人 （令和元年度）	328,000 （令和７年度）

⑤　生産・流通施設の整備検討

水産業における生産活動や流通加工などの基地としての役割を担うため、鳥羽磯部漁業協同組合が行う水産基盤施設の整備について継続協議し、必要に応じて補助支援を行います。

成果指標名	現状値	目標値
施設整備補助支援件数	１件 （令和元年度）	１件 （令和７年度）

【観光の魅力向上】施策目標⑪　農業に触れる機会をつくる

みんなでめざすまちの姿（目標）

- 安定的な農産物の生産が行われ、安定した農業経営環境が整備されるとともに、市民が多様な形で農業に携われ、楽しめる環境が整っています。

課題指標

課題指標名	現状値	めざす方向
新規農業者の人数	０人 （令和元年度）	↑

現状と課題

- 農業従事者が安定して農業経営を行うことは、本市の農業の維持・発展のために重要です。また、農業経営が安定するためには生産基盤の維持や担い手が確保されていることが前提となります。本市では、農業の生産基盤の維持のため生産基盤事業による農地・農道・用排水路などの農業生産基盤の改修、修繕を行っています。一方で農地利用は、農業従事者の減少、高齢化による耕作放棄地の増加や太陽光発電システムの普及などにより、農地の転用申請が増加し、農地確保のため農地の集積・集約化が必要となるなどの新たな課題が生じています。そのため、農業経営の安定化による一人当たりの生産性向上に取り組むとともに、新たな担い手が農業へ携える体制づくりや農業生産基盤の維持に努めることも求められます。
  （→施策の展開①、②）

- 鳥獣害対策事業の実績として、平成 25（2013）年度より年間 100 頭を超える有害鳥獣を駆除し、さらなる駆除に努めていますが、鳥獣害被害は年々増加し、鳥獣害の被害のために耕作放棄となっている農地も増加している状況にある一方で、狩猟免許取得者の高齢化もあり、将来にわたって有害鳥獣を駆除する体制を整えることが課題となっています。そのため、狩猟免許の取得を促進による有害鳥獣駆除の担い手確保に努めるとともに、鳥獣害対策知識の提供などを通じて被害の軽減を図ることが求められます。
  （→施策の展開③）

① 農業生産基盤の保全

安定した農業経営のため、農業基盤の維持に努めるとともに、ＩＣＴ化による生産性の向上や人・農地プランの実質化による農業従事者の確保を図ります。

成果指標名	現状値	目標値
農業従事者のＩＣＴ化導入件数	０件 （令和元年度）	５件 （令和７年度）
人・農地プランの実質化 ※人・農地プランの実質化とは、人・農地プランを真に地域の話し合いに基づくものにする観点から、アンケートの実施、アンケート調査や話合いを通じて地図による現況把握を行った上で、中心経営体への農地の集約化に関する将来方針を作成すること	０地区 （令和元年度）	１地区 （令和７年度）

② 農業の経営安定化

農業経営の安定化と農業経営の円滑な世代交代を図るため、農業者年金の加入・受給について、案内や指導を行います。また、六次産業化を推進して農業所得の増加を目指します。

成果指標名	現状値	目標値
認定農業者数	５名 （令和元年度）	５名 （令和７年度）

③ 農作物の鳥獣害対策

鳥獣害による農作物の被害などを軽減するため、狩猟免許の取得を促進するとともに、地域住民が参画した鳥獣害対策に取り組むことで、被害防止対策の軽減を推進します。

成果指標名	現状値	目標値
鳥獣害捕獲頭数	186 頭 （令和元年度）	200 頭 （令和７年度）

【観光の魅力向上】施策目標⑫　商工業の明日を支える

みんなでめざすまちの姿（目標）

- 市内事業者の経営が安定し、時代の変化に対応し、若い世代へと受け継がれています。

課題指標

課題指標名	現状値	めざす方向
本市に所在する事務所および従業員数	1,265 箇所、 9,997 人 （平成 28 年度）	→
法人市民税納税義務者数	656 法人 （令和元年度）	→
法人市民税調定額	155,350 千円 （令和元年度）	→

現状と課題

- 本市の産業の担い手の多くは中小企業です。そのため中小企業の経営安定化を図ることは本市の産業基盤を強化するために極めて重要となります。中小企業の経営安定化を支援するため、鳥羽商工会議所による専門員による経営相談、セミナーの実施などの取り組みに対して支援を図るとともに、各融資制度の周知や保証料の補給などを行っています。また、新型コロナウイルス（ＣＯＶＩＤ-19）の影響により、多くの市内事業所の売上が減少している中、経営を継続するため活用されているセーフティネット保証にかかる認定を行い、経営維持への取り組みに対する支援を行っています。今後は、市内経済の回復と循環向上に向けた取り組みへの支援が求められます。
  （→施策の展開①）

- 市内事業者の多くが、人手不足や売上額の停滞、事業承継などの経営課題を抱えています。そのため、引き続きＩＣＴ利活用による労働環境の改善への支援や事業承継にかかる費用の支援を行うなど経営の安定化や効率化に向けた取り組みの支援が求められます。
  （→施策の展開②）

施策の展開

① 中小企業の経営安定化

本市の主要な産業の担い手である中小企業の経営安定化のため、商工会議所と連携することで専門員による経営相談や融資などによる経営安定化の支援を図ります。また、事業継続強化支援計画の推進を図ります。

成果指標名	現状値	目標値
県小規模事業資金保証料補給件数	９件 （令和元年度）	10 件 （令和７年度）
小規模事業者経営改善資金利子補給補助件数	― （令和２年度より予算化）	40 件 （令和７年度）
事業継続力強化計画策定事業所数 ※中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定したもの	３事業所 （令和元年度）	20 事業所 （令和７年度）

② 次世代につなぐ時代の変化に則した経営の支援

次代につなぐ経営支援を進めるため、売上額の停滞や人手不足・事業承継などの経営課題の解決に向けた支援を図るとともに、ＩＣＴ利活用による労働環境の改善など、経営の安定化や高度化に向けた新たな取り組みの支援を図ります。

成果指標名	現状値	目標値
サービス産業生産性向上セミナー参加者数	７名 （令和元年度）	10 名 （令和７年度）
事業承継補助金	― （令和２年度より予算化）	10 件 （令和７年度）

【就業・企業】施策目標⑬　とばびとの「働く」を支える　★重点施策

みんなでめざすまちの姿（目標）

- 市内事業者の経営が安定し、時代の変化に対応し、若い世代へと受け継がれています。
- 人口減少の進展の中でも、若者をはじめ、すべての世代の市民が安心し、生きがいを持って働ける環境が整っています。
- 社会環境の変化に柔軟に対応した企業活動が活発に展開され、地域の経済に活力がみなぎっています。

課題指標

課題指標名	現状値	めざす方向
生産年齢人口に占める就労割合（毎年） （税務概要：個人市民税所得割納税義務者数÷１５歳以上６５歳未満人口（住民基本台帳））	65% （令和元年度）	↑
完全失業率（５年毎） （国勢調査：（第９表労働力人口－第 10 表従業上の地位総数）÷第９表労働力人口×100）	3.16% （平成 27 年度）	↓
事業所数及び従業員数（概ね２年毎） （経済センサス）	1,265 所、9,997 人 （令和元年度）	→
65 歳以上の就業率 （国勢調査：65 歳以上就業者数÷65 歳以上人口）	28.38% （平成 27 年度）	↑

現状と課題

- 本市では「とばびと活躍プロジェクトアクションプラン」を策定し、「働く」ことを切り口として市民がいきいきと活躍できるまちづくりを進めています。生産年齢人口の減少による労働力不足が懸念される中、市内事業でのフルタイム勤務者として鳥羽へ戻り働く若年層が増えるよう、関係団体などと連携して対策を検討・実施しています。一方で、宿泊業などでは人手不足も見られることから、従前の業務を時間で区切り、複数名で担うことができる（プチ勤務）体制を作るなどニーズに合った働き方を提案していくことも必要です。こうした事業所への働きかけと女性や高齢者、就職氷河期世代などの幅広い年齢層に対して就労を促していくため、平成 31（2019）年４月より鳥羽市無料職業紹介所に相談員を配置し、マッチング支援を行っています。また、こうした幅広い年齢層が市内にとどまることを選択するような環境整備を進め、フルタ

イム以外にも多様な形での働き方の創出や市内での就労を先として選んでもらうための魅力づくりも重要です。加えて、就職を機に市外へ転出する若者に対して、早期からのＳＮＳなどを活用した市内での就労に関する情報提供を強化することが求められます。

（→施策の展開①）

- 本市の平成 30（2018）年の転出入者数は転出超過にあり、特に 20 歳代及び 30 歳代がその大半を占めています。こうした年齢層の市内での活躍につなげるため、就業先を選択するにあたり、市内事業所において職場見学をする機会や漁業に従事する体験の場を設けています。また、フルタイム以外にも多様な形での働き方を伝えるため、プチ勤務カタログを作成しています。

（→施策の展開②）

- 本市は多くの観光客が訪れており、対面でのおもてなしを中心とした事業所も多く見られます。このため、マンパワーに頼っている部分も多くありますが、今後、キャッシュレス化やオンラインでの業務効率化など、技術革新により生産性を高め、「選ばれる働き先」として、労働環境を整えていくことが求められています。その際、職場への通勤手段の確保や育児・介護支援といった原因を無くし、幅広い世代の就労を容易にするための支援が必要となっています。

（→施策の展開③）

- 新型コロナウイルス（ＣＯＶＩＤ-19）対応による地域経済の低迷を招いており、新規事業の創出や起業により地域経済の活力を維持することが重要です。起業家育成支援セミナーに加え、関係先と連携して創業支援相談窓口を設置しており、引き続き新たな起業や新規事業への挑戦を支援していきます。

（→施策の展開④）

① 多様な形での働き手の増加

とばびとの活躍を後押しするため、業務分解によるプチ勤務や兼業などの多様な働き方の創出及び潜在的な働き手の掘り起こしに向け、子育て世代や高齢者などに働きかけを行い、マッチングの機会づくりや、「就労」を通じての市民の活躍を後押しする取り組みを推進します。

成果指標名	現状値	目標値
鳥羽市無料職業紹介所における求職登録者のうち就労した人数（就労者/求職登録者）	8 人/13 人 （令和元年 12 月末）	10 人/20 人 （令和７年度）

② 多様な働き方や鳥羽の魅力を伝える

関係団体と連携して若年層のＵＩＪターンを促進するとともに、プチ勤務や兼業などの新たな働き方を紹介することで市民の就業を後押しし、事業所の経営課題である人手不足改善を図ります。また、魅力ある多様な働き方や鳥羽暮らしの情報発信に努め、若年者の地元への就職定住につなげていきます。

成果指標名	現状値	目標値
市民就労促進事業への延べ参加者	63 人 （令和元年度）	100 人 （令和７年度）
就業支援事業などに参加した中高生などのうち市内で就職した人数	8 人 （令和元年度）	20 人 （令和７年度）

③　働きやすさのサポート

ハローワークや商工会議所などと連携し、就労ニーズを細やかに把握しながら事業者と連携した魅力的な労働環境づくりを進めます。その中で、労働環境のスマート化など生産性向上などについても支援します。

成果指標名	現状値	目標値
先端設備など導入計画に係る認定申請件数	５人 （平成元年度）	10 人 （令和７年度）

④　起業支援

活気あるまちづくりを目指すために、社会的ニーズに対応した事業の展開や新規事業及び起業を支援します。

成果指標名	現状値	目標値
起業支援の研修・説明会への起業をしようとする者の参加人数	４人 （令和元年度）	10 人 （令和７年度）

政策の柱３．人と自然が調和した環境にやさしいまち
【環境保全】、【自然共生】、【生活環境】

【環境保全】施策目標⑭　環境負荷の少ない循環型社会の創出

みんなでめざすまちの姿（目標）

- 市民・事業者・行政などが温室効果ガスの排出抑制のため、相互に連携・協力し、積極的かつ継続的に温室効果ガス排出削減のために行動しています。
- ごみがより適正に処理されるとともに、リデュース、リユース、リサイクルの３Ｒの視点に立ったごみの排出量を減らすための取り組みが進められ、清潔な生活環境が維持されています。

課題指標

課題指標名	現状値	めざす方向
年間最高気温平均値（鳥羽地域気象観測所）	19.8℃ （令和元年）	↓
一般廃棄物排出量	8,925ｔ （令和元年度）	↓

現状と課題

- 温室効果ガスの排出増加を原因とする温暖化は、地球規模の重要な環境問題です。市の事務事業への対策として鳥羽市地球温暖化防止実行計画を策定し、令和 12（2030）年度に平成 25（2013）年度比 40％の温室効果ガス排出量削減を目指しています。地球温暖化の対策には市民や事業所の理解と協力が不可欠であることから、市役所における周辺清掃や省エネ行動を推進する日である「地球にやさしい日」や、ゴーヤ苗を無料配布し緑のカーテンの日陰効果によるエアコンなどの省エネを推進する「みどりのカーテンプロジェクト」などにより住民などの環境意識向上に向けた啓発に取り組んでいます。

  （→施策の展開①）

- 資源循環型社会の構築に向けて、ごみの発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）の３Ｒに取り組むことは極めて重要です。本市では、各家庭から排出される野菜くずなどの生ごみを堆肥化する取り組みを行っています。具体的には、生ごみ堆肥化ケース「ひなたぼっこ」によって各家庭で一次処理し、鳥羽市リサイクルパークでの二次処理により完熟堆肥をつくっています。またリサイクルごみは、ステーション回収や鳥羽市リサイクルパークでの回収を行い、アルミ缶や紙類などは資源物として再生するなど３Ｒの徹底に努めています。今後は、各家庭から出た生ごみ堆肥を使って野菜を育てるという資源循環を促進するほか、プラスチック製容器包装や雑がみなどのリサイクルごみのさらなる分別徹底を図ることが求められます。
（→施策の展開②）

- 市内から排出される可燃ごみやリサイクルごみを鳥羽志勢広域連合が運営するやまだエコセンターに搬入して適切に処理しています。焼却処理が終了した焼却炉の解体や、埋立処理を終了した最終処分場の廃止を適正に行っていく必要があります。
（→施策の展開②）

- 離島の収集運搬や広域処理に要する費用がごみ処理経費の大きなウエイトを占めていることから、一般廃棄物の処理方法の見直しなどを検討するなど、市民一人あたりのごみ処理費用の節減に努めます。
（→施策の展開②）

施策の展開

① 地球にやさしいまちづくり

市の環境に関する取り組みを「見える化」し、市民の環境意識の向上と自発的な地球にやさしい行動を推進します。また、本市の有効な再生可能エネルギーなどを踏まえた地球規模の取り組みも検討していく必要があります。

成果指標名	現状値	目標値
住宅用太陽光発電設備経済産業省認定件数	159 件 （令和元年度まで延べ数）	190 件 （令和７年度）
電気自動車充電器設置箇所数	17 箇所 （令和元年度）	17 箇所 （令和７年度）

② 適正なごみ処理とごみの減量化

引き続きまち全体での３Ｒ運動を促進するため、食品ロスの削減に向けた啓発や、生ごみの減量化に努めるとともに、可燃ごみの排出量を抑制するために各家庭における分別の徹底を促進し、リサイクルによる資源の循環を図ります。また、一般廃棄物の処理方法の見直しなどを検討するなど、市民一人あたりのごみ処理費用の節減に努めます。

成果指標名	現状値	目標値
生ごみ堆肥化講座受講者数	５人 （令和元年度）	５人 （令和７年度）
リサイクル率（民間拠点回収を含む）	12.40％ （令和元年度）	20.00％ （令和７年度）
リサイクルパーク年間利用者数	23,148 人 （令和元年度）	23,000 人 （令和７年度）
市民一人あたりのごみ処理費用	21,094 円 （令和元年度）	21,000 円 （令和７年度）

【自然共生】施策目標⑮　緑と海を次代に残す

みんなでめざすまちの姿（目標）

- 森林の保全と整備により、緑豊かな森林環境が守り育まれ、伊勢湾の海洋環境の向上につながっています。
- 合併処理浄化槽の普及や下水道施設の長寿命化など生活排水対策の向上により、公共用水域における水質が保全されています。
- 海ごみ（漂流・漂着ごみ）の発生抑制や回収などの対策が充実し、良好な海洋環境が次世代へ引き継がれています。

課題指標

課題指標名	現状値	めざす方向
保有山林の経営体数	11 （平成 27 年）	→
妙慶川の水質（ＢＯＤ値）	2.5ｍｇ／Ｌ （令和元年度）	→
海ごみの回収処理量	94ｔ （令和元年度）	↓

現状と課題

- 本市は、市域全体が伊勢志摩国立公園内にある特徴を有しています。そのため「鳥羽市民の環境と自然を守る条例」や「鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境などの保全との調和に関する条例」に基づき、自然環境の保全だけでなく、人の営みとの共生に留意して開発を行う際の緑地保存面積などの規制を行うことで、風光明媚な風景や自然環境を次世代に残すよう努めています。豊かな海洋環境は背後の森林から流れ出るミネラルも影響しており、本市の自然にとって森林は重要な要素です。本市の民有林は市土総面積の約７割である 7,484ｈａを占めています（令和２（2020）年４月１日現在）が、人口減少、高齢化により森林の管理ができないところが増加しており、市が森林所有者に働きかけなどを行うことにより、森林の経営や管理の確保を図ることが求められます。（→施策の展開①）

- これまで合併処理浄化槽の普及や下水道施設の維持管理に取り組み、生活排水対策を推進してきたことから、汚水処理人口普及率は順調に上昇しているものの、平成30年度末時点における同普及率の三重県平均は85.3%のところ本市は41.2%となっており、依然として県内では低い水準にあります。また令和５（2023）年度末までに特定環境保全公共下水道事業は、公営企業会計に移行することが国の通知により求められています。今後、適切な相差下水道施設の維持を図りながら、公営企業移行に向けた作業を進めていきます。（→施策の展開②）

- 毎年のように市外からのごみが市内海岸などに漂着していることから、事業者や市民、市内外ボランティア団体と協力し、漂着したごみの回収処理に努めています。しかし、依然としてごみは漂着し続けており、解決にはごみが海に流れ出ない発生源対策が求められます。また近年では、海ごみに起因するマイクロプラスチックなどによる海洋生物への悪影響なども懸念されています。
（→施策の展開③）

施策の展開

① 森林の適正な保全

豊かな自然を守り育てるため、引き続き環境保全に努めます。また、「森林経営管理制度」を活用して、森林所有者による管理が困難な場合は、市や民間事業者に経営管理を委託するなど森林の適切な管理に努めるとともに、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用し、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を実現可能な森林づくりを進めていきます。

成果指標名	現状値	目標値
森林経営管理制度意向調査実施面積 ※市が森林所有者に、所有している森林を今後どのように経営管理したいか、意向を確認する調査を実施した面積	０ｈａ （令和元年度）	873ｈａ （令和７年度）

② 生活排水対策の向上

さらなる公共用水域の水質の保全のため、現状の対策は継続しつつ、効果的かつ効率的な合併処理浄化槽への転換方法を検討するとともに、供用開始から 20 年以上が経過した相差下水道施設の長寿命化工事、浄化に必要等な備品の交換などを行っていくことで現状の水質の維持に努めます。

成果指標名	現状値	目標値
汚水処理人口普及率	41.75% （令和元年度）	48.0% （令和７年度）
相差下水道処理施設から放流する際の水質（ＢＯＤ値）	４ｍｇ／Ｌ （令和元年度）	４ｍｇ／Ｌ （令和７年度）

③ 海ごみの撲滅を目指す

良好な海洋環境を次世代へ残すため、海洋生物への悪影響が懸念されるマイクロプラスチック問題などに取り組みます。国・県及び関係団体に有効な海ごみの発生源対策を求めていくとともに、引き続き事業者や市民と協力し漂着ごみの回収処理を推進します。

成果指標名	現状値	目標値
海ごみ回収などボランティア活動の件数（陸ごみ含む）	11 回 （令和元年度）	15 回 （令和７年度）

【生活環境】施策目標⑯　住環境・土地利用の健全化　★重点施策

みんなでめざすまちの姿（目標）

- 活用可能な空き家を有効活用しながら安心して住み続けられる地域として環境整備がされています。
- 市営住宅においては、住宅確保要配慮者に快適で良好な住宅や入居者のニーズにあった住宅が提供されています。
- 土地利用の目的に応じた地域への誘導が図られ、安心で安全な秩序ある土地利用が行われています。
- 地籍調査の推進により土地利用が円滑になり、公共事業などの環境整備につながっています。

課題指標

課題指標名	現状値	めざす方向
管理不全空き家解消率	63% （令和元年度）	↑

現状と課題

- 活用可能な空き家などの有効利用を通して、定住及び商業活動の促進による地域の活性化を図るため、空き家などの情報を提供する「空き家バンク制度」を実施しています。引き続き近年増え続けている空き家を減らしていくため、「空家等対策計画」を策定し、空き家の所有者などに対して利活用、または、除却についての提案や必要な措置のアドバイスや指導を行うことが求められます。
  （→施策の展開①、⑤）
- 市営住宅の入居者を募集するたにあたっては、住宅確保要配慮者のニーズに応じた住戸の整備が必要となっています。また、耐震基準を満たさない市営住宅については、取り壊しを進め、安全、安心して暮らすことのできる住環境の整備に取り組むことが求められます。
  （→施策の展開②）

- 都市計画制度などによる適正な土地利用の誘導や社会環境の変化への対応が求められるとともに、市民と共に考える地域づくりを実現していくことが求められます。
  （→施策の展開③）

- 地籍調査で得られた正確な地図（地籍図）の整備が求められており、全国の状況から見て三重県の進捗率は低いものの、当市は県内４位の進捗率を誇っています。この地籍図は、土地の境界トラブルの未然防止、公共事業やまちづくりの迅速化、災害時の復旧復興事業の円滑な実施、固定資産税の徴収適正化などに寄与することから、早急な調査の実施が求められています。
  （→施策の展開④）

施策の展開

① 空き家対策の推進

「空家等対策計画」に基づき、増え続ける空き家を抑制するとともに、管理不全となっている空き家の所有者などに必要な措置をとるよう助言及び指導を行います。空き家予備軍を見守る仕組みの検討や空き家に対する一人ひとりの意識の醸成を図る啓発に努め、空き家バンク制度を利用して、空き家の抑制や空き家の利活用促進を図ります。

成果指標名	現状値	目標値
空き家バンク登録件数（延べ件数）	65 件 （令和元年度）	120 件 （令和７年度）

② 市営住宅の適正管理

住宅確保要配慮者のニーズに応じた住宅の整備に努めます。また、耐震基準を満たしていない市営住宅の取り壊しを進め、市営住宅の適正な管理に努めます。

成果指標名	現状値	目標値
市営住宅入居率 （安楽島団地、安楽島第２団地、リバーサイド幸丘団地の入居者数/安楽島団地、安楽島第２団地、リバーサイド幸丘団地の総戸数）	74.0% （令和元年度）	79.0% （令和７年度）
木造市営住宅解体率 （解体した木造市営住宅/木造市営住宅総戸数）	68.8% （令和元年度）	75.0% （令和７年度）

③ 土地利用の適正化

本市の自然環境を維持しながら、観光や農林水産、商工業などの産業と調和・連携を図り計画的な土地利用を図り、都市における建築物の用途鈍化と土地の高度利用化を図ります。

成果指標名	現状値	目標値
用途地域指定区域面積	322.9ｈａ （令和元年度）	322.9ｈａ （令和７年度）

④　地籍調査の推進

地籍調査は、一筆ごとの土地の境界、面積、形状などを正確に示すことにより、その成果が個人の土地取引から公共事業まで、あらゆる土地関連行為の基礎データとなります。また、迅速な災害復旧、円滑な公共事業を推進していくためにも引き続き事業の進捗を図り、都市における建築物の用途鈍化と土地の高度利用を図ります。

成果指標名	現状値	目標値
地籍調査進捗率（調査済面積/市全体面積）	35.0％ （令和元年度）	38.0％ （令和７年度）

⑤　地域ぐるみで暮らしの環境を考える

地域ぐるみで住宅環境や空き家の抑制などに取り組むため、地域での空き家の仲介や暮らしの環境について地域で考え、声を掛け合える仕組みづくりを検討します。

成果指標名	現状値	目標値
空き家相談会の開催	― （令和元年度）	１回/年 （令和７年度）

【生活環境】施策目標⑰　安全で快適な道路環境整備に努める

みんなでめざすまちの姿（目標）

- 市民生活や地域経済の基盤として安全で快適に利用できるよう道路環境が維持・改善されています。
- 離島の観光振興、産業の発展に役立つとともに安心な生活に欠かせない架橋について必要性が幅広く認識され、建設に向けた話し合いが進んでいます。

課題指標

課題指標名	現状値	めざす方向
安全で快適な道路環境整備に対する満足度（５点満点）（市民意識調査）	2.90（令和元年度）	↑
交通事故（人身事故）発生件数（人口千人当たり）	1.46（令和元年）	↓

現状と課題

- 市民が安全に利用できるよう、市道の改良や歩道整備などを行っています。近年、経年劣化による舗装や橋梁などの補修の要望や、路肩や歩道の新たな整備、通学路の歩道整備や歩道のバリアフリー化の要望が増加しています。そのため、誰もが安心して通行できるよう交通環境を維持・改善する必要があり、交通安全プログラムや橋梁長寿命化計画に基づき、事業を進めることが求められています。また、本市には国道 167 号が市内を南北に縦断しており、海岸部には美しい風景を満喫できるパールロードが通っています。これら国道、県道の改良及び整備計画などが実施されていない箇所に対する国や県への要望が引き続き求められます。
  （→施策の展開①、②）
- 市域全体での交通環境の改善に向けた取り組みを推進してきました。引き続き南鳥羽地域へのアクセス強化による半島の利便性向上を目指した活動に取り組むことが求められます。
  （→施策の展開③）

- 離島への交通機関は船舶のみとなっており、離島住民は、様々な不便や不安を抱えています。このため、日常生活における利便性や常時通行の確保、救急医療や災害時の緊急輸送路などの安全や安心を確保する必要があります。また、離島圏域の観光や産業経済の振興、地域間交流を図る観点からも必要性を広く周知し、気運の醸成を図るとともに、継続的な国・県への架橋建設要望の実施が重要となっています。
  （→施策の展開③）

施策の展開

① 通学路危険箇所の改善

小中学生が安心して通学できる道路を提供するため、交通安全プログラムに基づき危険箇所の対策を行います。

成果指標名	現状値	目標値
通学路危険箇所対策率 （対策箇所数/総危険箇所数）	5.8% （令和元年度）	30% （令和７年度）

② 地域ニーズを踏まえた道路管理の充実

市民が安心して利用できる道路を提供するため、地域のニーズを踏まえた維持管理を行います。

成果指標名	現状値	目標値
道路補修率 （補修箇所数/要補修箇所数）	30.1% （令和元年度）	40% （令和７年度）

③ 幹線道路の充実

南鳥羽地域や離島へのアクセス強化を図るため、国や県に対して道路や架橋の建設促進活動を実施・支援します。

成果指標名	現状値	目標値
道路改良などの要望の事業採択率 （事業採択箇所数/要望箇所数）	20.0% （令和元年度）	30.0% （令和７年度）
架橋の要望実施回数	１回 （令和元年度）	２回 （令和７年度）

【生活環境】施策目標⑱　安全な水を未来につなぐ

みんなでめざすまちの姿（目標）

- 健全な水道事業が運営されており、自然災害などに強い給水体制が整備されていることで、市民誰もがいつでも水をおいしく飲むことができる環境が維持されています。

課題指標

課題指標名	現状値	めざす方向
有収率 ※配水量に占める料金徴収の対象となる水量の割合	88.5% （令和元年度）	↑

現状と課題

- 安全で良質な水道水の安定供給のため、自己水源と三重県南勢水道用水の有効な利用や、水質検査の実施により安心な水道水の供給に努めています。
  （→施策の展開①）

- 本市の水道は施設や管路などの老朽化が進んでおり、改良・耐震化などが課題となっています。限られた財源の中で更新需要に対応するとともに、災害などに強い水道を目指すためには、優先順位をつけながら計画的に進めていく必要があります。
  （→施策の展開②）

- 平成 29（2017）年度に上水道事業と簡易水道事業を統合し、経営基盤の強化を図ったほか、効率的な施設利用による合理的な事業経営に努めてきました。しかし人口減少に加え節水意識の高まりや節水型機器の普及により使用水量の減少が続いていることから、事業の一層の効率化やコスト縮減を図ることで健全な経営を継続していくことが求められます。
  （→施策の展開③）

施策の展開

① 安全・安心な水の供給

適切な水質管理により、いつでも安心して水を利用することができるよう、自己水源だけではなく三重県南勢水道用水との水融通を図ることにより、おいしい水を将来にわたり安定供給します。

成果指標名	現状値	目標値
水質検査適合率	100% （令和元年度）	100% （令和７年度）

② 強靭でしなやかな水道

老朽化した水道管の耐震管への布設替えや設備の更新、基幹管路のループ化などを計画的に行うことにより、地震や風水害などの自然災害に強い水道施設の整備を進めます。

被災した場合も迅速に復旧を行うことができるよう、近隣自治体とも連携・協力を行うことで応急体制を強化し、水道利用者への影響を最小限に抑えます。

成果指標名	現状値	目標値
基幹管路の耐震適合率	36.2% （令和元年度）	40.0% （令和７年度）

③ 健全で持続可能な事業経営

適切な時期に施設や管路の更新を進めるとともに、経営の効率化や財政面の安定化を図ります。また、これまで事業を行う中で蓄積されてきた技術をしっかりと継承することで、健全で安定した水道事業を次代へ引き継いでいきます。

成果指標名	現状値	目標値
経常収支比率	118.8% （令和元年度）	110.0% （令和７年度）

政策の柱４．誰もが生きがいを持ち、安心して暮らせるまち
【福祉】、【安全安心な暮らし】、【保健医療・各種手続き】

【福祉】施策目標⑲　みんなで支え合うまちをつくる

みんなでめざすまちの姿（目標）

- 市民、福祉団体、福祉事業所、行政などが一体となって、地域共生社会の実現に向けた取り組みが行われ、市民一人一人が、いきいきと活躍しています。

課題指標

課題指標名	現状値	めざす方向
被生活保護者数	107 人 （令和元年度）	↓

現状と課題

- 地域において誰もが生きがいを持ち、活躍することを推進するための取り組みが展開されています。例えば、地域で活躍する方が増えるための取り組みとして、暮らしているまちのことを市民が自ら考える「まちトーク」を開催しており、令和元（2019）年度は 20 地区で開催しています。また、ボランティア登録者数は令和元（2019）年時点で 1,284 人、地域の高齢者が身近な場所でおしゃべりやレクリエーション活動を行うためのサロンも令和元（2019）年時点で 33 箇所あります。引き続き地域で活躍する方が増えていくように努めるとともに、市民、団体、行政などが一体となって活気あるまちにしていくことが求められます。
  （→施策の展開①）

- 地域では、病気や障がい、貧困、ひとり親家庭など、様々な要因により困りごとを抱えている人がいます。また、子育てと介護の「ダブルケア」や、高齢の親が収入のない中高年の生活を支えている「8050 世帯」など複合的な課題を抱えている世帯もあります。こうした人や世帯への支援は、１つの機関による支援で受けとめることは非常に困難であるため、複数の部署や関係機関などと連携して支援に取り組む地域共生ケース会議を開催しています。地域共生ケース会議などで上がった課題は、新たな仕組みづくりにつなげるために、庁内や関係機関が連携する地域共生政策会議において議論しています。引き続き関係機関と連携しながら支援などに取り組むとともに、今後は、連携する部署や機関を広げていくことが求められます。
  （→施策の展開②）

- これまで生活保障を必要とする人が、自立しながら安心して暮らすことができるよう、社会福祉協議会などの関係機関と連携しながら支援に取り組んできました。さらに、生活保護制度に加え、生活困窮者自立支援制度を活用し、関係機関とのさらなる連携強化による支援体制を構築しています。引き続き支援を必要とする市民が誰一人取りこぼされないような支援体制の確立に取り組むことが求められます。
  （→施策の展開③）

施策の展開

① いきいきとした地域づくり

地域共生社会の実現のため、ふれあいいきいきサロンなど地域での居場所や支え合いの場を確保するとともに、地域における支え合いの仕組みづくりを推進します。

成果指標名	現状値	目標値
まちトークの開催地区数	20 地区 （令和元年度）	46 地区 （令和７年度）
ボランティア登録者数	1,284 人 （令和元年度）	1,284 人 （令和７年度）

② 多機関のネットワークづくり

行政や事業所など関係団体が連携を取り、誰も取りこぼすことのない支援体制を構築します。

成果指標名	現状値	目標値
地域共生ケース会議の開催回数	30 回 （令和元年度）	45 回 （令和７年度）
地域共生ケース会議の関係団体数	12 団体 （令和元年度）	18 団体 （令和７年度）

③ 生活保障の確保

生活保障を必要とする人が、自立しながら安心して暮らせるよう、引き続き関係機関との連携を図るとともに必要な支援に努めます。

成果指標名	現状値	目標値
自立相談支援機関への新規相談件数のうち支援プラン作成割合	21% （令和元年度）	35% （令和７年度）

【福祉】施策目標⑳　高齢者が地域でいつまでも暮らせるまちをつくる

みんなでめざすまちの姿（目標）

- 在宅や地域で自分の役割や生きがいを持ち、元気でいつまでも自分らしく生き生きと暮らせるようすべての市民が介護予防や地域の支え合いに取り組む意識が醸成されており、介護保険制度の適正な利用が行われています。

課題指標

課題指標名	現状値	めざす方向
要介護認定率	19.6% （令和元年度）	↓

現状と課題

- 持続可能な介護保険制度の運営のため、介護給付の適正利用やサービスの質の向上を目指します。介護保険制度を持続的に運営していくためには必要な人が必要な分だけ介護保険サービスを利用することが重要です。高齢者人口は今後も増加していくことが見込まれることから、元気なかたはいつまでも元気でいていただけるよう、介護予防の取組を行うことで、介護認定を受けるに至らないようにしていくことが必要です。そのため今後も引き続き持続可能な介護保険制度を運営していくために介護予防や自立に向けた取り組みを図るとともに介護保険制度の正しい理解の促進に努めることが求められます。
  （→施策の展開①）

- 介護予防のため運動や体操などを自主的に行うグループが令和元（2019）年度時点で19 団体あります。こうした団体による自主的な活動が継続的に行われるよう随時活動場所を訪問しての支援や広報などでの周知などに取り組んでいます。引き続き主体的な介護予防活動をはじめ、すべての市民が介護予防や地域の支え合いに取り組む意識が醸成されるよう努めるとともに、介護保険事業所など関係機関との連携強化に取り組むことが求められます。
  （→施策の展開②）

- 高齢者が地域において生きがいや役割をもって活き活きと生活できるよう、保健福祉センターひだまりや地域において、介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、通所型サービスＣ、介護予防ケアマネジメント、地域リハビリテーション活動支援事業、自立支援型地域ケア会議等に取り組んでいます。すべての市民が介護予防や地域の支え合いに取り組む意識がより一層醸成されるよう努めるとともに、介護保険事業所など関係機関との連携強化に取り組むことが求められます。（→施策の展開③）

施策の展開

① みんなで支える介護保険

持続可能な介護保険制度の運営のため、介護保険制度の正しい知識の普及啓発に努めるとともに、介護保険事業所に対し介護予防と自立に向けた取り組みを促していきます。

成果指標名	現状値	目標値
ケアプランチェックを行った事業所数	１事業所 （令和元年度）	８事業所 （令和７年度）

② いきいきと活動している地域づくり

高齢者が地域において生きがいや役割をもって生活できるよう、介護予防や地域の支え合いに取り組む意識が醸成されるよう支援に努めます。

成果指標名	現状値	目標値
各種介護予防事業開催回数・参加者数	106 回/773 人 （令和元年度）	120 回/1,000 人 （令和７年度）

③ 高齢者の権利擁護と尊厳の保持

認知症や見守りが必要になっても安心して生活できるよう、認知症施策や見守り事業、虐待防止対策など、地域の事業所や関係団体と連携を図り推進していきます。

成果指標名	現状値	目標値
認知症サポーターステップアップ講座を受講した人数	０人 （令和元年度）	30 人 （令和７年度）
あんしん見守りネットワーク事業に協力する事業所数	62 事業所 （令和元年度）	100 事業所 （令和７年度）

【福祉】施策目標㉑　障がい者の地域での主体的な生活を支える

みんなでめざすまちの姿（目標）

- 障がいのある人が、地域の一員として、住み慣れた場所で誇りを持って、「自分らしく」主体的に能力を発揮して、こころ豊かな生活を送ることができています。

課題指標

課題指標名	現状値	めざす方向
障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがある者の割合	身体：33.3% 療育：52.5% 精神：54.8% （令和２年）	↓

現状と課題

- 障がい者が地域で生活を続けていくためには、障がい者の能力や希望に応じた活動の場、働く場が身近にあることが条件となります。関係機関と連携して障がい者の相談支援を行い、適切なサービスの利用に繋げています。また、自立支援協議会各部会を定期的に開催し、それぞれのテーマに沿った地域課題・ニーズなどについて方向性を見出し、それに対する様々なアイデアや事業案を協議しています。引き続き障がい者の就労の場の確保や生活、余暇の充実に努めることが求められます。
  （→施策の展開①）

- 障がいのある人が充実した日常生活ができるようそのニーズの把握に努め、障がい福祉サービスの提供体制の確保と質の向上を図る取り組みが求められています。
  （→施策の展開②）

- 障がいがあっても安心して地域でいきいきと暮らすためには、障がいに対する正しい理解が重要です。障がい者と交流する機会として啓発体育祭や障がい者の日記念事業などのイベントを支援しています。障がいがある人もない人も誰もが安心して、ともに地域で暮らすことができる共生社会の実現に向け、障がい者への理解を深める啓発を推進することが求められます。
  （→施策の展開③）

- 障がい者の権利を守る取り組みとして、成年後見制度を活用し、市長申立、報酬助成を行っています。障がい者が地域で安心して生活するために、引き続き障がい者の権利擁護を徹底します。また、災害時に障がいのある人が安全に避難できるように、必要な支援を提供できる体制づくりが求められます。

  （→施策の展開③）

施策の展開

① 相談支援体制の充実・地域で自立するための活動の場・働く場の確保

障がい者が自身の能力や希望に応じて地域で主体的に生活を送る環境を整えるため、地域自立支援協議会において、生活や就労、余暇活動についての協議を行うとともに、関係機関と連携しながら就労場所や日中活動の場の確保などに努めます。

成果指標名	現状値	目標値
民間企業における障がい者雇用率	2.16% （令和元年度）	2.5% （令和７年度）
福祉施設から一般就労への移行者数	２人 （令和元年度）	５人 （令和７年度）

② 地域での生活を支えるためのサービスの充実

障がい者が安心して地域生活を継続していくために、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの提供体制の確保・充実を図ります。

成果指標名	現状値	目標値
福祉施設入所者の地域生活移行者数	１人 （令和元年度）	４名 （令和７年度）

③ ともに生きるための暮らしやすい環境づくり

障がい者が地域で安心して生活ができるよう、さまざまな障壁の除去支援や権利擁護の取り組みを推進します。

成果指標名	現状値	目標値
成年後見市長申立、報酬助成件数	５件 （令和元年度）	10 件 （令和７年度）

【安全安心な暮らし】施策目標㉒　災害や犯罪に強いまちをつくる　★重点施策

みんなでめざすまちの姿（目標）

- 地震・津波、風水害などの災害から市民を守るため、地域防災計画をはじめとする各種計画や国土強靭化地域計画に基づき、自助・共助・公助のバランスが取れた誰もが安心して過ごせるまちになっています。
- 市民・事業者・関係機関・行政が連携して地域や組織の防災力を高めるとともに、国際的な観光都市として、国籍を問わずすべての観光客が安心して観光に訪れることができる環境が整備されています。
- 各種関係団体が連携し合って交通安全の啓発活動を行っており、歩行者及び運転者の交通マナーの向上が図られています。
- 犯罪などに対する啓発が充実しており、それらが未然に防止されていると同時に、利用しやすい相談体制が確立されていて、市民が安全・安心に生活しています。

課題指標

課題指標名	現状値	めざす方向
地震・津波、風水害での死者数	0 人 （令和元年）	→
刑法犯発生状況（認知件数） ※鳥羽署管内	220 件 （令和元年）	↓
交通事故（人身事故）件数 ※鳥羽署管内	26 件 （平成 30 年）	↓
物損事故件数 ※鳥羽署管内	512 件 （平成 30 年）	↓

現状と課題

- 地震による被害を最小限にとどめるため、木造建築物をはじめとした建物の耐震化に取り組んでいます。民間木造住宅については、無料耐震診断や耐震補強補助事業はあるものの耐震補強に多額の費用が必要になることから、耐震改修が進んでいない状況にあります。今後も引き続き計画に基づいた防災対策の推進を図るとともに、昭和 56（1981）年以前に建てられた民間木造住宅の耐震診断の実施が求められます。
（→施策の展開①）

- 災害の発生に備え、誰もが素早く避難行動ができるような仕組みづくりが求められている中、まずは、自分の命、安全は自分で守ることが重要です。日常的な心構えや対策（備え）は、減災において、大きな効果を発揮します。また、市役所、地域、市民、関係機関などとの連携の強化が求められています。
　市民は、市が実施する訓練を通じて、日常的な災害に対する備えや、災害時の対応などを常に意識する必要があります。
（→施策の展開①）

- 防災対策の推進には町内会や自治会をはじめとした地域との連携の強化が不可欠です。本市には 45 の自主防災組織があり、市内の町内会・自治会のほぼすべてで自主防災組織が組織されています。こうした自主防災組織における訓練などの活動は、全体的には順調に推移していますが、各組織で活動回数に違いがあります。今後も引き続き地域の災害特性に合わせた訓練など自主防災組織ごとの積極的な活動を支援するとともに、「共助」による防災体制づくりの普及促進に取り組むことが求められます。
（→施策の展開②）

- 災害予防対策の推進のため、災害に対する備えや災害発生時の適切な対応などを定める地域防災計画を鋭意改定するとともに、業務継続計画の策定などを進め、防災対策の充実に努めています。職員の防災対応力の強化に努めるとともに、災害発生時においても行政機能が停止することなく、迅速に対応できる体制づくりに取り組むことが求められます。
（→施策の展開③）

- 本市の橋梁などのインフラは、老朽化が進んでいます。地球温暖化による降雨量の増加や、南海トラフ地震に対応するため、地域の孤立化防止への対策が求められています。また、メンテナンスにより長寿命化を図るとともに、災害の発生抑制や、災害が発生した場合においても被害が最小限にできるような改良・更新といった事前の対策が求められます。

  （→施策の展開③）

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、高齢者や障がい者などの災害弱者が取り残されない環境を整えることが重要です。地域や関係機関と連携しながら、避難行動要支援者名簿の作成を行っています。今後も引き続き地域と協力しながら、避難行動要支援者対策に取り組むことが求められます。

  （→施策の展開④）

- 本市は国内有数の観光地であり、市民だけでなく、年間 400 万人を超える来訪者、160 万人を超える宿泊者についての備えを行うことが重要です。観光地としての防災力強化のため、観光事業者や鉄道事業者と連携した防災訓練の実施や、災害発生時の情報入手手段として、公衆無線ＬＡＮを市内５箇所に設置し維持管理に努めています。また、外国人観光客など国籍を問わず誰もが安全に避難行動を取ることが出来るように、避難誘導サインなど多言語での情報提供体制の整備に取り組んでいます。今後も引き続き多くの観光客の避難が必要となる場合を想定し、一次避難場所・二次避難場所などについて検討を進めるほか、外国人観光客に対する多言語での情報提供が実施できるような体制づくりに取り組むことが求められます。

  （→施策の展開⑤）

- 誰もが安心できる環境づくりの一環として交通安全対策に取り組んでいます。特に高齢者や子どもなど交通事故被害を受けやすい人々への交通安全対策として、交通安全教室を開催し交通安全意識の普及に取り組むとともに交通事故被害者救済のため、交通事故相談を行っています。また、関係機関と連携した通学路などの安全点検を行い、通学路交通安全プログラムを作成するなど安全対策を講じています。一方で、交通事故の加害者となることがないよう交通ルール及びマナーの高揚に取り組むことも重要です。今後も引き続き誰もが安心して移動できる環境づくりを進めるため、県や警察などと連携しながら、交通安全対策に努めることが求められます。

  （→施策の展開⑥）

- 誰もが犯罪に巻き込まれることなく安心して暮らせる環境づくりのため、町内会や自治会をはじめ、その他関係する団体と連携しながら、防犯体制の強化に取り組んでいます。夜間の犯罪を防ぐため、市自治会連合会に対して防犯灯設置への補助を行い、平成 29（2017）年度～令和元（2019）年度までに 498 灯の防犯灯の増設や取り替え、修繕を実施し、防犯灯のＬＥＤ化に取り組んでいます。また、生活安全推進協議会や暴力追放鳥羽志摩市民会議、鳥羽志摩防犯協会などを通じて、警察などとの連携を強化し、地域の防犯活動の推進に努めています。今後も引き続き関係団体と連携した啓発活動などを通じて犯罪防止に努めるとともに、犯罪被害者などに対する支援が適切に途切れることなく提供されるような支援体制の構築に取り組むことが求められます。
（→施策の展開⑦）

- 市民が消費者トラブルに巻き込まれることなく安心して消費生活を送ることが出来るよう、消費生活相談や啓発活動を実施しています。令和元（2019）年度は、市民文化会館において週２回の消費生活相談を実施し、架空請求や多重債務などの各種相談を受けるとともに、広報や出前トークなどで消費生活に関する知識の啓発などに取り組みました。インターネットによる犯罪や、振り込め詐欺などによる犯罪は複雑かつ多様化しています。そのため、個人への消費生活に係る啓発活動に取り組むとともに、特殊詐欺被害防止にむけた自動通話録音警告機の導入及び設置支援などの取り組みに努めていくことが求められます。
（→施策の展開⑦）

① 防災対策（自助）

災害時に正しい避難行動がとれるよう市民一人ひとりの防災意識を高める取り組みの展開に努めるとともに地震による建築物の倒壊を防止するため、引き続き建築物耐震化の推進や、安全性向上に向けた指導などに努めます。

成果指標名	現状値	目標値
出前とーくの回数	９回 （令和元年度）	10 回 （令和７年度）
Ｍｙまっぷランの作成地区数 ※Ｍｙまっぷランは、住民一人ひとりが作成する津波避難計画	８地区 （令和元年度）	13 地区（延べ） （令和７年度）
耐震補強相談会・相談件数	１回・３件 （令和元年度）	１回・３件 （令和７年度）
耐震補強補助実績数	０件 （令和元年度）	２件 （令和７年度）
自主防災組織の活動回数	83 回 （令和元年度）	90 回 （令和７年度）

② 防災対策（共助）

地域全体で防災力を高めていくため、地域の実情を踏まえた訓練など通じて災害の危険性や必要となる防災行動を地域住民に理解してもらうため取り組みの展開に努めます。

成果指標名	現状値	目標値
避難所運営マニュアル作成地区数	４地区 （令和元年度）	10 地区（延べ） （令和７年度）
避難訓練の実施回数	１回 （令和元年度）	１回 （令和７年度）

③　防災対策（公助）

全庁的な災害対応力強化のため、地震・津波・風水害などの災害に備え、事前に対策ができるタイムラインや業務継続計画の策定や見直しに努め、庁内の防災体制の充実を図ります。また、防災・減災に資する道路や河川の改良・更新や既存インフラの長寿命化対策を進めるとともに、災害発生時においても物資及び資材の輸送等の災害対策活動が迅速かつ効果的に実施できるよう必要な緊急輸送路の確保を図ります。

成果指標名	現状値	目標値
各種計画の職員訓練の実施回数	０回 （令和元年度）	２回 （令和７年度）

④　福祉の防災対策の推進

災害時における災害弱者の安全確保のため、地域と協力し、高齢者や障がい者など避難に時間を要する方をあらかじめ把握し、避難行動要支援者対策を推進します。

成果指標名	現状値	目標値
災害弱者対策への市民意識レベルの向上（関係団体への周知）	０回 （令和２年度）	５回（延べ） （令和７年度）

⑤　観光地の防災対策

観光地としての防災力向上のため、観光施設と連携した防災訓練を継続して行うとともに、施設毎の防災マニュアルの整備・充実を支援していきます。

成果指標名	現状値	目標値
帰宅困難者支援等協定数	13 件 （令和元年度）	25 件 （令和７年度）

⑥　交通安全対策の推進

交通事故を防ぐため、特に事故に遭いやすい高齢者や子どもを対象とした交通安全教室を開催するとともに、市域での交通安全啓発活動を推進し、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に努めます。また、交通安全対策協議会などと連携して通学路交通安全プログラムを作成するなど、関係機関と交通事故防止対策を講じます。

成果指標名	現状値	目標値
交通安全教室の参加人数	135 人 （令和元年度）	150 人 （令和７年度）

⑦　防犯対策の推進

市民が犯罪に巻き込まれない環境づくりのため、市民や各町内会及び自治会、各種関係団体と連携し、防犯灯の設置や子どもの見守りなどを通じて、地域の防犯力を高めます。また、市民の消費生活トラブルを防ぐため、引き続き消費生活相談を実施するとともに広報や啓発イベントなどによる正しい消費生活に関する知識の啓発に努めます。

成果指標名	現状値	目標値
防犯灯の整備（ＬＥＤ化）	1,534 基 （令和元年度）	2,000 基 （令和７年度）
消費者啓発機会の回数（街頭啓発、出前トーク、広報とばなどによる周知回数）	７回 （令和元年度）	８回 （令和７年度）

【安全安心な暮らし】施策目標㉓　消防・救急体制を充実する

みんなでめざすまちの姿（目標）

- 市民・事業者・関係機関・行政が連携して地域や組織の防災力を高めることにより、各種災害による被害を最小限に食い止められるようになっています。
- 各種災害に迅速・的確に対応できる消防力を確保することにより、被害を最小限にしています。
- より多くの市民が応急手当をできるようになっており、救命救急に対する意識が向上しています。
- 迅速な救急出動や適切な処置を行い、いち早く医療機関に搬送できる体制となっています。

課題指標

課題指標名	現状値	めざす方向
火災発生件数	9 件 （令和元年）	↓
火災による焼損面積	7191.1 ㎡ （令和元年）	↓
覚知から病院収容までの所要時間	49 分 （令和元年）	↓

現状と課題

- 消防・救急体制の維持・向上をめざし、令和元（2019）年度から鳥羽市消防庁舎の新築工事を開始し、令和３（2021）年３月１日庁舎移転に向けて整備を行っています。また、現在消防署で運用している消防車両などについては新庁舎建設工事に伴い車両更新計画にずれが生じていますが、随時、消防車両や救急車の車両更新を行い消防・救急体制の充実を図っています。さらに、まち全体での消防力の向上のためには、消防団をはじめとする市民との連携が不可欠です。本市においても消防団員の高齢化や消防団員の職業形態の変化などにより平成 27（2015）年を境に消防団員が減少しています。消防団員の減少と本市の人口減少を考慮し消防団の統合を検討するとともに消防団員確保に取り組むことが求められます。

  （→施策の展開①）

- 対策として事業所及び自主防災組織へ出向し消火器の取り扱いや避難誘導訓練などの指導を行うことにより、防災意識の高揚を図っています。また、防火対象物及び危険物施設に対する立入検査を実施し、位置、構造、重大違反（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の設置義務違反）などの維持管理状況が消防法に適合しているか検査し、不備欠陥があれば改善するよう指導を行っています。引き続き市民が安心して利用できる環境を確保するため事業者への指導などに取り組むことが求められます。

  （→施策の展開②）

- 本市における火災件数は、現在年間 10 件前後ですが、救急出動が年々増加しています。一方で、平成 24（2012）年２月１日から三重県ドクターヘリの運用が開始され、令和元（2019）年の年間救急出動件数 1,570 件のうち７件がドクターヘリ対応の重症救急として対応し、市民などの救命率向上に役立てました。今後も引き続き救命救急体制の維持に取り組むことが求められます。また、離島において救急患者が発生した時には、離島救急患者搬送費補助金を活用し船舶を借り上げ患者を搬送しています。重症者の場合にはドクターヘリの活用も含めて対応していますが、少子高齢化により離島内での住民による患者の搬送方法が課題となっています。

  （→施策の展開③）

施策の展開

① 消防力の整備充実

市民が安心で安全な生活を送るため、消防団員の確保及び研修訓練を実施し、消防職員と消防団員の連携強化を図るほか、新消防庁舎における訓練塔の整備及び緊急車両の更新配備などの消防施設の充実を図り、総合的な消防力の整備・充実に努めます。

成果指標名	現状値	目標値
「消防力の整備方針」で必要とされる緊急車両の充足率	100％ （令和２年度）	100％ （令和７年度）
消防団員数	455 名 （令和２年度）	450 名 （令和７年度）

② 市民・事業者などの防火防災意識の向上

災害に強いまちとするため、自主防災組織などによる自主的な訓練活動に対する知識や情報の提供、技術指導などの支援を実施し、市民・事業者などの防火・防災意識の向上を図ります。また、市民が安心して利用できるよう施設の安全性を確保するため、防火対象物や危険物施設への立入検査を行うとともに、事業者・関係者に適切な指導・助言を行います。

成果指標名	現状値	目標値
市民などが参加した消防訓練数及び参加人数	158 回 (3,622 人) (令和元年度)	150 回 (3,500 人) (令和 7 年度)
防火対象物立入検査数	313 件 (令和元年度)	300 件 (令和 7 年度)
危険物施設立入検査数	171 件 (令和元年度)	170 件 (令和 7 年度)

③ 救急救助体制の充実

市民などが急病・ケガなどの際の症状悪化防止及び救命率向上を図るため、安全・確実・迅速な救助活動、適切な応急処置及び医療機関への速やかな搬送が行える救急救助体制の充実に努めます。また、地域住民や事業所などへの救命講習の実施や救急サポートステーション制度などを活用し、救急車到着までの間に適切な応急処置が行えるようにします。

成果指標名	現状値	目標値
市民などが参加した救命講習の実施回数及び参加者数	36 回（528 人） (令和元年度)	36 回（500 人） (令和 7 年度)
救急サポートステーション認定事業所数	21 事業所 (令和元年度)	30 事業所 (令和 7 年度)

【安全安心な暮らし】施策目標㉔　地域に合った移動手段を考える

みんなでめざすまちの姿（目標）

- 市民の生活に密着する市営定期船、かもめバス、福祉バス、スクールバス及び鉄道などの公共交通が連携し、移動しやすい環境が整っています。また、公共交通を補完する工夫について地域で話し合う体制が生まれ、暮らしの目的に合ったコミュニティ交通システムが確立しています。

- 新技術の導入などにより、買い物や医療などのサービスの一部が居住地区で受けられ、移動しなくても生活の利便性が保たれる状況も進んできています。

課題指標

課題指標名	現状値	めざす方向
公共交通利用者数 （上段：かもめバス、下段：市営定期航路）	195,676 人 628,696 人 （令和元年度）	→

現状と課題

- 本市には４つの有人離島があり、本土側でも集落が点在する地理的特性があるため、市内における移動には、自家用自動車のほか、定期船航路、コミュニティバス、福祉車両運行、スクールバス、タクシーやレンタカーなど様々な手段が用いられています。
　市外とは、鉄道や民間事業者のバス、フェリーで結ばれており、観光客や市外への通学・通勤、通院などで市民が利用しています。特に、医療面では、本市は総合病院を有していないため二次医療の大半を伊勢赤十字病院及び市立伊勢総合病院が担っており、自家用車を持たない患者の通院手段の確保は重要な課題です。
（→施策の展開①、②）

- 今後、生産年齢人口の減少が予想されており、生活の中で多岐に渡る影響が懸念されます。人口減少により、店舗などといった利用者規模と相関性のあるサービスの撤退が予想され、税収の減少から学校やサービス提供拠点の集約化も避けては通れない状況となる可能性があります。このため、施設が減ってもそこへ移動できる手段の確保が重要となります。一方で、高齢化の進展から自動車免許証の返納や税収の落ち込みによる公共交通の縮小も見込まれます。

こうした中、居住地区ごとに話し合いの場を持ち、移動ニーズを整理するとともに、公共交通を補完できる資源を洗い出し、一体的に機能するように工夫していくことが求められます。多様な移動手段を総動員する仕組みを考案し、人口減少社会となっても暮らしの利便性を維持していくことが必要です。

（→施策の展開①、②）

- 現在、市営定期船やかもめバス事業の中では、高齢者などの運転免許証自主返納者を対象とした公共交通利用支援事業の実施や、外国人観光客の利用促進のため、佐田浜乗船場の行先案内板を４ヵ国語表記に改修し、利便性向上による利用増加を図ってきました。しかし、離島人口の減少などの影響もあり、本市が運営する公共交通機関は利用者が年々減少しており、旅客収入が伸び悩む中で航路維持に係る大きな行政負担が発生していることから今後、新たな利用者を確保することが課題となっています。また、一部の区間では他サービスとの重複が生じており、限られた財源を効率的・効果的に生かせるよう、各事業を実施する部署や関係機関との連携を図りながら、各種交通機関の利用実績や調査結果をもとに、検証・評価を行っていくことが必要です。

（→施策の展開③）

- 新型コロナウイルス（ＣＯＶＩＤ-19）拡大防止対策として、移動の自粛が推奨されましたが、その際、外出せずにサービスを受けられる体制づくりの重要性に気づかされました。令和元（2019）年度より、企業との包括連携協定の下、移動販売事業に着手していますが、居住地にいながらサービスを活用できる環境づくりは、今後、縮小せざるをえない公共交通を補完する形で、重要なテーマであると考えられます。また、新たな技術が進歩してきており、空とぶクルマの実証実験などが行われています。また、オンライン診療や買い物アプリの活用といった新たな生活様式が生まれつつあります。こうした傾向を踏まえつつ、移動以外の形で暮らしの利便性を確保していく方策を検討していく必要があります。

（→施策の展開④）

① 地域に合った移動手段を話し合う場づくり

公共施設の配置や学校統合といったテーマから地域の将来像をイメージし、庁内関係課と地域住民が一緒になって、通学や通院、買い物といった多様な移動ニーズの整理と地域で活用できる資源を洗い出しながら、地域に最も合った移動手段を確保していくための話し合いの場づくりに取り組みます。

成果指標名	現状値	目標値
各地区で関係各課と地域の方が移動について話し合う回数	0 回/年 （令和元年度）	10 回/年 （令和７年度）

② くらしの目的を達成するための一体的な交通システムの構築

市民のくらしの目的を達成するため、鳥羽駅のバリアフリー化などの要望の実施や本市の公共交通の維持・確保に努めるとともに、様々な交通機関の結節を目指した一体的な交通システムの構築に取り組みます。

成果指標名	現状値	目標値
周遊券発券枚数 （上段：かもめバス、下段：市営定期航路）	7,992 枚 1,699 枚 （令和元年度）	9,700 1,600 （令和７年度）
乗継割引券利用枚数	10,082 枚 （令和元年度）	6,000 （令和７年度）
ハッピーチケット販売枚数	5,704 枚 （令和元年度）	5,500 （令和７年度）

③　経営視点を入れた効率的な公共交通の運営

効率的な公共交通の運営を目指すため、経営体質の改善を含めた経営視点を取り入れるとともに、これからの新しい鳥羽市の公共交通のあり方について検討を進めます。

成果指標名	現状値	目標値
定期航路の実績収支比率の前年度比較	0.5% （令和元年度）	10%未満 （令和７年度）

④　交通に頼らない暮らしを支えるサービスの充実

居住地外へ出なくても、暮らしの利便性を確保できるあり方を検討していきます。買い物に伴う移動問題を解消するため、移動販売の充実を図るなど新しいサービスの充実に取り組みます。また医療体制おいては、対面によらない診療に必要な機器の整備を行います。

成果指標名	現状値	目標値
移動販売車利用者数	1,150 人 （令和元年度）	12,000 人 （令和７年度）

【保健医療・各種手続き】施策目標㉕　健康で安心できるくらしを支える　★重点施策

みんなでめざすまちの姿（目標）

- 市民一人ひとりが、病気や要介護状態にならないよう健康づくりに関心を持ち、生活習慣を改善し、健康の保持・増進に取り組むとともに、がん検診などを積極的に受診し早期発見や治療に努めています。
- 一次医療に係る環境を維持し、必要に応じて二次医療につなげられる体制により、市民が必要なときに受診できる医療体制が確保されています。

課題指標

課題指標名	現状値	めざす方向
健康寿命	男性：77.5 歳 女性：82.7 歳 （平成 30 年）	↑
40～64 歳における生活習慣病死亡率（人口 10 万人あたりの直近５年間平均）	男性：305.8 女性：120.1 （平成 26 年～平成 30 年）	↓
二次医療対応機関の確保	３箇所 （令和元年度）	→

現状と課題

- ウォーキングマップを作成し地域でのウォーキングの啓発や、保健福祉センターなどで運動や栄養の各種健康教室を開催するなど市民の健康づくりを支える取り組みを行っています。しかし、取り組みへの参加者の固定化・高齢者が多いなど参加者の偏りが生じています。また、令和２（2020）年度から令和６（2024）年度を計画期間とする「第３次鳥羽市健康増進計画・鳥羽市食育推進計画」の策定に際して本市が平成 30（2018）年に行ったアンケート調査では、「生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩などに気をつけた食生活を実践しているか」を問う設問に対して、「いつも気をつけて実践している」、「気をつけて実践している」と回答した割合の合計は約 57.7％であり、三重県と比較して約 10％程度低くなっています。生涯を通じて健康な生活を送るためには、日頃からの健康づくりに取り組むことが重要となります。そのため、引き続き世代を問わず多くの市民が健康づくりに関心を持てるよう健康づくりに係る啓発に取り組むことが求められます。（→施策の展開①）

- 生活習慣病及び疾病の早期発見や重症化予防のため、特定健康診査や人間ドック・脳ドックなどの実施や、子宮頸がん、乳がん検診については集団検診だけでなく医療機関での個別検診を導入するなど市民の健康寿命の延伸などに努めています。疾病の早期発見や重症化予防に取り組むため、特定健康診査について受診券の発送のほか、未受診者への文書や電話などによる受診勧奨とともに、がん検診受診者増加のためのさらなる啓発が求められます。

  （→施策の展開①）

- 誰もが必要に応じて受診できる環境を維持するため、県及び三重大学医学部の協力による医師確保対策に取り組んできました。平成 28（2016）年度からは、長岡診療所において指定管理者制度の導入を行い、また、志摩医師会、鳥羽志摩薬剤師会の協力のもと休日・夜間応急診療所を開設するなど医療サービスの提供に取り組んでいます。しかし、市内の開業医の減少をはじめ、地域によっては、訪問診療および訪問看護などのサービス提供事業者の参入も少ないため、安心して鳥羽で暮らせることができる持続可能な医療体制の構築が課題となっています。さらに、人口減少に伴い、全市立診療所において患者数は減少の一途を辿っており、効率的な医師の配置や診療所の開設日などを見直すとともに遠隔医療の導入なども積極的に取り組むことが求められています。

  （→施策の展開②）

① 健康づくりに関する意識の向上

市民一人ひとりの健康づくりに係る意識を高め、生涯を通じた健康づくりによる生活習慣病予防や介護予防につなげるため、健康づくりに関する情報提供や各種健康教室などの機会の提供を図ります。疾病の早期発見や重症化を予防するため、引き続きがん検診を実施し、受診率向上のための啓発を行うとともに、生活習慣病の重症化などを予防するため保健指導や啓発に取り組みます。また、感染症拡大予防のため、県と連携し情報提供や啓発に努めます。

成果指標名	現状値	目標値
各種健康教室開催回数及び参加者数	221 回/4,078 人 （令和元年度）	250 回/5,000 （令和７年度）
がん検診受診者数	7,021 人 （令和元年度）	7,100 人 （令和７年度）
特定健康診査受診率	%※10 月に確定 （令和元年度）	65% （令和７年度）

② いざという時の受診体制を整える

市民及び本市を訪れる観光客がいつでも安心して受診できる一次医療体制の確保を目指し、県、医師会、近隣市町の行政関係者など広域で連携した医療体制の維持に努めます。市立診療所においては、県、三重大学医学部などの関係機関との連携及び指定管理者制度の導入により安定した医師の確保を行い、医療分野の高度化に対応するため、医療設備の整備・充実に努めます。また、医師不足を解消するため、一部の市立診療所において、複数の医師で複数の診療所を担当するグループ診療、他医療機関からの定期的な診療支援など、新しい診療体制の在り方を検討します。

成果指標名	現状値	目標値
市立診療所支援（定期）医療機関数 ※月１回程度の診療所支援を行う医療機関数	－ （令和元年度）	１機関 （令和７年度）

【保健医療・各種手続き】施策目標㉖　質の高い市民サービスを提供する

みんなでめざすまちの姿（目標）

- 来庁者が、市民の視線に立った便利で快適な行政サービスを職員の親切・丁寧な対応のもと受けています。
- 国民健康保険、後期高齢者医療保険、医療費助成制度、国民年金などの社会保障制度により、市民が医療や老後の生活に不安なく暮らしています。

課題指標

課題指標名	現状値	めざす方向
質の高い市民サービスに対する満足度（５点満点）（市民意識調査）	3.01（令和元年度）	↑
安心できる社会保障制度に対する満足度（５点満点）（市民意識調査）	3.04（令和元年度）	↑

現状と課題

- 市役所本庁をはじめ、８箇所の連絡所において届出受理、各種証明書などの交付や各課から依頼のあった受付業務などを適切に行い、各所において同一サービスの提供が行えるよう努めています。人口減少が進み利用者の減少が懸念される一方で、高齢者などの交通弱者にとって身近な窓口業務サービス提供の必要性がより高くなる中、連絡所の今後のあり方を検討する必要があります。今後も各課からの依頼業務について、各所において適切な対応がとれるように共通認識を図り、個人情報保護の徹底や、セキュリティの確保に引き続き努め、職員の危機管理意識の向上に取り組むことが求められています。

  （→施策の展開①）

- 国民健康保険制度は、平成 30（2018）年度の国保財政県一元化により、財政運営及び事業運営にわたり、県と協力しながら安定した国民健康保険制度の運営に取り組んでいます。今後も国民健康保険の加入者数の減少と医療費増加傾向の現状を踏まえ、疾病の予防や健康増進に向けたきめ細やかな保健事業の実施や医療費適正化に向けた取り組みが求められています。
  （→施策の展開②）

- どのような環境の市民でも安心して医療機関にかかることができるよう福祉医療費助成制度が設けられており、令和元（2019）年９月からは未就学児に対する福祉医療の現物給付化が県下全域に拡大されました。引き続き、県と連携しながら安定的な制度運営に努めることが求められます。
  （→施策の展開②）

- 誰もが老後の安定した生活を送ることができる環境は重要です。本市においても未納者・無年金者の解消や年金生活者支援給付金について広報などで周知に努めるとともに、後期高齢者医療制度の周知と収納率の向上に努めています。引き続き制度の周知や収納率の向上に取り組むことが求められます。
  （→施策の展開②）

施策の展開

① 信頼できる窓口業務

来庁者に満足してもらえる市民サービスを提供するため、人材育成を推進し、職員の接遇向上に取り組むとともに、迅速かつ正確な市民サービスが行えるよう連携を図りながら、誰からも信頼される窓口業務の取り組みに努めます。

成果指標名	現状値	目標値
窓口業務のための研修参加人数	27 人 （令和元年度）	27 人 （令和７年度）

② 安心できる社会保障制度の運営

安定した国民健康保険制度の運営のため、県と連携し、国民健康保険税や交付金による歳入と県納付金や保健事業費の歳出の健全な財政運営に努めるとともに、保健事業については、疾病の予防や重症化予防を主眼とした保健事業への取り組みや医療費通知やジェネリック医薬品の使用勧奨により医療費の抑制に取り組みます。また、福祉医療助成制度、後期高齢者医療制度や国民年金制度などについて、制度の正しい理解を得るための広報での周知などに努めます。

成果指標名	現状値	目標値
国民健康保険税収納率（現年度分）	95.36％ （令和元年度）	97.27％ （令和７年度）

行政改革大綱

はじめに

- 本市では昭和 61（1986）年に最初の行政改革大綱を策定して以来、積極的に行財政改革に取り組んできました。平成 23（2011）年にはそれまで進めてきた事務の効率化などの経費削減にとどまらず市民・企業・各種団体との協働によるまちづくりと効率的で効果的な行政経営を目指して行政改革プランを策定しました。この行政改革プランは「行政改革大綱」と「推進プログラム」で構成されており、平成 22（2010）年度～27（2015）年度を当初期間としていましたが、平成 28（2016）年度～平成 32（2020）年度を継続期間として取り組みを継続し、不断の行政改革に取り組んできました。
- 依然として厳しい財政状況や急速な社会環境の変化の中、本市の都市像「誰もがキラめく鳥羽　海の恵みがつなぐ鳥羽」を実現するためには、目指す姿の達成に向けて効率的・効果的に事業を展開することが重要です。このため、引き続き行財政改革に取り組み、公共施設などの行政の経営資源を無駄なく最適配分しながら、施策の展開と行政改革の整合を図り着実な行政経営の推進を図るため、従来は総合計画とは別に策定されていた「行政改革大綱」を新基本計画内に位置付け、一体的に行政改革の推進を図ります。

取り組みの指針

- 本行政改革大綱は以下の指針に基づき推進します。

I. 目的達成型の行政経営
II. 組織の充実と人材育成
III. 戦略的な情報発信
IV. 持続可能な行財政運営

施策の体系

- 取り組みの指針に掲げた４つの指針ごとに施策を展開することで行財政改革を推進します。

I. 目的達成型の行政経営を進める

現状と課題

- 第５次鳥羽市総合計画策定時より、施策評価及び事務事業評価を実施し、将来像「真珠のようにきらり輝く鳥羽」の実現に向けて計画の進捗管理に努めてきました。しかしながら、施策の中で課を超えて協議する仕組みが確立しておらず、評価を次期取り組みに反映する体制づくりが求められています。引き続き事業の「選択と集中」を行う仕組みづくりやＩＣＴ活用などの効率化やコスト削減手法の導入などにより持続可能な行政経営を確立していくことが求められます。
  （→施策の展開①）

- 人口減少少子高齢化が進む中、具体的なデータに基づき、施策を展開していくことは重要であり、国の実施する基幹統計調査や、県の実施する毎月人口推計調査などの関連事務を行うとともに、国や県の実施する統計調査の結果や、各課及び関係機関から収集したデータをまとめ、広く活用できるようホームページ、市統計要覧などで公表しています。引き続き基幹統計調査や県統計調査を遅滞なく実施し、調査結果の蓄積に努めていくことが求められます。
  （→施策の展開②）

- 職員数や財政上の制約のもと多様な行政事務に対応するうえで、近隣市町との連携による事務の共同処理をはじめとした広域連携の在り方を検討することは重要です。本地域では平成 25 年に伊勢志摩定住自立圏形成協定を締結しています。今後も近隣市町との連携強化を図るとともに、本市単独での実施が非効率な事務などの広域連携に向けた検討に取り組むことが求められます。
  （→施策の展開②）

- 地方創生の流れの中で、本市の特性に応じた事業を充実させていくうえで、産官学金労言士の連携により、新たな展開を見出していくことは、効果的です。本市においても総合計画審議会は幅広い分野の委員により意見をいただいていますが、各種学術機関の知見の活用や民間企業との連携によるチャレンジを継続していくことが重要です。
  （→施策の展開②）

施策の展開方向の進捗を測る指標

指標名	現状値	めざす方向
計画の進ちょく率	－	↑

施策の展開

① 実効性のある計画づくりと持続可能な経営システムの確立

持続可能なまちづくりを総合的に推進するため、総合計画を最上位の計画として、各種個別計画との整合を調整し、本計画の進行管理及び評価と予算編成の一連を連動させ、実行性の高い計画策定による持続可能な経営システムを確立します。

② 時代の潮流に対応した行政経営手法の推進

新たな行政課題に対して組織的に的確に対処できるよう、企業経営の視点も取り入れながら効率的・効果的な行政経営の仕組みを確立します。

II. 組織の充実と人材育成

現状と課題

- 毎年各所属のヒアリングなどを行い、業務量を的確に把握し、より良い組織体制づくりに取り組んでいます。引き続き現行組織の問題点や課題の検証を継続して行い、職員の能力などを考慮した適材配置など、市民サービスの向上や課題解決に向け、柔軟に対応することができる組織体制について検討する必要があります。また、公務員の定年延長が検討される中、公務員制度の改正内容を的確に把握しながら、適正な職員定数の管理に努めていく必要があります。

  （→施策の展開①）

- 多様化・複雑化する行政課題に対し、迅速な対応を行うため、その諸課題に対する情報共有体制の整備に取り組んできました。引き続き行政課題への対応力を全庁的に高めるために組織横断的な取り組みを図ることが出来るよう連携体制の強化を進める必要があります。

  （→施策の展開①）

- 職員の能力向上を図るため、職員人材育成基本方針や職員研修実施計画に基づき職員研修を実施し、庁内研修や三重県市町総合事務組合などの研修への派遣、専門研修の活用など職員の資質向上や専門的な知識などの習得に努めています。引き続き職員が研修を受講しやすい職場環境づくりを進めるとともに、充実した研修体系づくりに努めることが求められます。また、人事管理の基礎として人事評価制度を実施しており、発揮した能力及び挙げた業績について適正かつ客観的な評価を行い、評価結果を勤勉手当成績率へ反映しています。今後も、職員の能力・実績を適切に把握し、人員配置や給与処遇などにおいて活用を進めるとともに、人事評価制度の仕組みや手法の理解をさらに深めていく必要があります。

  （→施策の展開②）

- 人口減少並びに超高齢社会の到来により、家族の介護へ従事する機会は増加傾向にあり、男性の育児参加とともに、より一層仕事と育児・介護の両立支援が求められています。これからも働きやすい職場環境を追求するためには、ワーク・ライフ・バランスに合った働き方が求められており、時代に合った制度づくりに取り組む必要があります。

  （→施策の展開③）

- 人口減少に伴い、税収の落ち込みが見込まれる中、職員定数の適正化が課題となっていくことが考えられます。限られた財源を有効に活用し、行政サービスの提供と必要な住民福祉の水準を維持していく中で、「ヒト」が実施してきた業務の一部を新技術が担うことで省力化、効率化することが重要です。そのための設備やシステムなどの導入について今後、検討が必要です。

  （→施策の展開④）

施策の展開方向の進捗を測る指標

指標名	現状値	めざす方向
職員満足割合　（職員アンケートにおける「やりがい・充足感」を感じている割合）	82.50% （平成 29 年度）	↑

施策の展開

① 目標達成型の人員体制

市民サービスの向上を図るとともに、山積する課題を一歩ずつ解決するため、必要に応じて組織改編や全庁横断的な連携体制を構築し、効率的な事業展開につなげるとともに、専門的な職員の配置により体制強化を図るなど時代に応じた施策を力強く推し進められる体制づくりを行います。また、公務員の制度改正を的確に把握し、適正な職員定数の管理に努めます。

② 人材育成の推進

職員人材育成基本方針や職員研修実施計画に基づき、庁内研修や三重県市町総合事務組合などへの研修派遣、専門研修への参加機会の確保に努め、充実した研修の活用により、職員の資質向上や専門的な知識などの習得を進めます。また、人事評価制度を活用した職員育成に取り組むとともに、制度の成熟度を高めます。

③ 時代に合った制度づくりとワーク・ライフ・バランスの実現

質の高い市民サービスを持続的に提供するため、職員のワーク・ライフ・バランスの実現や多様で柔軟な働き方を推進します。職員の地域での活動、ＮＰＯ活動、育児や介護などとの両立を図り、職員一人ひとりがいきいきと働ける多様な働き方の取り組みを推進します。

④ 職場環境の整備

情報システムやＩＣＴ技術の活用により、職員がより効率的に業務を行うことができる環境を確保します。職員のメンタルヘルスケアなどの充実を図り、常に高い自己肯定感を持って業務遂行が行われるよう職場環境の整備に取り組みます。

III. 戦略的な情報発信

現状と課題

- 継続した市民意識調査を実施することで市政に対する市民の満足度や重要度の認識を把握し、今後の施策展開の参考とするとともに、めざすまちの姿にどの程度近づいているのかを確認に活用しています。広報紙やホームページのほか、フェイスブック、ユーチューブなどのＳＮＳを活用した情報発信も行っていますが、スマートフォンの普及により、インターネット経由での広報の重要性はますます高まっており、その特性を活かし、必要な情報をいつでもどこでも誰でも容易に入手できるよう、迅速にわかりやすく情報を発信していくことが求められています。
  （→施策の展開①）

施策の展開方向の進捗を測る指標

指標名	現状値	めざす方向
市ホームページのアクセス件数	46,317 件/月 （令和元年度）	↑
広報とばを「よく見る、利用する」「時々見る、利用する」人の割合	87.4% （令和元年度）	↑

施策の展開

① 戦略的な広報・広聴の推進

市政に関する情報や市民が必要とする情報をわかりやすく提供するため、広報紙をはじめ、ホームページ、ＳＮＳなどさまざまな媒体の活用による効果的な情報発信を行います。また、より多くの市民ニーズを持続可能なまちづくりに活用できるようわかりやすい広聴を行います。

IV. 持続可能な行財政運営

現状と課題

- 過疎債、辺地債、緊急防災・減災事業債など、財政措置のある起債を活用したことにより、本市の将来負担比率は平成 23（2011）年度の 85.5%から平成 30（2018）年度には 66.3%まで減少しました。一方で、実質公債費比率（3 カ年平均）は平成 23（2011）年度 9.7%から平成 28（2016）年度 7.7%まで減少したものの再び上昇に転じ、平成 30(2018)年度には9.1%となっています。財政調整基金は平成23(2011)年度 の370,703千円から平成 28（2016）年度には 713,789 千円まで増加したものの再び減少に転じ、平成 30（2018）年度は 577,568 千円となりました。こうした個別の財政指標の推移を的確に把握しながら、引き続き財政状況の維持・改善に努めることが求められます。また歳出に占める割合は大きくないものの、本市の負担金支出は、平成 23（2011）年度の 351,439 千円から平成 30（2018）年度には 593,650 千円と増加してきています。負担金の硬直化が進展することは新たな政策へ取り組むための財源の確保を困難とさせるため負担金などの見直しの検討が求められます。

  （→施策の展開①）

- 健全な行財政基盤の確立のため、業務の見直しやコスト削減を図るとともに事業の「選択と集中」を進めてきました。厳しい財政見通しのもと引き続きコストの削減などによる無駄の徹底的な排除を図るとともに業務や施設を見直すことで効率的かつ効果的で柔軟性のある行財政基盤の確立に取り組むことが求められます。

  （→施策の展開②）

- 市税滞納者への催告に際して、福祉が行う「生活困窮者自立支援事業」を紹介するなど住民が抱える問題を解決に導くと共に、市税の納付の働きかけを行い未納や滞納状態の解消に繋がるように福祉と連携し取り組んでいます。今後、ライフスタイルの多様化による納税者のニーズに対応するため、電子申告の推進や新たな納付方法の導入など、納付者の利便性の向上を図り、適正な課税と納付環境の改善などに取り組むことが求められます。

  （→施策の展開③）

施策の展開方向の進捗を測る指標

指標名	現状値	めざす方向
標準財政規模に対する財政調整基金残高の割合	8.6% (令和元年度)	↑
将来負担比率	62.5% (令和元年度)	↓
実質公債費比率	9.6% (令和元年度)	↓
市税収納率	95.3% (令和元年度)	↑

施策の展開

① 財政状況の維持・改善の推進

将来にわたって健全な財政状況を維持するために、市債の借入を抑制することで段階的に地方債現在高を減少に努めるとともに、決算剰余金を積み増すことで、財政調整基金残高の割合を標準財政規模の 15%を目指します。あわせて負担金支出など硬直化しつつある費目の見直しを検討するなど財政状況の維持・改善に努めます。

② 健全な行財政運営

効率的な行財政運営について、業務の見直しや公共施設のあり方や適正配置について地域とともに考えることにより、コスト削減を図り、事業の「選択と集中」を進め、柔軟性のある健全な行財政基盤を確立します。

③ 財源確保の推進

自主財源の根幹となる市税や使用料などの安定的な確保のため、納付相談の充実、周知、滞納者対策の強化などを図り、市税などの収納率向上に努めるとともに、新たな財源の確保に向けて研究・調査を進めます。

Ⅲ　国土強靭化地域計画

（１）国土強靭化の概要

（ア）国土強靭化の背景

平成 25（2013）年 12 月、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとして、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災などに資する国土強靭化基本法」　（以下、「基本法」と表記します。）が成立・施行されました。

基本法の成立・施行を受け、平成 26（2014）年６月、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「国土強靭化基本計画」（以下、「国の基本計画」と表記します。）を閣議決定するとともに、都道府県や市町村による国土強靭化にかかる計画策定の指針となる「国土強靭化地域計画策定ガイドライン」（以下、「ガイドライン」と表記します。）が策定されました。

国土強靭化を実効あるものとするためには、国における取り組みのみならず、地方公共団体や関係機関が連携して取り組みを進めることが不可欠であり、国の基本計画の策定に引き続き、 地方公共団体においても国土強靭化地域計画を策定し、国と地方が一体となって国土強靭化の取り組みを進めることが重要です。

本市においては、南海トラフ地震の発生が危惧されていること、また近年、台風に伴う大雨などによる被害が甚大化する傾向となってきていることなどから、大規模自然災害などに対する事前防災及び減災の取り組みを進めることが喫緊の課題となっています。

以上のことから、基本法第 13 条に基づき、本計画を国土強靭化に関する指針とし、強さとしなやかさを持ったまちづくりを進めることとします。

（イ）強靭化を推進するうえでの基本的考え方

基本構想における市の将来像「誰もがキラめく鳥羽　海の恵みがつなぐ鳥羽」を強靭化推進上の将来像とし、「国の基本計画」との調和を図り、以下の基本的な考え方のもと強靭化を推進します。

図表 24　本市の強靭化のための基本的な考え方

本市の強靭化のための基本的な考え方
Ⅰ．人命の保護が最大限図られる
Ⅱ．市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
Ⅲ．市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
Ⅳ．迅速な復旧復興

（ウ）取り組み推進上の留意点

本市における強靭化計画は、市民や関係機関との積極的な協働を進めるとともに、庁内関係各課の横断的な推進体制を図り、施設の耐震化などのハード対策と、防災訓練や防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせて取り組みを推進します。

（２）脆弱性の評価

（ア）基本的な進め方

本市における強靭化計画では、ガイドラインに基づき、「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価」（以下、「脆弱性の評価」と表記します。）を行います。また脆弱性の評価にあたっては、「三重県国土強靭化地域計画」（以下、「県の計画」と表記します。）における脆弱性の評価を踏まえ、本市におけるリスクと、起きてはならない最悪の事態を回避するために必要な取り組みを検討します。

（イ）評価の手順

県の計画では、国のガイドラインに沿い、脆弱性評価が行われています。本市においても国のガイドラインに基づき、県の計画も踏まえて脆弱性の評価を行います。

STEP1　市を強靭化する上での目標の明確化

↓

STEP２　起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

↓

STEP３　脆弱性の評価（分析･課題の検討）

↓

STEP４　強靭化に必要な取組の検討

(ウ) 想定されるリスク

県の計画においては、南海トラフ地震の発生が危惧されていること、また近年、台風に伴う大雨などによる被害が甚大化する傾向にあることなどを念頭に対象リスクを「大規模自然災害」に設定しています。こうした県の計画や県が別途策定している「三重県防災・減災対策行動計画」、また本市が策定している「鳥羽市地域防災計画」の内容を踏まえ本市の地域特性を考慮し、以下のように想定されるリスクを整理しました。

南海トラフ地震の発生は、県の計画で想定されている被害発生状況を想定し、県の作成しているリスクシナリオに準拠します。

図表 25　本市の想定されるリスク

災害の種類	災害の規模
南海トラフ地震	理論上最大クラスの地震（市内で震度７及び震度６強を観測する地震）（「三重県防災・減災対策行動計画」に準拠）
台風や大雨などに伴う河川の氾濫や浸水被害	加茂川など市内を流れる河川の氾濫や市街地区域の浸水
竜巻	国内最大級（Ｆ４[1]）の発生
土砂災害	土砂災害
高潮	高潮

(エ)「備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の計画及び県の計画との調和を図り、８つの事前に備えるべき目標を設定しました。また事前に備えるべき目標の達成を妨げる事態として、国の計画では、45 の「起きてはならない最悪の事態」を設定しています。また県の計画ではこうした国の計画の内容を参考とし、39 の「起きてはならない最悪の事態」を設定しています。こうした国の計画及び県の計画を、４つの有人島を有していることや観光業が盛んであることなど本市の実情に応じて整理し、28 の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

[1] Ｆ４とは、竜巻などの突風被害の状況から風速を推定する藤田スケール（F スケール）のうち、93～116m/s(約４秒間の平均)の規模を指します。具体的には「住家がバラバラになって辺りに飛散し、弱い非住家は跡形なく吹き飛ばされてしまう。鉄骨づくりでもペシャンコ。列車が吹き飛ばされ、自動車は何十メートルも空中飛行する。１トン以上ある物体が降ってきて、危険この上もない。」という規模であり、これまで日本で観測された最大規模のものです。

図表 26　事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態※1
1．命の保護が最大限図られる	1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊・火災等による死傷者の発生
	1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
	1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2．救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1 被災地での水・食料等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2 離島を含む多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3 被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-5 観光客を含む想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
	2-6 医療施設及び関係者の不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
3．必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 被災等による治安の悪化
	3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
	3-3 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4．必要不可欠な情報通信機能を確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2 災害情報が必要な者に伝達できない事態
5．経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	5-2 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止
	5-3 食料等の安定供給の停滞
6．生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等の確保と、早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・ＬＰガスサプライチェーンの機能の停止
	6-2 上下水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3 地域交通ネットワークが分断する事態
7．制御不能な二次災害を発生させない	7-1 住宅密集地での大規模火災の発生
	7-2 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-3 有害物質の大規模拡散・流出
	7-4 風評被害等による市内経済等への甚大な影響
8．地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2 基幹インフラの損壊や道路啓開等の復旧を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

※1　基本法第 17 条第３項による事態の想定とする。

（オ）脆弱性の評価結果

「起きてはならない最悪の事態」ごとに脆弱性の評価をおこない、評価結果を８つの「事前に備えるべき目標」ごとに整理しました。

事前に備えるべき目標　1．命の保護が最大限図られる

起きてはならない最悪の事態
1-1建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊・火災等による死傷者の発生
1-2広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
1-3異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
1-4情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

対象の事態	評価結果
1-1	市内には、木造住宅を主とした住宅密集地が存在している。火災発生時の犠牲者の最小化や、延焼等による被害の拡大を防ぐとともに、空き家対策等も併せて取り組み、市全体の防災性を高めるまちづくりを推進することが必要である。
	鳥羽市耐震改修促進計画に基づき、耐震診断の受診を促進するとともに耐震補強工事を行う市民等を支援するなど、住宅その他建築物の耐震化を促進する必要がある。またホテル、物販店舗等の大規模建築物についても事業者等と連携し、耐震化を進めるとともに、大規模空間建築物の天井の脱落等を防止するための対策を進める必要がある。
1-2 1-4	津波からの適切な避難場所を確保し、避難所の機能強化や必要な資機材の整備等に取り組む必要がある。また、同報系防災行政無線による情報伝達のほか、市ホームページで発信している防災情報等や、とばメールへの登録、さらに県が行っている防災みえ．ｊｐ等の活用を周知することが必要である。住民一人ひとりの津波避難計画の普及を図るとともに、住民の迅速な津波避難や災害時要援護者対策等のより実践的な防災訓練等を実施する必要がある。
1-2 1-3	津波ハザードマップにより浸水想定区域や津波到達時間などを事前に市民等へ周知することで、市民等の危機管理意識の向上や自主避難態勢の確立を行うことが、被害の軽減に極めて有効であることから、引き続き周知に努める必要がある。
1-3 1-4	市内を流れる加茂川等の河川において、洪水ハザードマップにより浸水想定区域を事前に市民等へ周知することで、自主避難態勢の確立を行うことが、被害の軽減に有効であることから周知に努めるほか、洪水被害等の発生、または発生のおそれが生じた場合、その被害の軽減を図るため、関係機関と連携してすみやかに水防活動を実施するとともに、排水機場の適切な管理を行うことが重要である。また、土砂災害による被害を防ぐため、警戒区域等の周知に努めるとともに、避難体制や土砂災害防止施設の整備を推進する必要がある。

事前に備えるべき目標	2. 救助･救急、医療活動等が迅速に行われる

起きてはならない最悪の事態
2-1被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
2-2離島を含む多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
2-3被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2-4救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
2-5観光客を含む想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
2-6医療施設及び関係者の不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

対象の事態	評価結果
2-1 2-5	水・食料等の物資の備蓄に加え、被災時に水・食料等の物資の補給線が断たれないよう、避難路や緊急輸送道路となる道路等の環境整備を進める必要がある。また災害時の物資輸送を長期にわたって停止させないよう橋梁等の保全や長寿命化を実施するとともに、障害物の除去等の管理行為の迅速化等を道路管理者と協力しながら推進する必要がある。
2-2	離島や沿岸部など災害時に孤立の可能性のある地域へは、ヘリコプター等の輸送手段を考慮するとともに、交通路及び物資輸送手段や海上輸送策の確保を優先し、橋梁や岸壁の耐震化、ヘリポートの整備充実等を図り、緊急輸送道路や船舶などの交通インフラを確保するための取り組みを進める必要がある。また衛星携帯電話等の災害時における通信機能の運用確認を行うことが重要である。
2-3 2-4	発災後、72 時間の救助・救急活動に人的・物的資源を優先的に配分し、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関と連携した体制を構築するため、事前の体制確認を行い、円滑な救助・救急活動等の実施に備えることが重要である。
	県等とも連携し災害時の石油燃料の確保に取り組むほか、救援部隊等の関係機関による救助・捜索活動が早期に実施できるような受援体制の構築をしておく必要がある。
2-5	市外からの観光客等が帰宅困難者になった場合に備え、帰宅するまでの一時的な滞在期間中、物資や滞在スペースを提供できる体制を整備する必要がある。そのため民間事業者等との協力協定締結等を行い、滞在スペースの確保や、水・食料等の物資の十分な確保に備える必要がある。
2-3 2-6	災害発生時の医療救護活動を迅速かつ適切に実施できるよう、市内や近隣市町の医療関係団体等の協力体制を充実することが必要である。また医療需要に対応するため、市内の診療所等における医療体制を確保するとともに、救急業務の充実や医療機関との連携強化を図る必要がある。

事前に備えるべき目標	3. 必要不可欠な行政機能を確保する

起きてはならない最悪の事態
3-1被災等による治安の悪化
3-2信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
3-3市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

対象の事態	評価結果
3-1	被災等による治安の悪化を防ぐために、市民一人ひとりの防犯知識の習得や防犯意識の向上に警察等と協力しながら取り組むことが重要である。
3-2	災害発生時には、信号機の全面停止など、さまざまな交通の混乱の発生が予測されるため、道路管理者、警察署及び民間団体等との連携・協力体制を構築し、交通秩序の維持について万全を期する必要がある。また警察等と連携し、市民に対しての交通法規の理解促進や、交通安全意識の醸成に取り組むことも重要である。
3-3	円滑な初動体制等の構築のため、災害対策本部設置等について平時より体制構築のための基盤を整え、災害時に迅速な対応を行うことができるよう備える必要がある。加えて、職員への訓練を実施し、平時から職員の危機管理意識を養い、災害対応も含めた実践能力の維持・向上に努める必要がある。
	災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、停電・断水を想定した場合を想定し、庁舎等の電気・燃料や水の確保等の方策の検討を進める必要がある。また市有施設の耐震化や浸水対策を進めるとともに、災害時に避難所等の拠点となる施設では、特に計画的な点検・改修を行う必要がある。
	応急危険度判定、応急仮設住宅等の確保、罹災証明の発行及び被災者台帳の整備等、被災者に対する業務を迅速に処理するための準備をするとともに、災害時における応急対策以外の行政サービスについても、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、通常通りの業務が最短で提供できるような組織を構築する必要がある。

事前に備えるべき目標	4. 必要不可欠な情報通信機能を確保する

起きてはならない最悪の事態
4-1電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
4-2災害情報が必要な者に伝達できない事態

対象の事態	評価結果
4-1	県と市町の間で定めている「非常通信ルート」の確認を行い、災害発生時における非常通信を確保する必要がある。また情報セキュリティやデータのバックアップ体制の強化により、電力供給停止時等においても市保有の情報を守りつづけるとともに、情報サービスの維持向上の方法を検討する必要がある。
4-2	市民や観光客等の迅速な避難行動を促すため、同報系防災行政無線による情報伝達のほか、とばメールや防災みえ．ｊｐ、携帯電話会社による緊急速報メール等のメール配信サービスや、市ホームページや公共情報コモンズ（Ｌアラート）等による災害情報の提供など、多様な情報提供手段の確保に努める。また、情報伝達体制の整備として、外国語に対応するために「Ｓａｆｅｔｙ　ｔｉｐｓ）、「ＶｏｉｃｅＴｒａ」等のツールの普及促進が必要である。
4-2	災害時にも情報の共有・提供ができるよう、あらかじめ市民や自治会等との情報伝達に関する連携・協力体制を充実するとともに、要配慮者が利用する施設に対する情報伝達について万全を期する必要がある。

事前に備えるべき目標	5. 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

起きてはならない最悪の事態
5-1サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
5-2基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止
5-3食料等の安定供給の停滞

対象の事態	評価結果
5-1	事業者等における自主的な防災対策の推進を促すため、「みえ防災・減災センター」、「みえ企業等防災ネットワーク」等との連携を促進し、業務継続計画（ＢＣＰ）の策定促進に取り組む必要がある。
5-1 5-3	強靭な経済構造の構築を促すため、生産拠点の国内回帰等を進める必要がある。また、円滑な域内循環システムの構築を図るとともに、域内消費を向上させるため、製造業等の生産力を拡大させ、流通の仕組みの改革に取り組む必要がある。
5-2 5-3	県等と連携し、緊急時の救助・救援、災害時の復旧・復興を担うとともに、発災後でも地域産業・経済活動を支える基盤となりうる交通（海上輸送含む）が確保されるよう緊急輸送道路等の整備や緊急輸送道路にある橋梁等の耐震対策を推進する必要がある。また、地域の孤立化を防止するため、冠水等による交通障害への対策が必要である。
5-3	食料等の安定供給の途絶による被害を抑え、市民の安全を確保するため、物資の供給等に関し、民間団体等とあらかじめ協定を締結するとともに、自治会や市民団体等との連携・協力体制を構築する必要がある。また救援物資の受入れ・仕分け・配送を迅速に行い、必要な場所に必要な物資を供給できるような連絡・運搬体制を整備する必要がある。

※サプライチェーン・・・個々の事業者等の役割分担にかかわらず、原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスの繋がり。

事前に備えるべき目標	6. 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等の確保と、早期復旧を図る

起きてはならない最悪の事態
6-1電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
6-2上下水道等の長期間にわたる供給停止
6-3地域交通ネットワークが分断する事態

対象の事態	評価結果
6-1	災害時に備えたエネルギー供給源の多様化のため、自立・分散型エネルギーの導入や、再生可能エネルギーと蓄電設備の組合せ、非常電源の導入等を積極的に検討し、エネルギー供給の途絶時にも、行政機能および避難体制への影響を最小限に抑える必要がある。
6-2	「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、本市が参加している南勢志摩ブロック第８ブロック内の他市町と応急給水体制を事前共有するなど早期に対応できるように備える必要がある。また平時からの飲料水や簡易トイレ等の備蓄について、市民への啓発を継続的に実施するとともに避難所等への配布・配備体制の充実を図る必要がある。
	上下水道処理施設等の点検・調査等を実施し、必要に応じて施設の老朽化対策、耐震化等を進める必要がある。
6-3	発災後、地域交通ネットワークの途絶からの復旧のための迅速な道路・航路啓開の展開に向けて、県や建設事業者等との連携体制の構築等、道路・航路啓開態勢の整備を行う必要がある。また道路や線路等が局所的に閉鎖となった場合や船舶交通に危険が生じている場合に、代替交通手段や経路等の確保及び地域を孤立させないための交通ネットワークの充実を図る必要がある。

事前に備えるべき目標	7.制御不能な二次災害を発生させない

起きてはならない最悪の事態
7-1市街地での大規模火災の発生
7-2沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
7-3有害物質の大規模拡散・流出
7-4風評被害等による市内経済等への甚大な影響

対象の事態	評価結果
7-1	火災等による被害の防止や最小化のためには、平時における防災訓練等の実施により、市、関係機関及び市民等がとるべき防災活動を実践し、防災対策を習熟することが重要である。また事業所や建物所有者等の防災意識向上を図ることで初期消火設備の配備に万全を期す必要がある。さらに消防団員、自主防災組織等における教育訓練の充実などにより大規模延焼等の防止に万全を期す必要がある。
7-2	県が策定している「三重県緊急輸送道路ネットワーク計画」において緊急輸送道路に指定されている道路沿いの建築物で、倒壊により通行を妨げ、不特定多数の者の円滑な避難を困難とする可能性のある建築物の耐震化を促進する必要がある。
7-3	有害物質の大規模・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止する取り組みを進める必要がある。
7-4	災害発生時において、市内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションする必要がある。特に観光関連業への影響を想定し、風評被害等により観光客入込客数等が長期的に大きく減少することを未然に防ぐための情報や情報発信経路については、平時からその方法等を検討する必要がある。

事前に備えるべき目標	8. 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

起きてはならない最悪の事態
8-1大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-2基幹インフラの損壊や道路啓開等の復旧を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-3地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

対象の事態	評価結果
8-1	平成 29（2017）年に策定した災害廃棄物処理計画に沿って災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行うとともに、県や近隣市町等との緊密な情報共有体制を構築することが必要である。
8-2	被災した公共土木施設への迅速な応急復旧態勢の強化を進めるため、建設業界と緊急時における協定等を締結し、道路啓開を迅速に展開できる態勢の充実を図るための訓練を実施するなど、発災時に適切な行動がとれる態勢を整える必要がある。
8-3	災害時において、市の果たし得る能力には限界があるため、被災者に対しきめ細かな援助を行ううえでは、災害ボランティア等の協力が不可欠である。このため、災害ボランティア等の能力を十分に発揮し、効果的に活動を展開するため、ボランティアセンターの受入れや派遣の体制整備に努める必要がある。
	地域づくりやコミュニティ力を強化するための取り組みとして、住民 1 人ひとりの津波避難計画の作成、防災訓練等の取り組みを充実させ、自主防災組織、事業所、ボランティア等の防災連携体制の確立を図ることが重要である。
	災害時における女性、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児及び傷病者等への対応力を向上するとともに、思いやりや寛容さのある地域づくりを推進するため、コミュニティ強化に係る支援等の取り組みを充実する必要がある。また市内に住む外国人住民が災害時に孤立しないよう外国人住民と地域住民が参加する防災訓練等を実施しつつ、災害時に地域の支援者となりうる外国人住民の育成につなげることが重要である。

（３）強靭化に向けた取り組み

（ア）強靭化の推進に向けた分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」ごとに行った脆弱性の評価結果をもとに、こうした最悪の事態を回避するために取り組むべき施策を検討しました。取り組むべき施策は、本計画の４つのまちづくりの政策の柱に基づき、分野を設定します。

図表 27　前期基本計画の政策の柱

政策の柱
１．出産・子育てを支え、学びと交流が活発に行われる 【子育て】、【教育・人材育成】、【交流の促進】
２．人が集い活力あふれるまち 【観光の魅力向上】、【産業振興と経営の安定化】、【就業・起業】
３．人と自然が調和した環境にやさしいまち 【環境保全】、【自然共生】、【生活環境】
４．誰もが生きがいを持ち、安心して暮らせるまち 【福祉】、【安全安心な暮らし】、【保健医療・各種手続き】

（イ）各分野の強靭化に向けた取り組み

本計画の各分野（政策の柱）における施策目標と脆弱性評価で設定した 28 の「起きてはならない最悪の事態」の関係を次表のとおり整理しました。

取り組みは、施策目標ごとに紐づけられる施策の展開に基づき推進します。また、具体的な事業単位での実施は「別紙 工事等一覧」のうえ、取り組みを展開します。

政策の柱	分野	施策目標	1. 命の保護が最大限図られる				2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる						3. 必要不可欠な行政機能を確保する			4. 必要不可欠な情報通信機能を確保する		5. 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない			6. 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等の確保と、早期復旧を図る			7. 制御不能な二次災害を発生させない				8. 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する		
			1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊・火災等による死傷者の発生	1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	2-2 離島を含む多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	2-3 被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	2-5 観光客を含む想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足	2-6 医療施設及び関係者の不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	3-1 被災等による治安の悪化	3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	3-3 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	4-2 災害情報が必要な者に伝達できない事態	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	5-2 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止	5-3 食料等の安定供給の停滞	6-1 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	6-2 上下水道等の長期間にわたる供給停止	6-3 地域交通ネットワークが分断する事態	7-1 市街地での大規模火災の発生	7-2 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	7-3 有害物質の大規模拡散・流出	7-4 風評被害等による市内経済等への甚大な影響	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	8-2 基幹インフラの損壊や道路啓開等の復旧を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
1.出産・子育てを支え、学びと交流が活発に行われる	子育て	①子どもと子育て家庭をやさしく支える				●											●													●
	教育・人材育成	②子どもの未来の礎となる鳥羽ならではの教育を進める	●											●			●													
		③しっかり学ぶ子どもたちを育てる												●			●													
		④多様な立場や個性を認め合う精神を育てる											●																	●
		⑤生涯学習やスポーツを進める																												
	交流の促進	⑥鳥羽ファンの憩いとつながりづくり									●						●	●								●				

政策の柱	分野	施策目標	1. 命の保護が最大限図られる				2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる						3. 必要不可欠な行政機能を確保する			4. 必要不可欠な情報通信機能を確保する		5. 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない			6. 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等の確保と、早期復旧を図る			7. 制御不能な二次災害を発生させない				8. 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する		
			1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊・火災等による死傷者の発生	1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	2-2 離島を含む多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	2-3 被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	2-5 観光客を含む想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足	2-6 医療施設及び関係者の不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	3-1 被災等による治安の悪化	3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	3-3 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	4-2 災害情報が必要な者に伝達できない事態	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	5-2 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止	5-3 食料等の安定供給の停滞	6-1 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	6-2 上下水道等の長期間にわたる供給停止	6-3 地域交通ネットワークが分断する事態	7-1 市街地での大規模火災の発生	7-2 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	7-3 有害物質の大規模拡散・流出	7-4 風評被害等による市内経済等への甚大な影響	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	8-2 基幹インフラの損壊や道路啓開等の復旧を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
2.人が集い活力あふれるまち	観光の魅力向上	⑦海洋文化を守り、活かす	●	●	●	●					●														●					
		⑧まちの美しさと機能を保つ				●											●													
		⑨地域資源を活かした経済循環				●					●						●	●									●			
	産業振興と経営の安定化	⑩水産業を守り育てつなぐ															●													
		⑪農業に触れる機会をつくる															●													
		⑫商工業の明日を支える															●													
	就業・起業	⑬とばびとの「働く」を支える																								●		●		●

政策の柱	分野	施策目標	1. 命の保護が最大限図られる				2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる						3. 必要不可欠な行政機能を確保する			4. 必要不可欠な情報通信機能を確保する		5. 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない			6. 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等の確保と、早期復旧を図る			7. 制御不能な二次災害を発生させない				8. 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する		
			1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊・火災等による死傷者の発生	1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	2-2 離島を含む多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	2-3 被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	2-5 観光客を含む想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足	2-6 医療施設及び関係者の不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	3-1 被災等による治安の悪化	3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	3-3 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	4-2 災害情報が必要な者に伝達できない事態	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	5-2 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止	5-3 食料等の安定供給の停滞	6-1 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	6-2 上下水道等の長期間にわたる供給停止	6-3 地域交通ネットワークが分断する事態	7-1 市街地での大規模火災の発生	7-2 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	7-3 有害物質の大規模拡散・流出	7-4 風評被害等による市内経済等への甚大な影響	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	8-2 基幹インフラの損壊や道路啓開等の復旧を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
3.人と自然が調和した環境にやさしいまち	環境保全	⑭環境負荷の少ない循環型社会の創出																							●		●			
	自然共生	⑮緑と海を次代に残す																				●					●			
	生活環境	⑯住環境・土地利用の健全化																						●	●					
		⑰安全で快適な道路環境整備に努める												●					●						●					
		⑱安心な水を未来につなぐ																				●								

政策の柱	分野	施策目標	1. 命の保護が最大限図られる				2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる						3. 必要不可欠な行政機能を確保する			4. 必要不可欠な情報通信機能を確保する		5. 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない			6. 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等の確保と、早期復旧を図る			7. 制御不能な二次災害を発生させない				8. 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する		
			1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊・火災等による死傷者の発生	1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	2-2 離島を含む多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	2-3 被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	2-5 観光客を含む想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足	2-6 医療施設及び関係者の不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	3-1 被災等による治安の悪化	3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	3-3 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	4-2 災害情報が必要な者に伝達できない事態	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	5-2 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止	5-3 食料等の安定供給の停滞	6-1 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	6-2 上下水道等の長期間にわたる供給停止	6-3 地域交通ネットワークが分断する事態	7-1 市街地での大規模火災の発生	7-2 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	7-3 有害物質の大規模拡散・流出	7-4 風評被害等による市内経済等への甚大な影響	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	8-2 基幹インフラの損壊や道路啓開等の復旧を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
4.誰もが生きがいを持ち、安心して暮らせるまち	福祉	⑲みんなで支え合うまちをつくる						●	●				●																	●
		⑳高齢者が地域でいつまでも暮らせるまちをつくる																												●
		㉑障がい者の地域での主体的な生活を支える																												●
	安全安心な暮らし	㉒災害や犯罪に強いまちをつくる	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		㉓消防・救急体制を充実する							●	●	●	●																		
		㉔地域に合った移動手段を考える						●										●				●			●					
	保健医療・各種手続き	㉕健康で安心できる暮らしを支える																												●
		㉖質の高い市民サービスを提供する													●															

資料編

施策目標の担当課一覧

将来像	政策の柱	カテゴリー	施策目標	施策展開	所管課
誰もがキラめく鳥羽　海の恵みがつなぐ鳥羽	出産・子育てを支え、学びと交流が活発に行われるまち	【子育て】	①子どもと子育て家庭をやさしく支える	1　楽しみながら子育てができる環境づくり 2　未来ある子どもを育む教育・保育の充実 3　安心して毎日を過ごせる環境の充実 4　誰ひとりとして取り残さないサポート体制の推進	健康福祉課、教委総務課、学校教育課
		【教育・人材育成】	②子どもの未来の礎となる鳥羽ならではの教育を進める	1　地域の魅力を伝える 2　伝えたいことを表現できるように導く教育	教委総務課、学校教育課
			③しっかり学ぶ子どもたちを育てる	1　確かな学力を育てる 2　豊かな心と健やかな体を育てる 3　快適な教育基盤をつくる	教委総務課、学校教育課
			④多様な立場や個性を認め合う精神を育てる	1　人権施策啓発の推進 2　女性活躍とダイバーシティの推進 3　国際的な文化に対する理解の醸成	市民課、生涯学習課、学校教育課
			⑤生涯学習やスポーツを進める	1　生涯学習活動の充実 2　社会教育施設のあり方の見直し 3　図書館の充実 4　スポーツ活動に取り組める環境づくり	生涯学習課
		【交流の促進】	⑥鳥羽ファンの憩いとつながりづくり	1　交流実現するための快適空間づくり 2　市民がつながる機会づくり 3　交流人口・関係人口の増加	企画財政課、建設課、市民課、生涯学習課、農水商工課、健康福祉課、観光課

将来像	政策の柱	カテゴリー	施策目標	施策展開	所管課
誰もがキラめく鳥羽　海の恵みがつなぐ鳥羽	人が集い活力あふれるまち	【観光の魅力向上】	⑦海洋文化を守り、活かす	1　鳥羽うみの文化を守る・伝える 2　知りたいニーズに対応できる受け入れ体制づくり 3　戦略的なプロモーション 4　観光推進体制の充実	観光課、農水商工課、生涯学習課
			⑧まちの美しさと機能を保つ	1　ビューポイントの保全 2　持続可能な受入れ基盤の維持 3　交通結接の維持	観光課、建設課、定期船課
			⑨地域資源を活かした経済循環	1　域内流通の促進 2　滞在型観光の充実 3　鳥羽ざかなの価値向上・食の魅力拡充 4　地域資源を活用した商品開発と販路開拓	観光課、農水商工課
		【産業振興と経営の安定化】	⑩水産業を守り育てつなぐ	1　水産資源の保全と漁業生産に関する技術指導 2　漁港施設の維持管理 3　漁業経営の安定化 4　生産現場と消費現場をつなぐ 5　生産・流通施設の整備・検討	農水商工課
			⑪農業に触れる機会をつくる	1　農業生産基盤の保全 2　農作物の鳥獣害対策 3　農業の安定化	農水商工課
			⑫商工業の明日を支える	1　中小企業の経営安定化 2　次世代につなぐ時代の変化に則した経営の支援	農水商工課
		【就業・起業】	⑬とばびとの「働く」を支える	1　多様な形での働き手の増加 2　多様な働き方や鳥羽の魅力を伝える 3　働きやすさのサポート 4　企業支援	農水商工課、観光課、健康福祉課、定期船課

将来像	政策の柱	カテゴリー	施策目標	施策展開	所管課
誰もがキラめく鳥羽　海の恵みがつなぐ鳥羽	人と自然が調和した環境にやさしいまち	【環境保全】	⑭環境負荷の少ない循環型社会の創出	1　地球にやさしいまちづくり 2　適正なごみ処理とごみの減量化	環境課
		【自然共生】	⑮緑と海を次代に残す	1　森林の適正な保全 2　生活排水対策の向上 3　海ごみの撲滅を目指す	環境課、農水商工課、水道課
		【生活環境】	⑯住環境・土地利用の健全化	1　空家対策の推進 2　土地利用の適正化 3　市営住宅の適正な管理 4　地域ぐるみで暮らしの環境を考える	建設課
			⑰安全で快適な道路環境整備に努める	1　道路改良の推進 2　地域ニーズを踏まえた道路管理の充実 3　幹線道路の充実	建設課
			⑱安心な水を未来につなぐ	1　安全・安心な水の供給 2　強靭でしなやかな水道施設の整備 3　健全で持続可能な水道事業	水道課

将来像	政策の柱	カテゴリー	施策目標	施策展開	所管課
誰もがキラめく鳥羽　海の恵みがつなぐ鳥羽	誰もが生きがいを持ち、安心して暮らせるまち	【福祉】	⑲みんなで支え合うまちをつくる	1　活きいきした地域づくり 2　他機関のネットワークづくり 3　生活保障の確保	健康福祉課
			⑳高齢者の地域でいつまでも暮らせるまちをつくる	1　みんなで支える介護保険 2　いきいきと活動できる地域づくり 3　高齢者の権利擁護と尊厳の保持	健康福祉課
			㉑障がい者の地域での主体的な生活を支える	1　相談支援体制の充実、地域で自立するための活動の場・働く場の確保 2　地域での生活を支えるためのサービス充実 3　ともに生きるための暮らしやすい環境づくり	健康福祉課
		【安全安心な暮らし】	㉒災害や犯罪に強いまちをつくる	1　防災対策（公助） 2　防災対策（自助） 3　防災対策（共助） 4　福祉の防災対策 5　観光地の防災対策 6　交通安全対策の推進 7　防犯対策の推進	総務課、市民課、農水商工課
			㉓消防・救急体制を充実する	1　消防力の整備充実 2　市民・事業者等の防火救急意識の向上 3　消防・救急救助体制の充実	消防本部
			㉔地域に合った移動手段を考える	1　地域に合った移動手段を話し合う場づくり 2　くらしの目的を達成するための一体的な交通システムの構築 3　経営視点を入れた効率的な公共交通の運営 4　交通に頼らない暮らしを支えるサービスの充実	定期船課、企画財政課、健康福祉課、教委総務課
		【保健医療・各種手続き】	㉕健康で安心できる暮らしを支える	1　健康・予防意識の向上 2　いざという時の受診体制を整える	健康福祉課、市民課
			㉖質の高い市民サービスを提供する	1　信頼できる窓口業務 2　安心できる社会保障制度の運営	市民課、税務課、環境課

用語集

用語		用語の意味	掲載ページ
ア行	ＩｏＴ	Internet of Things の略。 様々な「モノ」がインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組み。	P.45
	空き家バンク制度	市内の空き家等の有効活用を通して定住及び商業活動の促進による地域の活性化を図るため、空き家等の情報を提供する制度。	P.67,68
	ＡＩチャットボット	ＡＩによる音声認識や機械学習を活用したメッセンジャーサービス上でのユーザからの自然言語による問いかけに対して自動応答する技術。	P.44
	エコツーリズム	環境や社会的なものまで含めての生態系の維持と保護を意識し、地域社会の発展への貢献を考慮した旅行、リクリエーション。	P.42,48
	ＳＮＳ	Social Networking Service の略。 人と人とのつながりをサポートするコミュニティ型の Web サイト。 Facebook 、Twitter、LINE、instagram など。	P.43,45,50,58,106
	ＳＤＧｓ	持続可能な開発目標（SDGs）とは，2001 年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として，2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。	P.32,40
	ＬＧＢＴ（性的マイノリティ）	LGBT とは性的指向（Lesbian, Gay, Bisexual）と性自認（Transgender）の頭文字をとって組み合わせた言葉。	P.32
カ行	過疎債	過疎地域自立促進特別措置法に基づいて発行される過疎対策事業債のこと。同法で定められた過疎地域に該当する市町村に限り発行が認められる地方債。	P.107
	かもめバス	市内を走る市営路線バスの愛称。平成 21（2009）年 10 月より、市内路線バスを再編成し新たに運行を開始。土日祝日におけるダイヤの増便、ゾーン制運賃の導入、各種割引制度の実施など様々な変更を加えた。	P.91,92
	簡易水道	水道法上、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する水道のうち、給水人口が 100 人を越え 5,000 人以下であるものをいう。	P.72
	完全失業率	「労働力人口（15 歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの）」に占める「完全失業者」の割合。	P.57
	ＧＩＧＡスクール構想	文部科学省が提唱する子ども１人１台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたち一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境の実現を目指す構想。	P.28,30
	義務的経費	地方自治体の経費のうち、支出が義務的で任意では削減できない経費。歳出のうちの人件費、公債費、扶助費が該当する。この義務的経費の割合が小さいほど財政の弾力性があり、比率が高くなると財政の硬直度は高まる。	P.11
	緊急防災・減災事業債	全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための事業のうち、住民の避難、行政・社会機能の維持及び災害に強いまちづくりに資する地方単独事業を対象とする地方債のこと。	P.107
	ケアプランチェック	介護専門支援員が作成したケアプランが、ケアマネジメントのプロセスを踏まえた「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかを保険者が介護支援専門員とともに検証確認すること。	P.78
	経常収支比率	毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源が、地方税、地方交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源などの合計額に占める割合のこと。	P.73

用語		用語の意味	掲載ページ
カ行	公衆無線ＬＡＮ	電波を利用して、インターネットに接続できる接続方法のこと。無線ＬＡＮの普及促進を行う業界団体Ｗｉ-Ｆｉ Alliance から相互接続性などの認証を受けた機器のことをＷｉ-Ｆｉという。	P.44,83
	コオーディネーショントレーニング	運動を早く学習できるようにするための「学ぶ力」を得ることを最大の目的としたトレーニングのこと。	P.29,30,35,36
サ行	再生可能エネルギー	エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスを指す。	P.63,64
	財政調整基金	一般的に、標準財政規模の 10%が適正とされている各年度間の財源の不均衡を調整するための積立金のこと。	P.107,108
	３Ｒ	環境と経済が両立した社会を形成するためのキーワード。リデュース（Reduce）は無駄な消費を減らす、リユース（Reuse）は再使用する、リサイクル（Recycle）は再資源化。	P.61,62,63
	ジェネリック医薬品	「新薬（先発医薬品）」の特許が切れたあとに販売される、新薬と同じ有効成分、同じ効き目の価格の安い薬。	P.100
	実質公債費比率	経常一般財源に占める、普通会計における公債費の元利償還金及び公営企業の元利償還金への繰出金や、一部事務組合の公債費への負担金等に充当された一般財源の割合。早期健全化基準は 25%。	P.107,108
	指定管理者制度	地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理運営を、株式会社をはじめとした営利企業、財団法人、NPO 法人、市民グループなど、法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度。	P.96,97
	将来負担比率	公社や第三セクター等を含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。早期健全化基準は 350%。	P.107,108
	森林経営管理制度	森林経営管理法に基づく制度。市町が森林所有者の意向調査を実施し、所有者自らが管理できない森林について市町に経営管理権を設定したうえで、① 経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に再委託、② 経営に適しない森林については、市町自ら管理を実施する制度のこと。	P.65
	スマート漁業	ＩＣＴの活用や先端技術の開発の推進、生産・加工・流通現場への導入、連携基盤によるデータ活用、資源管理・評価の高度化による資源の増大、漁業経営の効率化・低コスト化・省労力化や漁獲物の高付加価値化による生産性・所得の向上、担い手の維持・発展を目指すこと。	P.50
	総合型地域スポーツクラブ	子どもから高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人々が、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できるという特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。	P.36
タ行	地域共生社会	社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの。	P.74,75
	デジタルアーカイブ	博物館、美術館、公文書館、図書館等の収蔵品を始め有形無形の文化資源（文化資材・文化的財）等をデジタル化して保存等を行うこと。デジタル化することによって、文化資源等の修復・公開や、ネットワーク等を通じた利用も容易となる。	P.40,42
ナ行	二次医療	診療所などで扱えないような病気、入院、手術が必要な患者に対応する医療機関。	P.91,95
	二次交通	２種類以上の交通機関を活用した移動の２種類目の交通のこと。主に拠点	P.44,45

用語		用語の意味	掲載ページ
ナ行		となる空港や鉄道の駅から観光地までの交通のことを指す。	
	認知症サポーターステップアップ講座	認知症サポーター養成講座を受けたが、具体的にどんなことが自分でできるのか、何か地域で活動したいと思っている方への講座。	P. 78
	認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者･農業生産法人のこと。担い手農業者とも呼ばれる。	P. 54
ハ行	人・農地プラン実質化	人・農地プランとは、農業者が話合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市により公表するもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 26 条を根拠としている。人・農地プランの実質化とは、人・農地プランを真に地域の話し合いに基づくものにする観点から、アンケートの実施、アンケート調査や話合いを通じて地図による現況把握を行った上で、中心経営体への農地の集約化に関する将来方針を作成すること。	P. 54
	辺地債	「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」に基づいて発行される辺地対策事業債のこと。同法で定められた辺地を包括する市町村に限り発行が認められる地方債。	P. 107
マ行	Ｍａａｓ	Mobility as a Service の略。ＩＣＴ を活用して交通をクラウド化し、公共交通か否か、またその運営主体にかかわらず、マイカー以外のすべての交通手段によるモビリティ（移動）を 1 つのサービスとしてとらえ、シームレスにつなぐ新たな「移動」の概念。	P. 45
	マイクロプラスチック	微細なプラスチックごみ（５㎜以下）のこと。含有／吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念される。	P. 65, 66
	満足度	市民意識調査において、「満足している（５点）」「やや満足している（４点）」「どちらでもない（３点）」「やや不満である（２点）」「不満である（１点）」の５段階で評価をした場合の平均点。	P. 31, 70, 98, 106
	みどりのカーテンプロジェクト	平成 22（2010） 年２ 月に「地球温暖化防止実行計画」を策定し、その具体的な取り組みとして、公共施設において、ゴーヤ、アサガオ、ヘチマ等の植栽を行うこととしている。	P. 61
ヤ行	ＵＩＪターン	大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Ｉターンは出身地以外の地方へ移住する形態、Ｊターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態。	P. 37, 59
	ユネスコ無形文化遺産	国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）において平成 23（2003）年に採択された「無形文化遺産の保護に関する条約」に基づく無形文化遺産を保護し、相互に尊重する機運を高めるため、登録制度。	P. 40
	要介護認定	日本の介護保険制度において、被保険者が介護を要する状態であることを保険者が認定するもの。被保険者に占める認定者の割合を要介護認定率という。	P. 77
ラ行	６次産業化	１次産業としての農林漁業と、２次産業としての製造業、３次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組み。	P. 48
ワ行	ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること。	P. 104, 105